

# 第5次 東海村地域福祉計画

～ 解り合い 支え合い ともにつくる ここちよいムラ～



令和8年度～令和12年度  
東海村



# ごあいさつ

---

東海村長 山田 修



現在、我が国では、かつてないスピードで少子高齢化と人口減少が進んでいます。加えて、ライフスタイルや価値観の多様化、核家族化の進行などにより、地域社会における人間関係の希薄化が懸念され、孤立や生活困窮、虐待など、福祉ニーズは一層複雑化・深刻化しています。

本村におきましても、高齢化の進展や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化、地域活動の担い手不足など、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。孤独・孤立の問題、介護と育児の両立、生活困窮など、個々の抱える課題は複雑かつ複合化しており、従来の行政サービスだけでは迅速な対応が難しいケースも増えています。こうした変化に対応し、誰もが自分らしく安心して暮らしていくためには、従来の分野別の福祉サービスに加え、地域ぐるみで支え合いながら課題を解決していく「地域福祉」の視点が不可欠であり、さらに、相談支援・生活支援・介護予防・子育て支援などを一体的に提供する包括的な支援体制の整備を進め、切れ目なく必要な支援につなげていくことが求められています。

このような状況の中、住み慣れた地域で、お互いが尊厳を持ち、いきいきと安心して、自立した生活を送ることができる「地域共生社会」の実現が急務となっています。行政には、よりきめ細やかな公的サービスの提供が求められますが、それだけでは生活課題の解決が難しい場面もあります。地域においても、住民の皆様や多様な団体・組織が連携し、地域の生活課題の解決に共に取り組むことが必要です。

第5次東海村地域福祉計画では、これまでの基盤を活かしつつ、制度や分野を超えて、人と人が「解り合い」、人と資源が世代や分野を超えて「つながり」、互いに「支え合う」ことで、多様な個性が交じり合いながら助け合う、温かみのある「ムラ」の実現を目指し、さまざまな取り組みを展開してまいります。

計画の推進にあたりましては、「住民・地域・行政」がこれまで以上に協力・連携し、それぞれの役割を果たしながら、顔の見える関係づくりを進めていくことが重要です。まずは、日常の中にあいさつや声かけがあふれ、近隣との小さなつながりや関心によって、普段の何気ない困りごとから緊急時まで、地域全体で支え合える「地域力」を一層高めていきたいと考えております。

計画策定はゴールではありません。基本理念を共有し、その実現に向けた取り組みを継続していくことが大切です。住民の皆様におかれましては、この基本理念の実現に向け、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました東海村地域福祉計画推進会議の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等にご協力いただきましたすべての関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

令和8年3月

# はじめに

---

## 新たな“共生：ともいき”を目指す時代へ —— 東海村の明日へのメッセージ ——

東海村地域福祉計画推進会議アドバイザー  
淑徳大学 教授 稲垣 美加子



現代社会は SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や AI（人工知能）をいかに使いこなすのか、人々の人生観や社会的な倫理観が個々人に問われる時代になってきています。便利な道具は“非対面”の社会生活を可能にできていますが、本当に便利な道具を使って“おひとり様”スタイルを志向して良いのでしょうか。AI はスイッチをいれて問いかけなければ、語りかけて来ません。家族や友達のように“気配に気が付いて”語りかけてくる（時におせっかい）ことはありません。

無論、見守りセンサーのように、いくつか条件入力をしておけば、それに該当するデータを察知したときには AI 側から働きかけることも可能です。しかし、その場合にも予め用意したバリエーションの範疇でのコミュニケーションになります。本来、人と人が交わすコミュニケーションは喜怒哀楽の多様な感情とそれをコントロールする理性や思考のバランスの中に創造的に醸し出されていくものでしょう。ある意味、想定や想像が難しいもので、だからこそ面白いし想定外の厚みがあります。

長年地域福祉計画の策定のためにお呼びいただき、村の皆さんと知恵を出し合う時、いつも、この面白さや厚みを感じて心温まる思いと敬意を抱いています。毎回の訪村の帰路は胸に温かな賜物が宿ります。地域福祉計画は法令により計画策定が“努力義務”とされている計画で、必ずしも作らなくてはならない計画ではありません。しかし、東海村においてはすでに“第5次”計画の策定を迎えています。そこに村の皆さんの“想い”を感じます。

ここまでの東海村の日々は必ずしも「順調な発展」に支えられてきたわけではないでしょう。東海村 JCO 臨界事故や東日本大震災など、村民の命や生活への危惧に村全体が一体となって挑戦し乗り越えてきた日々があります。私はずっとその歩みの傍らに立たせていただいてきました。そこには最先端の科学技術の開発の拠点として従来の企業城下町の力を活性化する歩みと、伝統文化と豊かな農産物の恵のなかに培われてきた丁寧な暮らしが息づいている様子と、その底力のコラボレーションを拝見してきました。

AIはあくまで道具です。村のこれからの歩みも、便利な道具を賢く活用しながら、それでも愚直に“人”として“ゆっくり”、時に“間違えながら”も温かく、厚みのあるコミュニケーションの中に未来に向けた村づくりが持続することと思います。地域福祉計画の策定には10代から70代の皆さんが参加し、対等に意見交換をしてきました。他の計画策定にない、“共生：ともいき”がすでにそこに萌芽しているような感慨を覚えています。

まだまだ社会の少子化傾向は続き、地域社会の維持には外国籍・多（他）文化の方たちとの共生も避けて通れない課題だと思われます。そしてそこにはやはりコミュニケーションや相互理解の難しさが存在することと思います。しかし、このような時代にあってもすでに地域福祉計画の策定過程に確認できる“共生：ともいき”の在り方は東海村において、さらなるつながりの創造の可能性を示しているように思います。

常に将来に向けて積極的に新しいものを取り入れながら、古き良きものを大事にしてきた東海村らしく、これからの時代に多様な文化や人々と“共生：ともいき”できる村づくりを持続していただくことを期待しております。

敬愛してやまない東海村の皆さまのご多幸と村の豊かな将来を祈念して。

令和8年3月

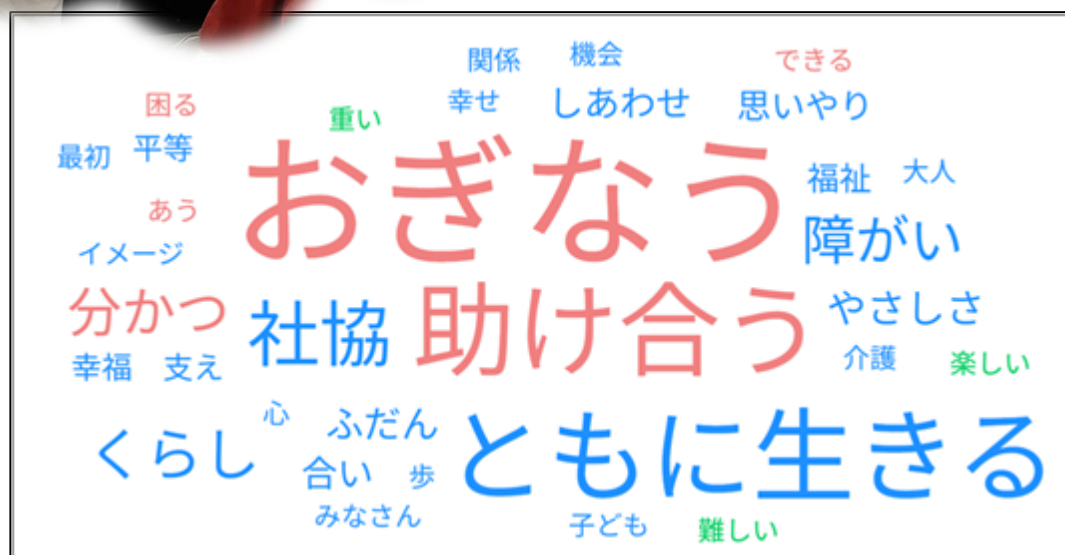
# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b>	<b>1</b>
1. 地域福祉・地域福祉計画・地域福祉活動計画とは	2
2. 計画策定の背景と目的	5
3. 計画の策定方法	8
4. 計画の期間	9
5. 計画の位置づけ	10
<b>第2章 地域福祉を取り巻く東海村の現状</b>	<b>11</b>
1. 統計からみる東海村の現状	12
2. アンケート調査にみられる住民等の意識	25
3. 第4次東海村地域福祉計画の実施状況	44
4. 本計画で取り組むべき課題	44
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>47</b>
1. 基本理念	48
2. 基本目標	48
3. 施策の体系	50
<b>第4章 施策の展開</b>	<b>51</b>
基本目標1 地域の仲間を増やそう	52
基本目標2 誰もがつながる地域をつくろう	54
基本目標3 すべての人の暮らしと権利を守ろう	56
<b>第5章 計画の推進と進行管理</b>	<b>57</b>
1. 推進体制	58
2. 進行管理	58
3. 計画の推進	58
<b>資料編</b>	<b>59</b>
資料1. 計画策定の経過	60
資料2. 東海村地域福祉計画推進会議設置要綱	61
資料3. 東海村地域福祉計画推進会議委員名簿	63
資料4. 東海村で展開されているさまざまな地域福祉活動	64
資料5. 統計データ	65
資料6 用語解説	85
<b>おわりに ～東海村地域福祉計画推進会議委員からのメッセージ～</b>	<b>87</b>



# 第1章 計画策定にあたって

1. 地域福祉・地域福祉計画・地域福祉活動計画とは
2. 計画策定の背景と目的
3. 計画の策定方法
4. 計画の期間
5. 計画の位置づけ



ユーザーローカル AI テキストマイニングによる分析 ( <https://textmining.userlocal.jp/> )

## 1. 地域福祉・地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

### (1) 地域福祉とは

皆さんは、「地域福祉」という言葉を聞いたことがありますか。地域福祉とは地域に暮らすすべての人が、自分らしく、安全で安心した生活を送ることができる社会をつくるために、地域社会の福祉課題の解決に向けて、ボランティア、福祉サービスを担う専門職、そしてサービス利用当事者である住民も含めて、行政と一体になり協力し合う考え方を指します。

なお、社会福祉法第4条では、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する機会を保障する地域社会の実現」を目指すものと定義されており、福祉サービスを必要とする人が地域の一員として日常生活を営み、社会・経済・文化活動に参加できる機会を確保することが目的とされています。また、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）でも、すべての人に健康と福祉（well-being）を提供することが目標の一つとして掲げられています。ここでいう「well-being（ウエルビーイング）」とは、個人が身体的・精神的・社会的に満たされた状態、つまり、その人が自分らしく自己表現を目指し続けられる状態を意味します。

#### ◎地域福祉を考える上で大切な「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの連携

自助	自分自身や家族による取り組み
互助	地域住民や身近な人同士、ボランティアなどによる支え合い
共助	社会保険や福祉制度による支援
公助	行政や公的機関によるサービス

地域福祉は、これらを課題の内容や状況に応じて組み合わせ、連携・協働しながら進めることが重要です。地域住民や関係機関が協力して、生活上の困りごとや被災時の課題など、多様な生活課題を把握し、解決やその予防に取り組むことが求められています。

さらに地域福祉の大切なポイントは、地域全体で支え合う文化を育むことです。「向こう三軒両隣（＝普段から親しく付き合うご近所）」のような日常的な助け合いの重要性について改めて考え直し、災害時などに互いを支え合える地域をつくることを目標としています。地域社会の福祉課題について、住民一人ひとりが自分ごととして地域での暮らしや人々の安全・安心に関心を寄せ、様々な活動に参加し、ともに考え行動することで、誰一人見逃すことなく、誰もが安心して暮らせる社会を実現していきます。

以上のことから、地域福祉とは、地域に暮らすすべての人の幸せを持続させるために、ボランティア、福祉サービスを担う専門職、そしてサービス利用当事者である住民が互いを尊重しながら支え合い、ともに生活課題を解決していく文化を醸成し、活動を開拓・活性化する取り組みの総称であるといえます。

## (2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」は、地域福祉を計画的、総合的に推進するために市町村が策定する計画です。社会福祉法第107条に、次のとおり規定されています。

### 社会福祉法（抜粋）

#### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「**市町村地域福祉計画**」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に位置づけられた市町村社会福祉協議会が中心となって策定する民間計画です。全国社会福祉協議会による「地域福祉活動計画策定指針」において地域福祉活動計画は、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営業者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」と定義されています。この「相互協力して策定する」という定義は、社会福祉法第107条第1項第四号に規定されている「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」と合致するものです。

市町村が策定する「地域福祉計画」と市町村社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」は相互に連携するとともに、補完し合いながら地域福祉を推進する役割を担っています。

**(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)**

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 2. 計画策定の背景と目的

---

### (1) 地域福祉を取り巻く社会や私たちの暮らしの変化

我が国では、かつて冠婚葬祭を中心に地域で互いに助け合う習慣が根付いていましたが、少子高齢化やライフスタイルの多様化に加え、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の普及による人間関係のオンライン化が進行しています。こうした変化の中、AI（人工知能）やデジタル技術への依存が対面での直接的なコミュニケーションを代替し、地縁を基盤としたつながりを持つ意義や自治会の役割を感じにくくなる世代が増加しています。その結果、人々や社会にかつてない利便性をもたらすデジタル化と、現実の日常生活における隣近所の関係の希薄化との間で、新たなつながりの形を模索することが急務となっています。

一方、近年、高齢者のみの世帯やひとり暮らし世帯の人、障害者手帳を持つ人、育児と介護を同時に行っている人、ともすれば地域で孤立しがちな子育て世帯や不登校・ひきこもりの子どもを抱えた高齢の親など、社会的な支援を必要とする人が増えています。また、100年に一度と言われる規模の自然災害が各地で起き、全国で毎年のように被害が確認されているものの、発生から10余年を経た東日本大震災についての記憶は、日々その鮮明さを失いつつあります。

こうした状況において、安全で安心な暮らしを確実なものとするためには、行政や社会福祉協議会などからの公的な支援を受けつつも、一人ひとりが地域の主体として互いに助け合う「地域共生社会」を私たち自身で作り上げることが必要です。そのためには、人々の地域への関心を喚起し、その主体性を育むことが大切であり、また、誰もが気軽に地域の活動に参加し、その機会を見出せるようにすることが重要です。そして、さらにそれらを起点に共創された地域社会を、循環可能な仕組みとして次世代へつなぐことが、SDGsの実現に向けた私たちの歩みといえます。

私たちは、東海村に暮らす人はもちろん、東海村に関わりのある人も含めたすべての人が生きがいを持ち安心して日々の生活を送ることのできる社会を、この「第5次東海村地域福祉計画」を通じて実現することを目指しています。

## (2) 地域福祉に関する国や県、村の動向

日本の社会構造や、地域に対する考え方、ライフスタイルが変化していくなか、国や県、村では私たちの暮らしを守るとともに福祉制度を持続可能なものとしていくために、さまざまな法律や計画等をつくり、福祉環境の整備を進めています。

福祉に関する主な法律や計画等について、第4次東海村地域福祉計画の策定以降の動きを次に示します。


年	内容
令和3 (2021)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害対策基本法が改正され、障がい者や高齢者など災害発生時の避難行動要支援者について、個別避難計画の策定が市町村の努力目標とされました。(国)</li> </ul>
令和4 (2022)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定され、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの一層の充実を図ることとされました。(国)</li> <li>● 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が公布され、地域社会との関係性などに起因した困難を抱える女性への支援実施のための計画策定が、市町村の努力目標とされました。(国)</li> <li>● 児童福祉法が改正され、子育て世帯への包括的な支援の体制強化や、児童相談所での一時保護開始時の判断について司法審査の導入等が規定されました。(国)</li> <li>● こども基本法が公布され、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することや子ども・若者育成支援推進大綱、こどもの貧困対策に関する大綱、少子化社会対策大綱を一元化するこども大綱の策定が規定されました。(国)</li> <li>● 自殺総合対策大綱が閣議決定され、子ども・若者の自殺対策、女性への支援、地域自殺対策などの強化が新たに追加されました。(国)</li> <li>● 社会福祉法の改正により、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題に対して、支援機関や地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目的に重層的支援体制整備事業を開始しました。(村)</li> </ul>
令和5 (2023)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもがまんなかの社会の実現を目指し令和4年に公布された、こども家庭庁設置法に基づいてこども家庭庁が設置されました。(国)</li> <li>● 孤独・孤立対策推進法が公布され、孤独・孤立対策を総合的に推進するため、基本理念や国及び地方公共団体の責務が規定されました。(国)</li> <li>● 共生社会の実現を推進するための認知症基本法が公布され、認知症に関する施策についての基本理念を定め、国及び地方公共団体が認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施することが責務とされました。(国)</li> </ul>

年	内容
令和6 (2024)年	<ul style="list-style-type: none"><li>● 平成31(2019)年3月に策定された令和5年を終期とする「茨城県地域福祉支援計画(第4期)」が、令和8年に策定される県の総合計画(第3次)と内容の整合を図るために、令和7年度まで延長されました。(県)</li><li>● 県民すべてが相互に人格と個性を尊重しあいながらともに生きる社会の実現をめざし、「ひとりひとりが尊重される社会をめざして」、「質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして」、「快適に暮らせる社会をめざして」を柱とする「第3期新しいばらき障害者プラン」が策定されました。(県)</li></ul>
令和7 (2025)年	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「東海村第6次総合計画(令和2年度～令和6年度)」に続く「総合計画」に相当する計画として、時代によって変わらない「ミッション」「バリュー」、社会の情勢や村民ニーズ等によって変わりうる「ビジョン」の考え方を取り入れた「まちづくりの羅針盤 ～“いいムラ”のデザインと実現～」が策定されました。(村)</li></ul>

### 3. 計画の策定方法

地域福祉計画については、「市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努める（中略）ものとする」（社会福祉法第107条第2項）とされています。

第5次東海村地域福祉計画の策定にあたっては、地域住民等の意見を反映するための取組や第4次計画の評価結果の考察・分析、関係機関からのヒアリング等を行いました。

項目		内容
1	東海村地域福祉計画推進会議	<p>村民、民生委員・児童委員、福祉団体関係者、ボランティア、学識経験者により構成される「東海村地域福祉計画推進会議」において、計画策定に係る内容についての協議を行いました（全6回）。</p> <p>村は、すべての世代の村民が地域を構成し、地域福祉を推進する重要な主体であると考えています。そのため、推進会議では村民の代表として、これからの地域社会を担う若い世代の意見も積極的に取り入れるために、高校生や大学生も構成委員とすることで年代的な多様性を確保し、さまざまな視点から地域福祉計画への意見をいただきました。</p> 
2	アンケート調査	<p>地域の状況や福祉に関する意見を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。</p> <p>「広報とうかい」や村ホームページ等を使って、アンケート調査の実施を周知し、専用のウェブフォームから回答していただきました。また、地域福祉活動を最前線で支える民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会の役員からの意見も募集しました。</p> <p>※アンケート調査の概要は p.25を参照</p>
3	パブリックコメント	<p>計画案及び計画案概要版を村ホームページ等で公開し、村民から広く意見を寄せていただきました。</p>

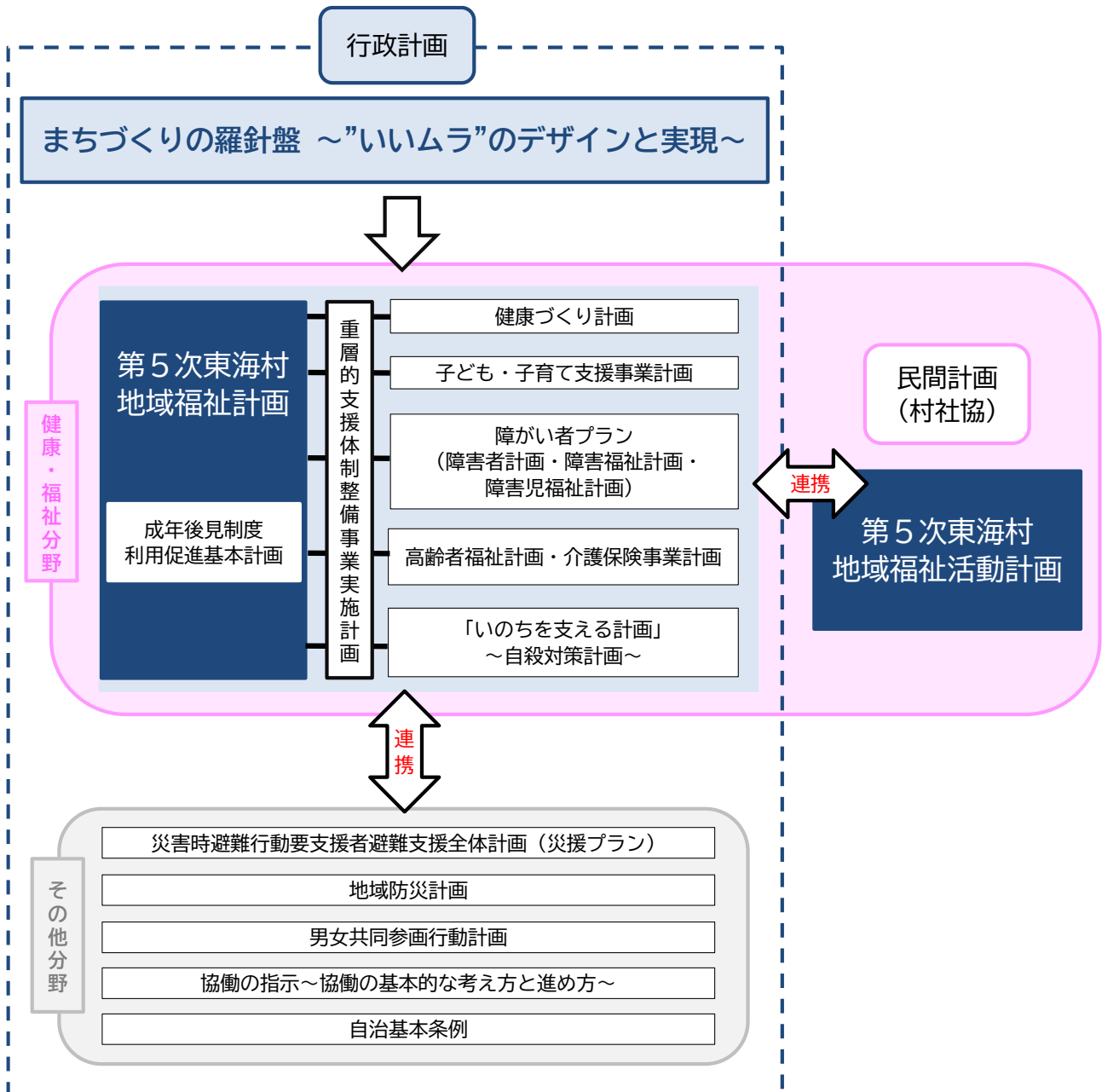
## 4. 計画の期間

本計画は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間の計画の期間とします。

年度										
2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
東海村第6次総合計画										
					新たな計画 まちづくりの羅針盤～"いいムラ"のデザインと実現～					
第3次	第4次東海村地域福祉計画				第5次東海村地域福祉計画					

## 5. 計画の位置づけ

「第5次東海村地域福祉計画」は、「東海村第6次総合計画」に続く村の新たな総合計画に相当する計画である「まちづくりの羅針盤」に定めるミッション「一人ひとりの“想い”をつなぎ誰もが“幸せ”になれる『いいムラ』を創る」を踏まえ、健康・福祉分野を担う各個別計画の上位計画として位置づけられ、第4次東海村地域福祉計画と同様、「成年後見制度利用促進基本計画」を包含した計画です。



## 第2章 地域福祉を取り巻く東海村の現状

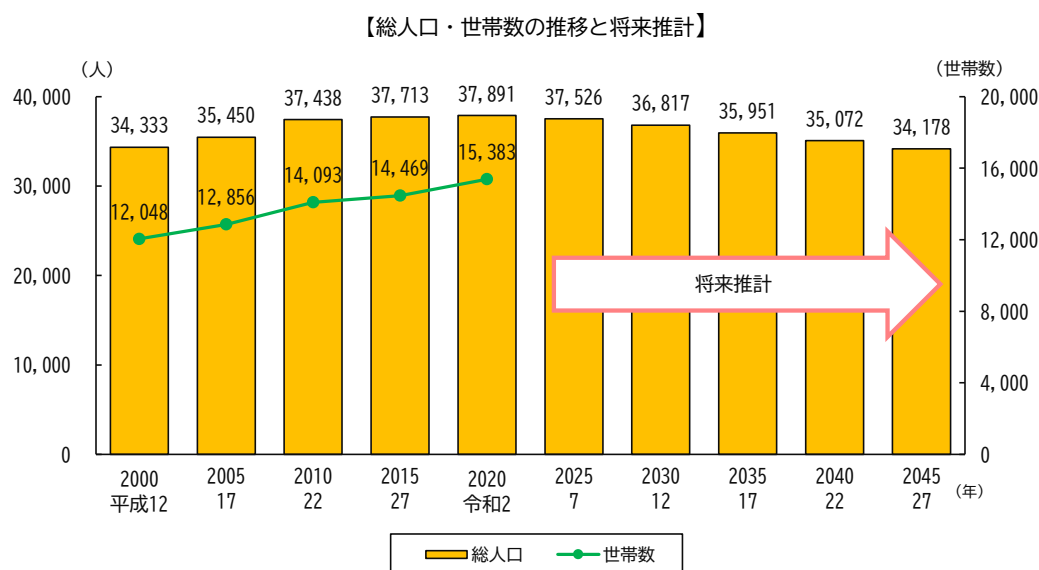
---

1. 統計からみる東海村の現状
2. アンケート調査にみられる住民等の意識
3. 第4次東海村地域福祉計画の実施状況
4. 本計画で取り組むべき課題

## 1. 統計からみる東海村の現状

### (1) 総人口・世帯数の推移と将来推計

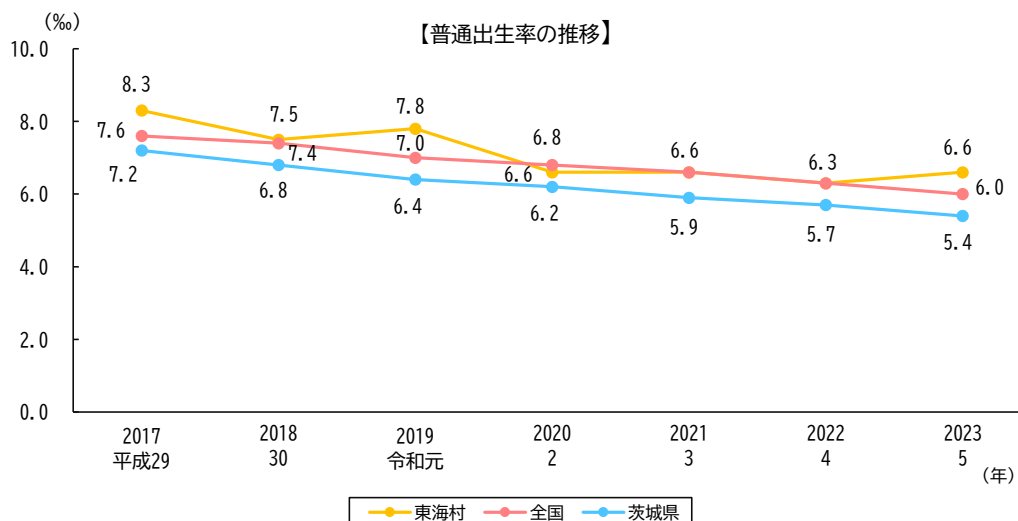
本村の総人口は、これまで産業基盤の整備や地域の発展とともに増加傾向で推移し、令和2（2020）年には37,891人となっています。近年は大きな増減はみられず概ね安定した人口規模を維持していますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後は緩やかに減少し、令和27（2045）年には34,000人台まで縮小すると見込まれています。一方、世帯数は人口の変化に比して増加が続いており、小規模世帯化が進行していることがうかがえます。



資料：総務省国勢調査（～2020）  
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（2025～）  
 各年10月1日現在

### (2) 普通出生率の推移

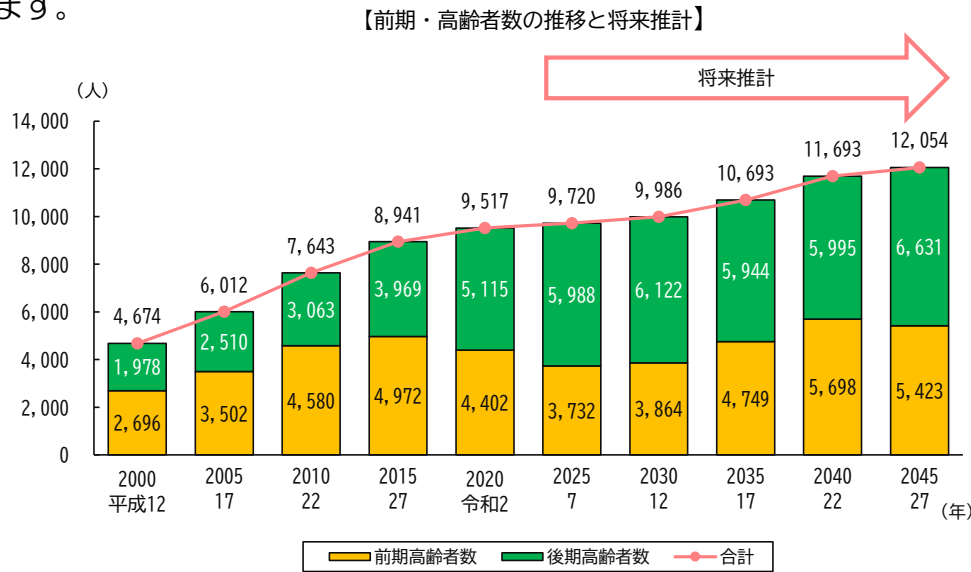
本村の普通出生率は、国や県と比べると高い水準にありますが、減少傾向となっており、令和5（2023）年では、6.6‰となっています。



資料：茨城県「人口動態統計」  
 ‰（パーミル）は1000分の1を1とする単位（千分率）

### (3) 前期・後期高齢者数の推移と将来推計

本村の高齢者数は令和2（2020）年度には9,517人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は25.1%と本村においても「超高齢化社会（65歳以上の高齢者数が人口の21%以上を占める社会）」状況が進展していると言えます。また、この年、高齢者の総数に占める75歳以上の後期高齢者数が、65歳から74歳までの前期高齢者数を上回りました。将来推計人口によると、高齢者の総数は今後も増加するほか、団塊の世代が75歳以上となった令和7年度以降は、高齢者総数に占める後期高齢者の割合が特に高くなると見込まれています。

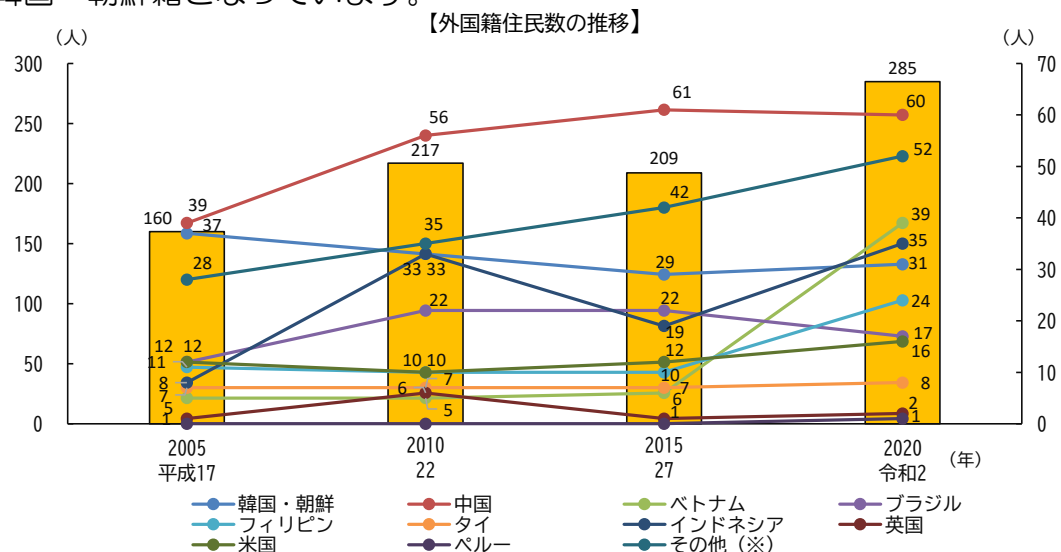


資料：総務省国勢調査（～2020）  
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（2025～）  
 各年10月1日現在

### (4) 外国籍住民数の推移

本村の外国籍住民数は平成17（2005）年以降増加傾向にあり、平成27（2015）年には減少したものの、再び増加に転じ、令和2年には285人となっています。

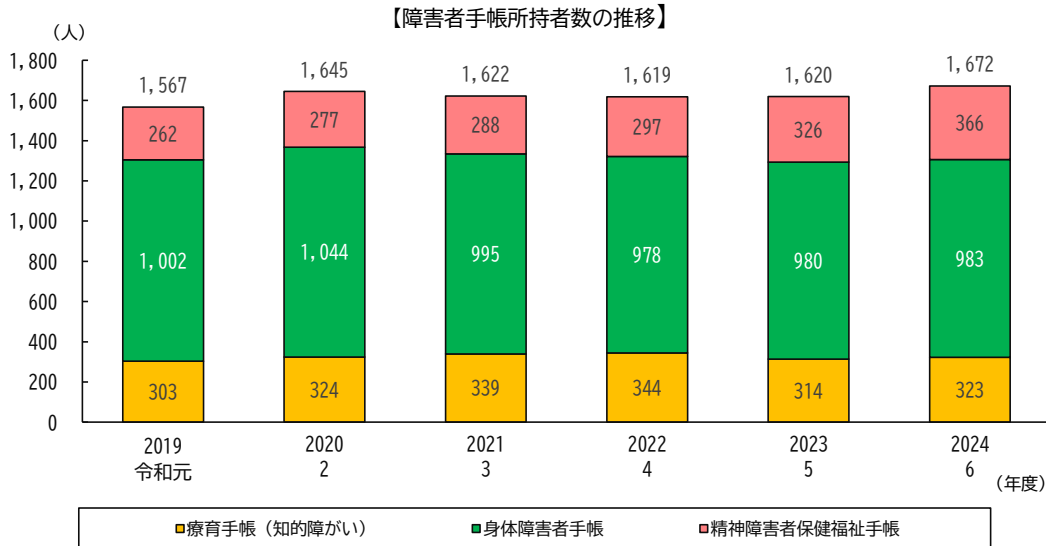
国籍別でみると、令和2（2020）年には中国籍が占める割合が最も多く60人であり、次いで韓国・朝鮮籍となっています。



資料：総務省国勢調査（各年10月1日現在）  
 ※インド（2015、2020）とネパール（2020）はその他に含む

### (5) 障害者手帳所持者数の推移

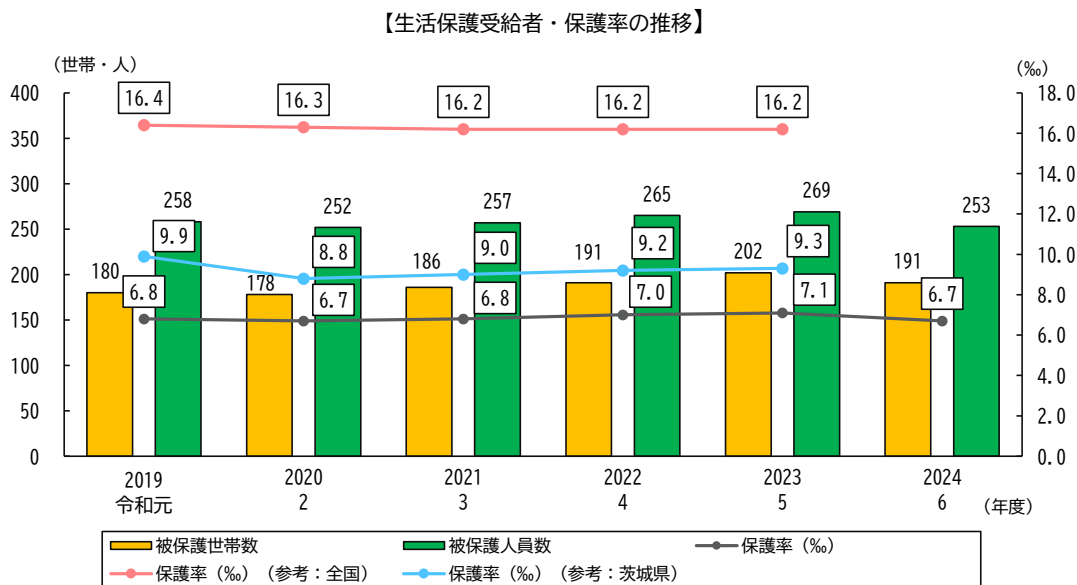
本村の障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和6（2024）年度には全体で1,672人となっています。



資料：茨城県保健福祉部福祉指導課掲載データ

### (6) 生活保護受給者・保護率の推移

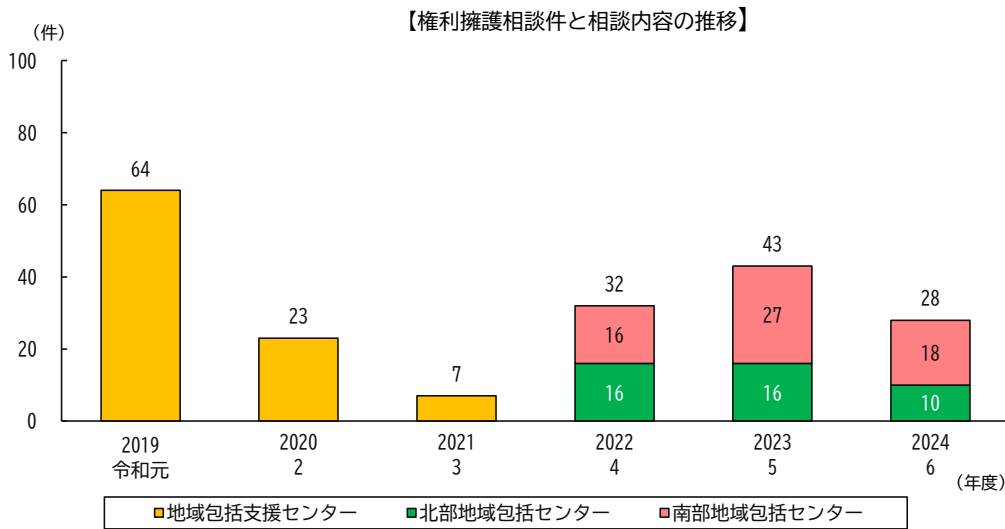
本村の生活保護受給者・保護率については、令和6（2024）年度では、前年度よりも生活保護受給者、保護率ともに減少しているものの、5年前の令和元（2019）年度と比べると横ばいであり、被保護世帯数が191世帯、被保護人員数が253人、保護率が6.7%となっています。



資料：茨城県保健福祉部福祉指導課掲載データ  
 各年度3月末時点  
 各データは保護停止分を含む。  
 % (パーミル) は1000分の1を1とする単位 (千分率)。  
 全国、茨城県の保護率は令和5年度までのデータ

### (7) 権利擁護相談件数と相談内容の推移

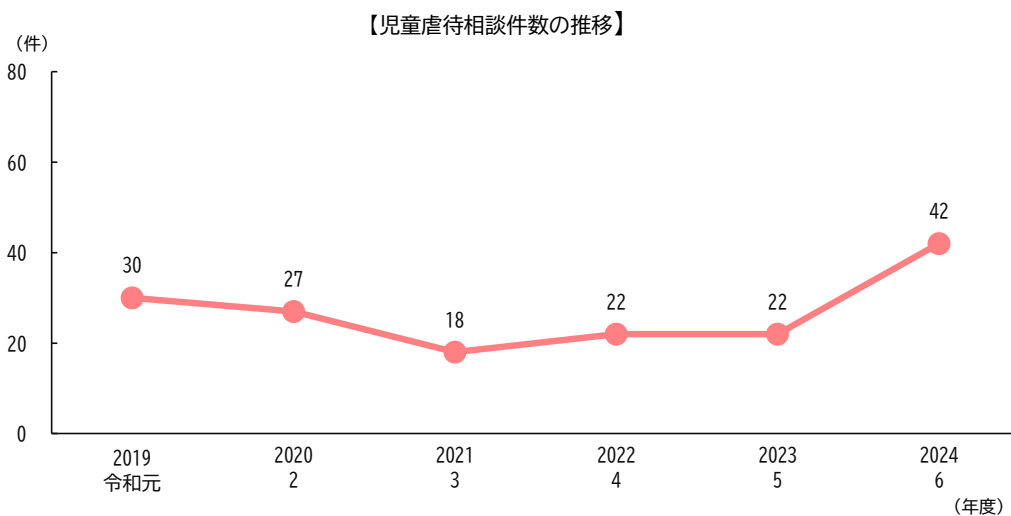
本村の地域包括支援センターへの権利擁護に関する相談件数は、令和4（2022）年度以降増加傾向でしたが、令和6（2024）年度から減少に転じ28件となっています。また、令和4年度から村で地域包括支援センターを北部・南部に分けて運営することとしました。相談件数としては、南部地域包括支援センターへの相談が多いことがわかります。



資料：東海村福祉部総合相談支援課調べ  
令和4年度より相談件数を北部包括、南部包括に分類

### (8) 児童虐待相談件数の推移

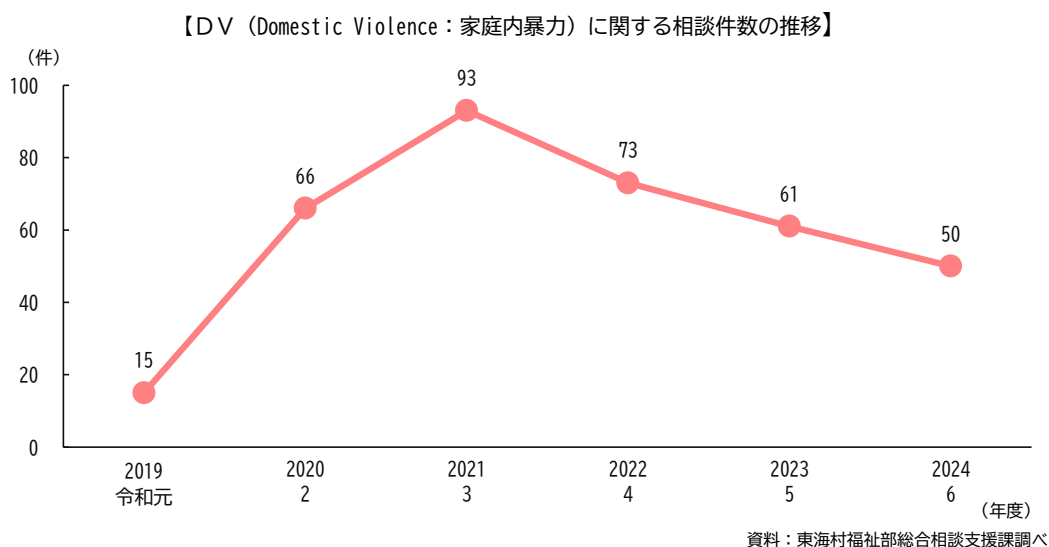
本村の児童虐待相談件数は、令和3（2021）年度以降は増加傾向にあり、令和6（2024）年度には42件となっています。



資料：東海村福祉部子育て支援課調べ

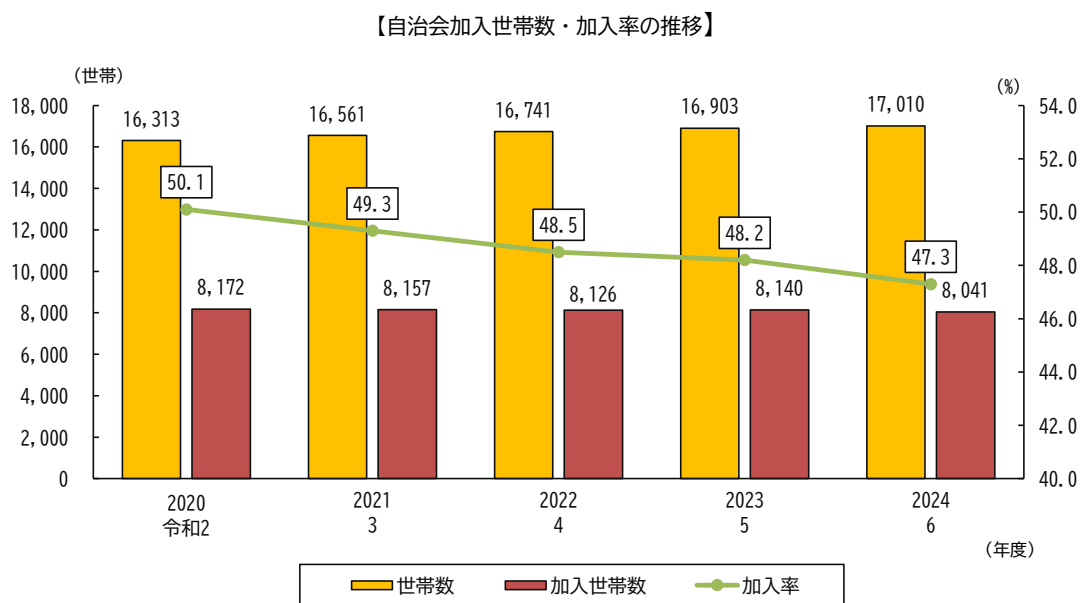
### (9) DV (Domestic Violence : 家庭内暴力) に関する相談件数の推移

本村の DV に関する相談件数は、令和2年度から増加傾向の推移がみられ、令和3(2021)年度には93件でしたが、これ以降は減少傾向となり、令和6(2024)年度は50件となっています。



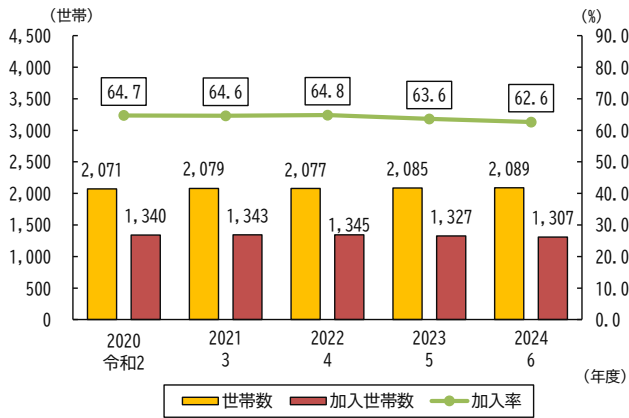
### (10) 自治会加入世帯数と加入率の推移

村全体で自治会に加入している世帯は、令和6(2024)年度は8,041世帯となっています。加入率は47.3%で令和2(2020)年度と比べると2.8ポイント減少していますが、世帯数の増加の影響により、加入世帯数は横ばいとなっています。地区別では、どの地区もやや減少傾向となっています。なかでも村松地区は、令和6年度で43.3%であり、令和2年度と比べると5.4ポイント減少しています。

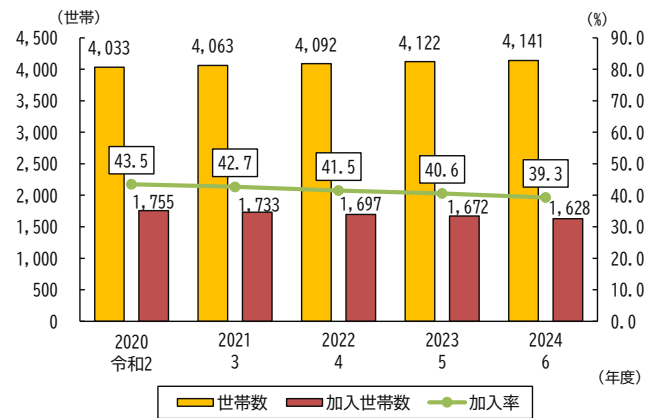


## 第2章 地域福祉を取り巻く東海村の現状

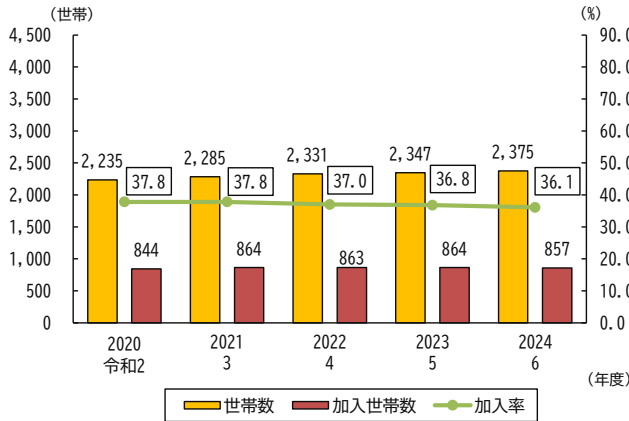
【石神地区の自治会加入世帯数・加入率の推移】



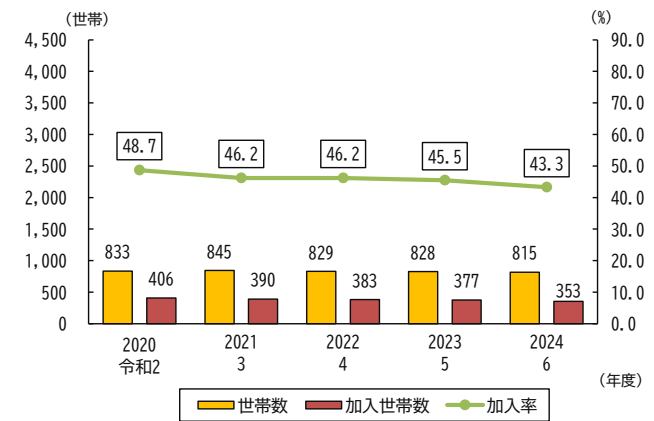
【白方地区の自治会加入世帯数・加入率の推移】



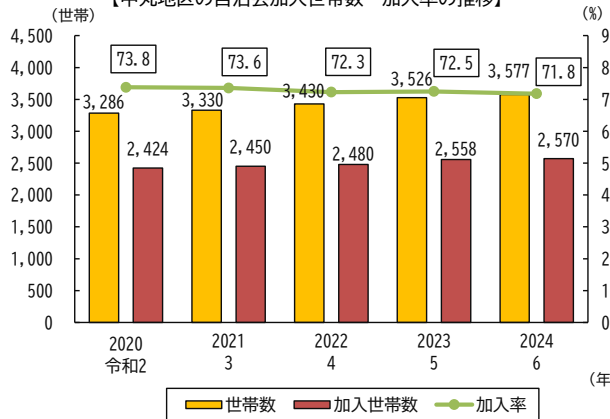
【真崎地区の自治会加入世帯数・加入率の推移】



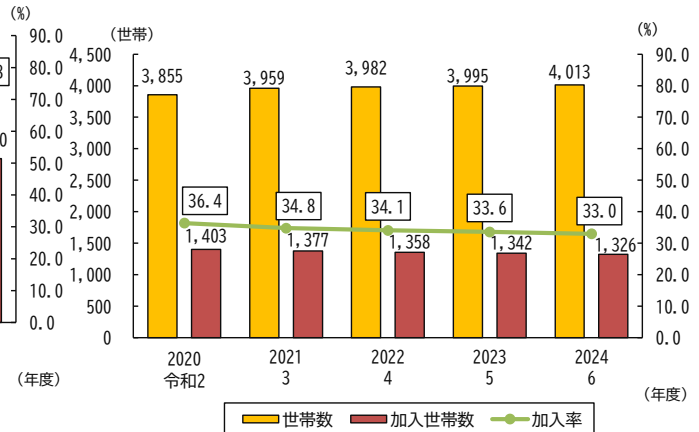
【村松地区の自治会加入世帯数・加入率の推移】



【中丸地区の自治会加入世帯数・加入率の推移】

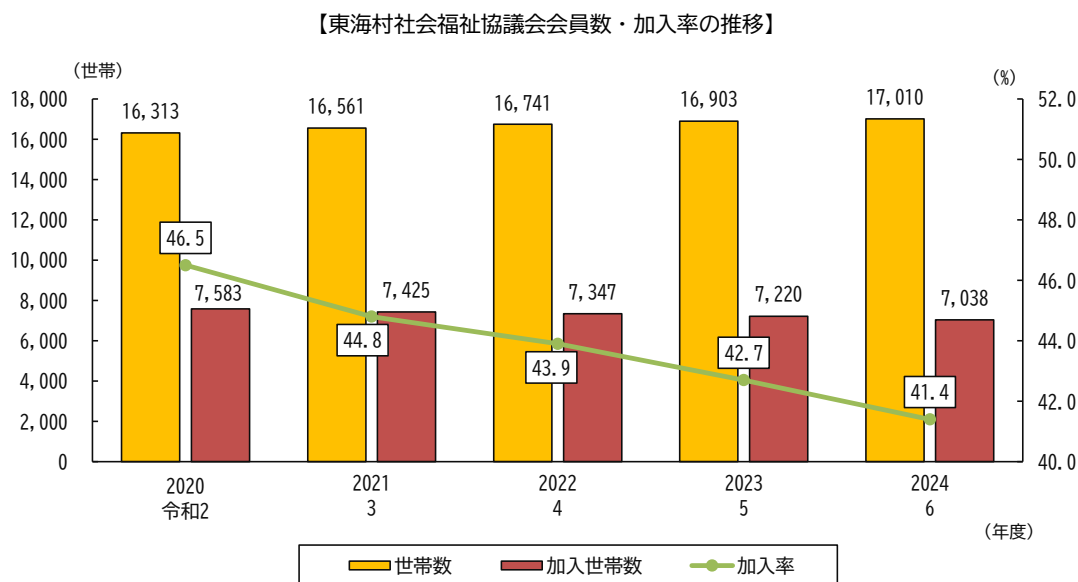


【舟石川・船場地区の自治会加入世帯数・加入率の推移】



### (11) 東海村社会福祉協議会（※）会員数と加入率の推移

村全体で村社会福祉協議会の会員に加入している世帯は、令和6（2024）年度は7,038世帯となっています。加入率は41.4%で、令和2（2020）年度と比べると5.1ポイント減少しており、加入世帯数も年々減少傾向となっています。地区別を見ても、すべての地区で減少傾向であり、なかでも中丸地区の減少率が高くなっていることが分かります。



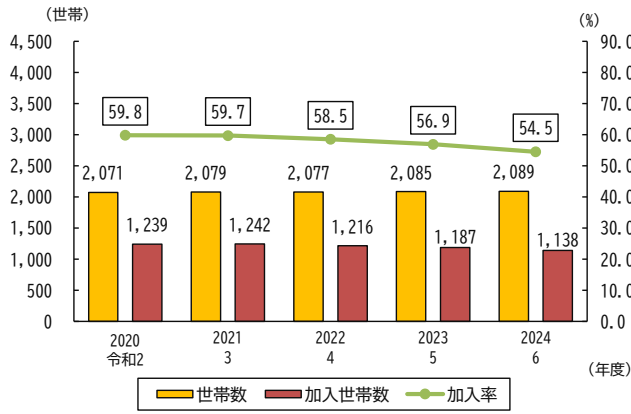
資料：東海村社会福祉協議会調べ

#### ※東海村社会福祉協議会とは

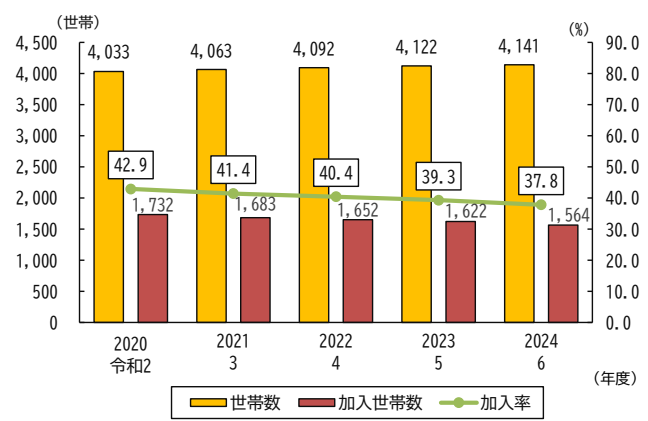
東海村社会福祉協議会は、東海村で生活をする住民の福祉ニーズを拾い上げ、問題解決につながる活動を行う民間団体として昭和31年に設立されました。『かけがえのない一人ひとりの想いと行動を紡ぐまちづくり』を基本理念とし、職員一丸となって地域福祉の向上を目指しています。

## 第2章 地域福祉を取り巻く東海村の現状

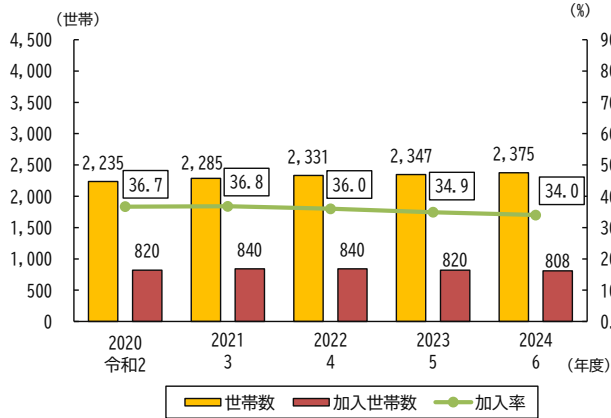
【石神地区の社会福祉協議会会員数・加入率の推移】



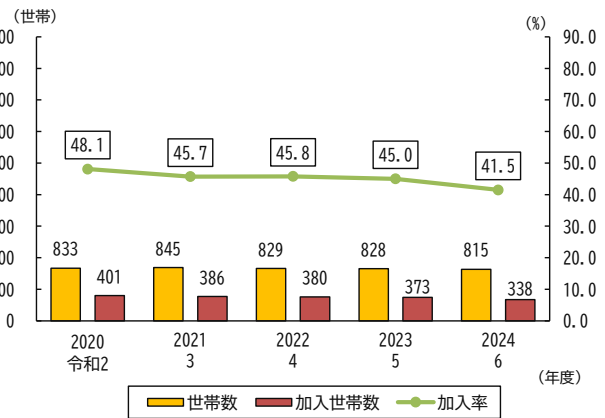
【白方地区の社会福祉協議会会員数・加入率の推移】



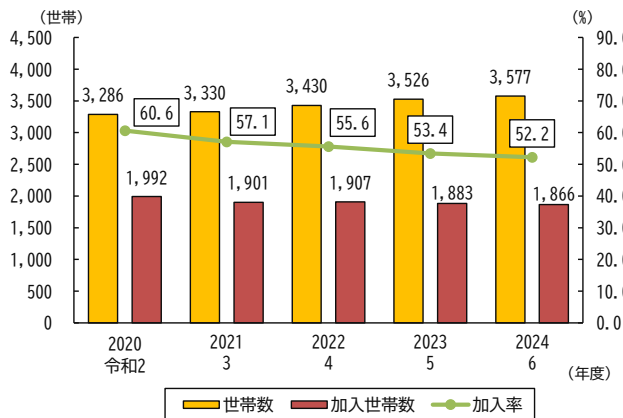
【真崎地区の社会福祉協議会会員数・加入率の推移】



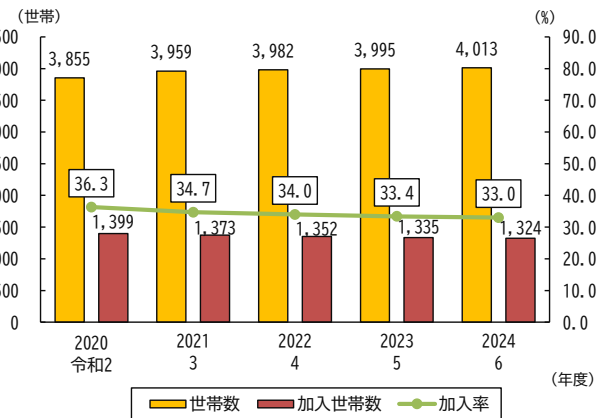
【村松地区の社会福祉協議会会員数・加入率の推移】



【中丸地区の社会福祉協議会会員数・加入率の推移】

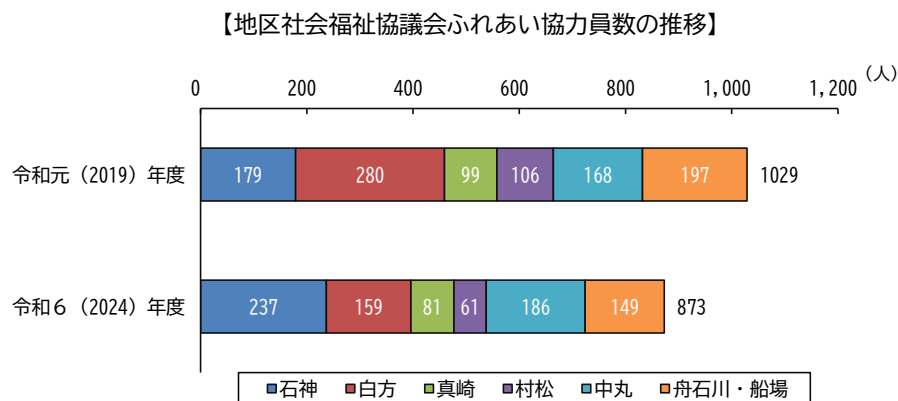


【舟石川・船場地区の社会福祉協議会会員数・加入率の推移】



## (12) 地区社会福祉協議会（※）ふれあい協力員数の推移

本村のふれあい協力員の総数は、令和6（2024）年度で873人と令和元（2019）年度から156人減少していますが、石神地区は58人、中丸地区は18人、それぞれ増加しています。



### ※地区社会福祉協議会とは

本村には、住民自身が地域における生活課題（福祉ニーズ）を自分たちの問題として捉え、問題解決に向けて活動を推進していく「地区社会福祉協議会」という組織があります。これは住民の自主的な組織であり、福祉コミュニティの中心的な役割を果たしています。

第2章 地域福祉を取り巻く東海村の現状

【地区社会福祉協議会ふれあい協力員数・加入率の推移】

(単位：人、%)

学区名	地区名		令和元年度			令和6年度		
			人口	ふれあい協力員数	加入率	人口	ふれあい協力員数	加入率
東海 中学区	石神	外宿1区	977	38	3.9	913	43	4.7
		外宿2区	477	38	8.0	433	50	11.5
		内宿1区	2,399	51	2.1	2,296	62	2.7
		内宿2区	880	28	3.2	893	44	4.9
		竹瓦区	197	24	12.2	170	38	22.4
		計	4,930	179	3.6	4,705	237	5.0
	白方	白方区	4,212	93	2.2	4,102	66	1.6
		豊岡区	274	12	4.4	246	11	4.5
		岡区	500	27	5.4	504	23	4.6
		百塚区	2,085	27	1.3	2,058	23	1.1
		亀下区	504	40	7.9	454	9	2.0
		原子力機構百塚区	12	1	8.3	8	0	0.0
		豊白区	722	35	4.8	728	22	3.0
		村松北区	1,233	45	3.6	1,126	5	0.4
		計	9,542	280	2.9	9,226	159	1.7
	真崎	真崎区	3,627	53	1.5	3,721	46	1.2
		舟石川3区	996	41	4.1	1,034	31	3.0
		原子力機構荒谷台区	180	5	2.8	232	4	1.7
		計	4,803	99	2.1	4,987	81	1.6
		計	19,275	558	2.9	18,918	477	2.5
南 中学区	村松	宿区	766	41	5.4	701	22	3.1
		照沼区	471	41	8.7	451	26	5.8
		川根区	406	21	5.2	402	13	3.2
		原子力機構箕輪区※	159	3	1.9	—	—	—
		計	1,802	106	5.9	1,554	61	3.9
	中丸	押延区	980	19	1.9	949	21	2.2
		須和間区	1,012	23	2.3	1,017	29	2.9
		舟石川中丸区	2,118	70	3.3	2,456	93	3.8
		原子力機構長堀区	381	0	0.0	283	0	0.0
		緑ヶ丘区	765	23	3.0	694	11	1.6
		南台区	1,732	33	1.9	1,604	32	2.0
		フローレスタ須和間区	1,321	0	0.0	1,589	0	0.0
		計	8,309	168	2.0	8,592	186	2.2
	舟石川 ・船場	船場区	1,924	51	2.7	1,923	42	2.2
		舟石川1区	4,165	78	1.9	4,124	56	1.4
		舟石川2区	2,918	68	2.3	2,896	51	1.8
		計	9,007	197	2.2	8,943	149	1.7
		計	19,118	471	2.5	19,089	396	2.1
		合計	38,393	1,029	2.7	38,007	873	2.3

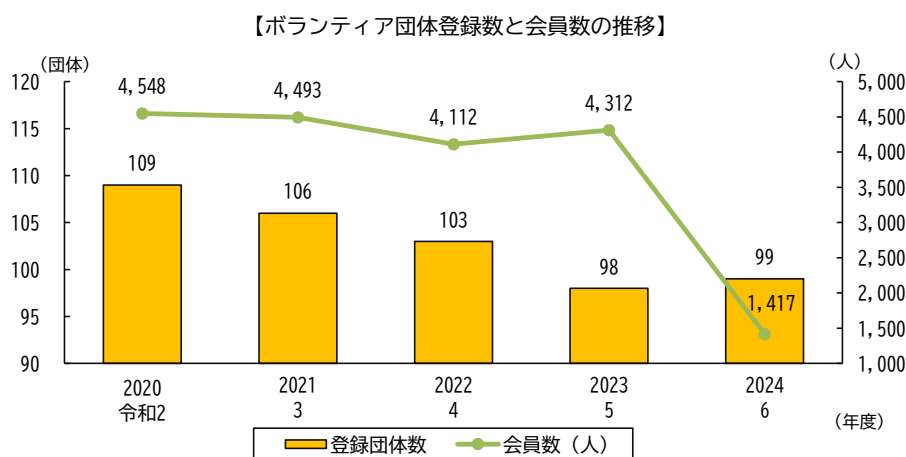
資料：東海村社会福祉協議会調べ

※原子力機構箕輪区は令和6年3月末で自治会が解散。

### (13) ボランティア団体登録数と会員数の推移

本村のボランティア団体登録数は、令和6（2024）年度では99団体となっており、令和2（2020）年度と比べると減少傾向となっています。会員数に関しては、令和6年度から会員数の集計方法を変更したため数値が大幅に減少しています。

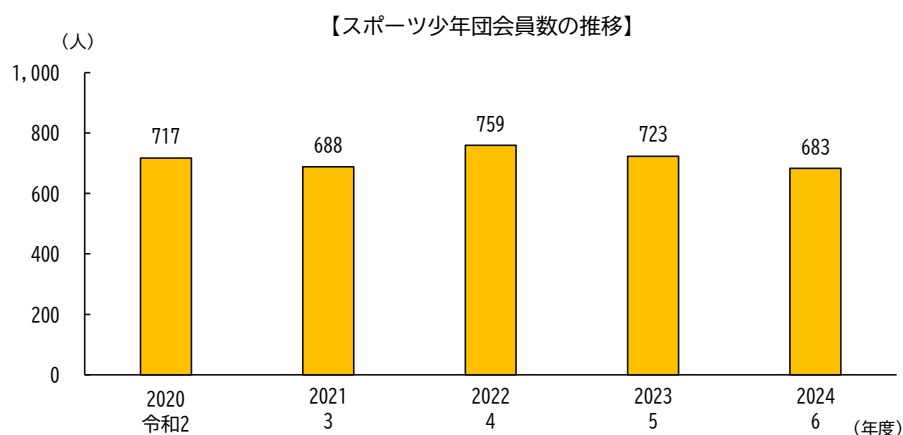
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録団体数	109	106	103	98	99
会員数	4,548	4,493	4,112	4,312	1,417



資料：東海村社会福祉協議会ボランティア市民活動センター調べ  
 ※令和6年度から、会員数の集計方法を変更したため数値が大幅に減少しています。  
 （登録団体の内、ボランティア活動者以外も含まれる法人・連盟・連合会等の会員数を除外）

### (14) スポーツ少年団会員数の推移

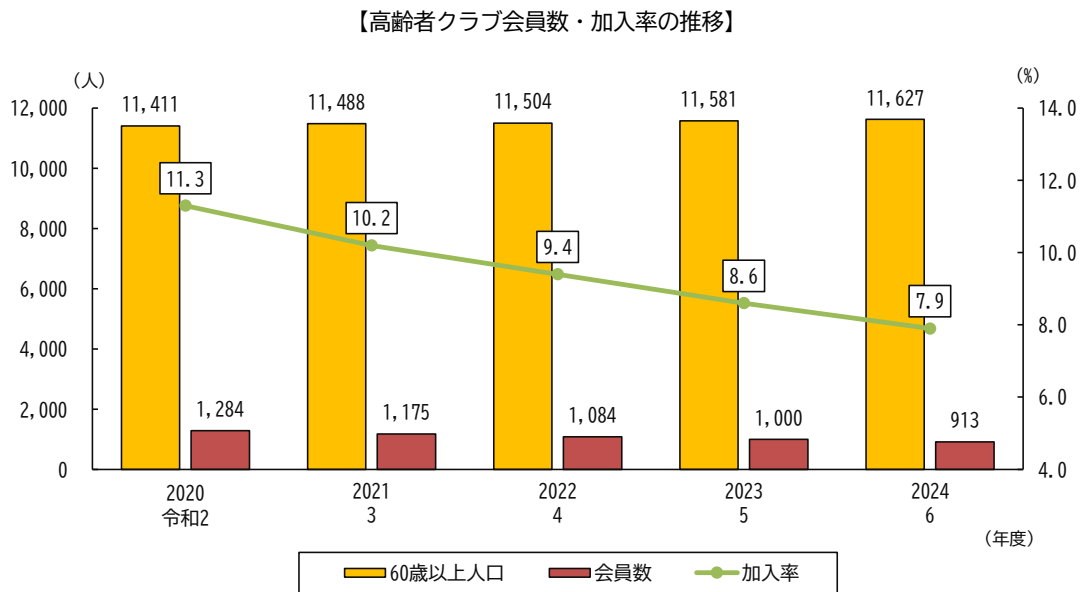
本村のスポーツ少年団会員数は、令和4（2022）年度の759人から減少傾向が見られ、令和6（2024）年度では683人まで減少しています。



資料：東海村教育委員会生涯学習課調べ

(15) 高齢者クラブ会員数・加入率の推移

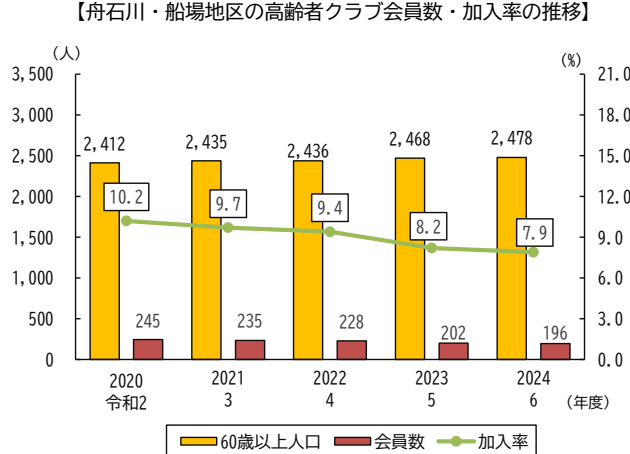
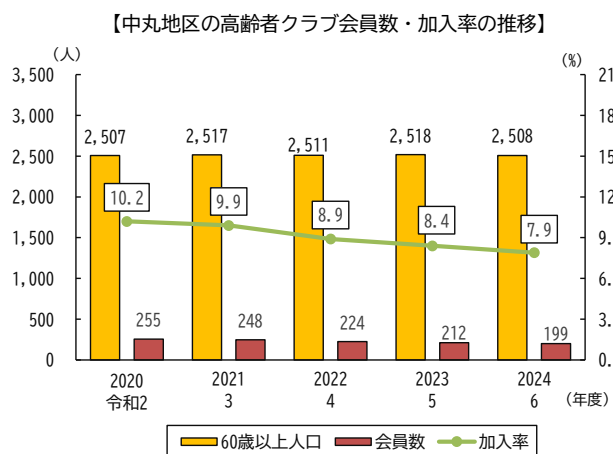
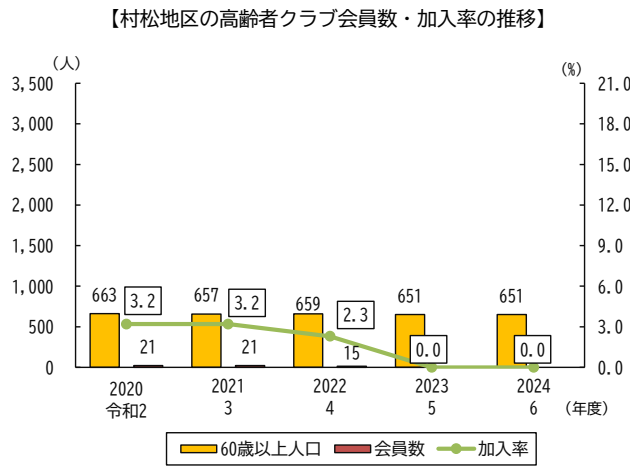
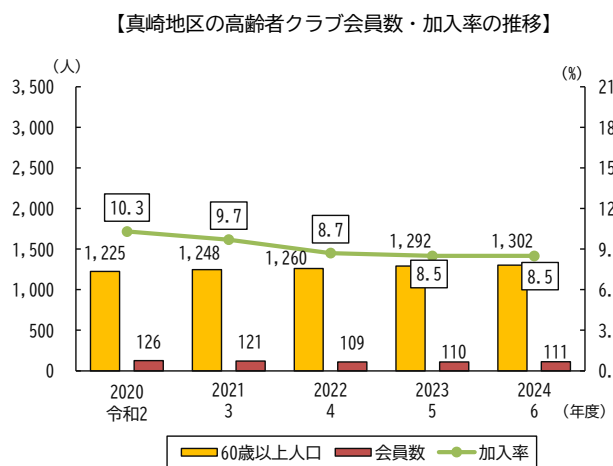
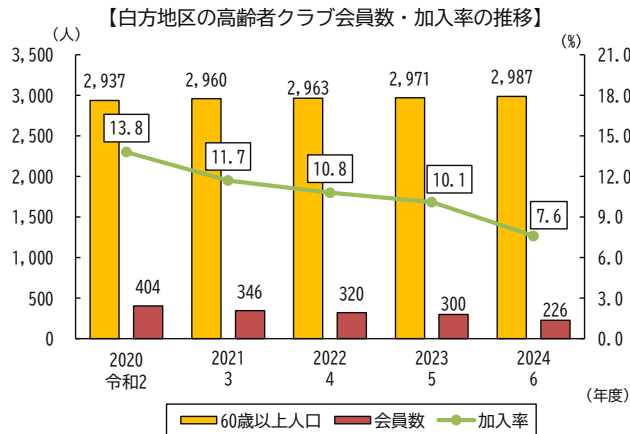
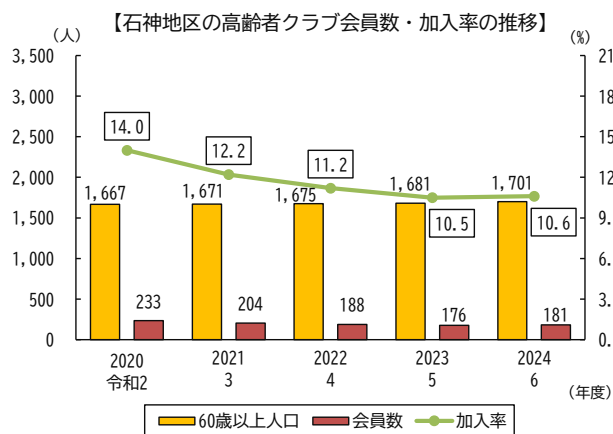
本村の60歳以上の人口は増加傾向ですが、高齢者クラブ会員数は年々減少傾向となっており、令和6（2024）年度には913人となっています。地区別では、どの地区も減少傾向となっており、なかでも村松地区では令和5（2023）年度以降会員数は0人となっています。



資料：東海村福祉部地域福祉課調べ

※高齢者クラブに入会できるのは、概ね60歳以上の方です。

## 第2章 地域福祉を取り巻く東海村の現状



## 2. アンケート調査にみられる住民等の意識

### (1) アンケート調査の概要

本計画を策定するにあたり、村民の皆さんや民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会役員を対象にアンケート調査を行いました。

#### ■調査概要

調査名	調査対象	調査期間	回収数
村民意識調査	すべての村民	令和7（2025）年 8月10日 ～9月15日	410
民生委員・児童委員、 地区社会福祉協議会 役員調査	民生委員・児童委員 地区社会福祉協議会 役員		民生委員・児童委員 38 地区社会福祉協議会役員 5

#### ■調査方法


二次元コードを読み取りオンラインで回答をいただきました。

なお、本調査及び二次元コードは、「広報とうかい」のほか、村公式ホームページおよび村公式LINE、Facebookで周知しました。

※「広報とうかい」（令和7年8月10日号）掲載内容

◇◇◇ ご協力ください! ◇◇◇

## 「東海村第5次地域福祉計画」策定のためのアンケート

 村では、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちを目指し、東海村地域福祉計画を策定しています。


この計画は、社会福祉法に基づき策定しており、5年ごとに見直しを行っています。このたび、令和8年度からの新しい計画の策定に向けて、村民の皆さんの地域生活の状況や、福祉に関するご意見などを把握するため、アンケート調査を実施します。

**【対象】**  
村内在住・在勤・在学の方


**【回答方法】**  
右上の二次元コードを読み取り、ご回答ください。※Webでの回答が難しい方は、地域福祉課（役場行政棟1階）へお越しください。

**【回答期限】**  
9月15日（月・祝）

**【その他】**  
回答いただいた情報は、地域福祉計画策定に関する業務にのみ利用し、ほかの目的には利用しません。



二次元  
コード



**【問い合わせ】**地域福祉課地域福祉・地域医療推進担当 ☎282-1711 内線1133)

## (2) 主な調査結果

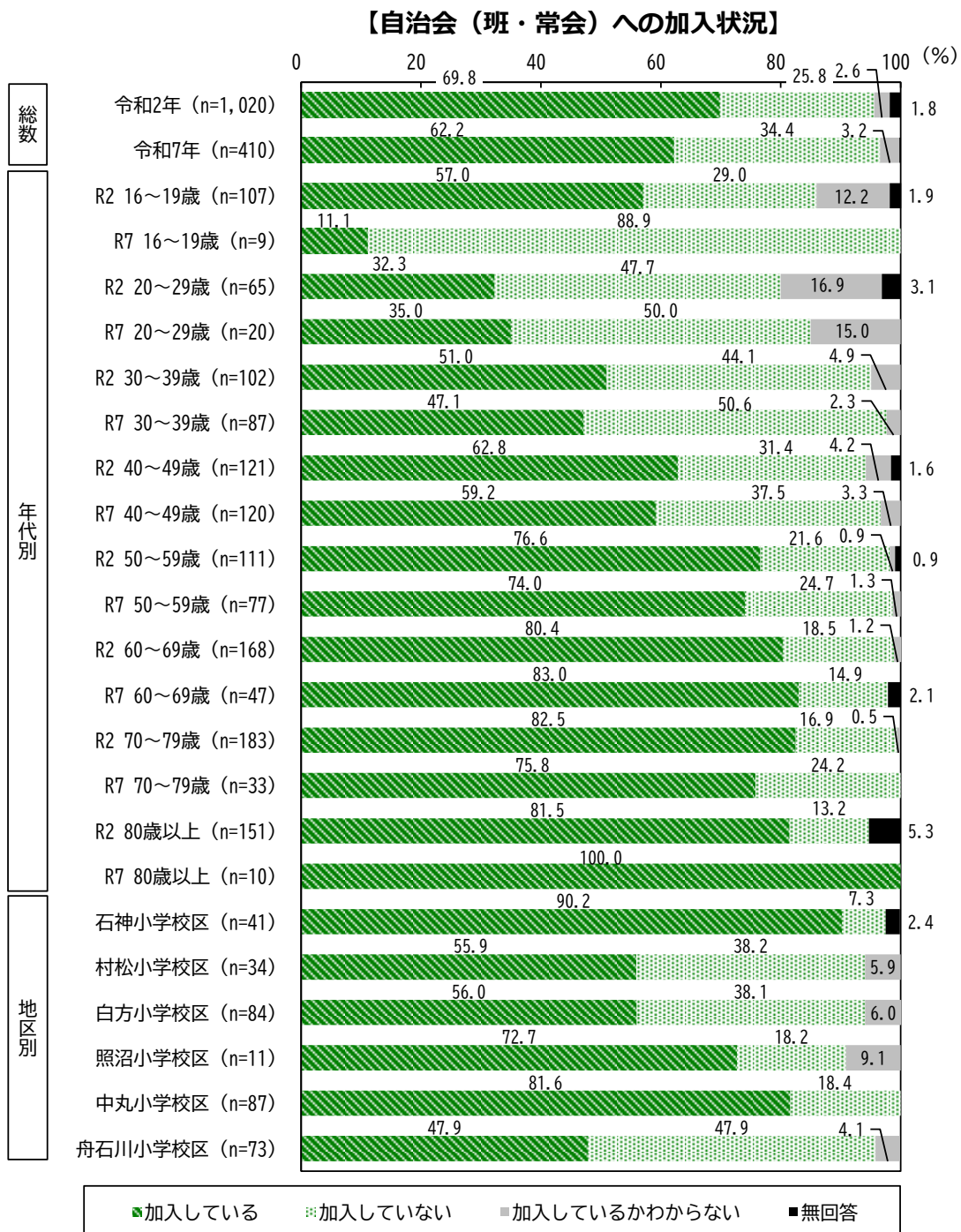
主な調査結果を示すにあたり、第4次東海村地域福祉計画の策定のため、令和2（2020）年に実施された村民アンケート調査（前回の調査）結果を適宜引用します。両調査で、調査の方法や回答者の属性に以下の違いがあることを踏まえ、分析を行いました。

### ■調査概要

項目		今回の調査	前回の調査
調査対象		すべての村民	村内在住の16歳以上の方から無作為抽出された3,000人
調査期間		令和7（2025）年 8月10日～9月15日	令和2（2020）年 3月19日～4月20日
調査方法		二次元コードを用いたオンライン回答 （任意による調査）	郵送調査法 （郵送配布・郵送回収）
回答数		410	1,020
回答者の属性	性別	男性：30.5% 女性：68.8% その他：0.5% 無回答：0.2%	男性：47.5% 女性：50.8% その他：0.4% 無回答：1.3%
	年代別	16歳未満：1.7% 16～19歳：2.2% 20～29歳：4.9% 30～39歳：21.2% 40～49歳：29.3% 50～59歳：18.8% 60～69歳：11.5% 70～79歳：8.0% 80歳以上：2.4% 無回答：0.0%	16歳未満：対象外 16～19歳：10.5% 20～29歳：6.4% 30～39歳：10.0% 40～49歳：11.9% 50～59歳：10.9% 60～69歳：16.5% 70～79歳：17.9% 80歳以上：14.8% 無回答：1.2%
	地区別	石神小学校区：10.0% 村松小学校区：8.3% 白方小学校区：20.5% 照沼小学校区：2.7% 中丸小学校区：21.2% 舟石川小学校区：17.8% 村外：17.1% わからない：2.4% 無回答：0.0%	石神小学校区：15.3% 村松小学校区：16.9% 白方小学校区：15.2% 照沼小学校区：12.9% 中丸小学校区：17.9% 舟石川小学校区：16.2% わからない：3.3% 無回答：2.1% 無効：0.2%

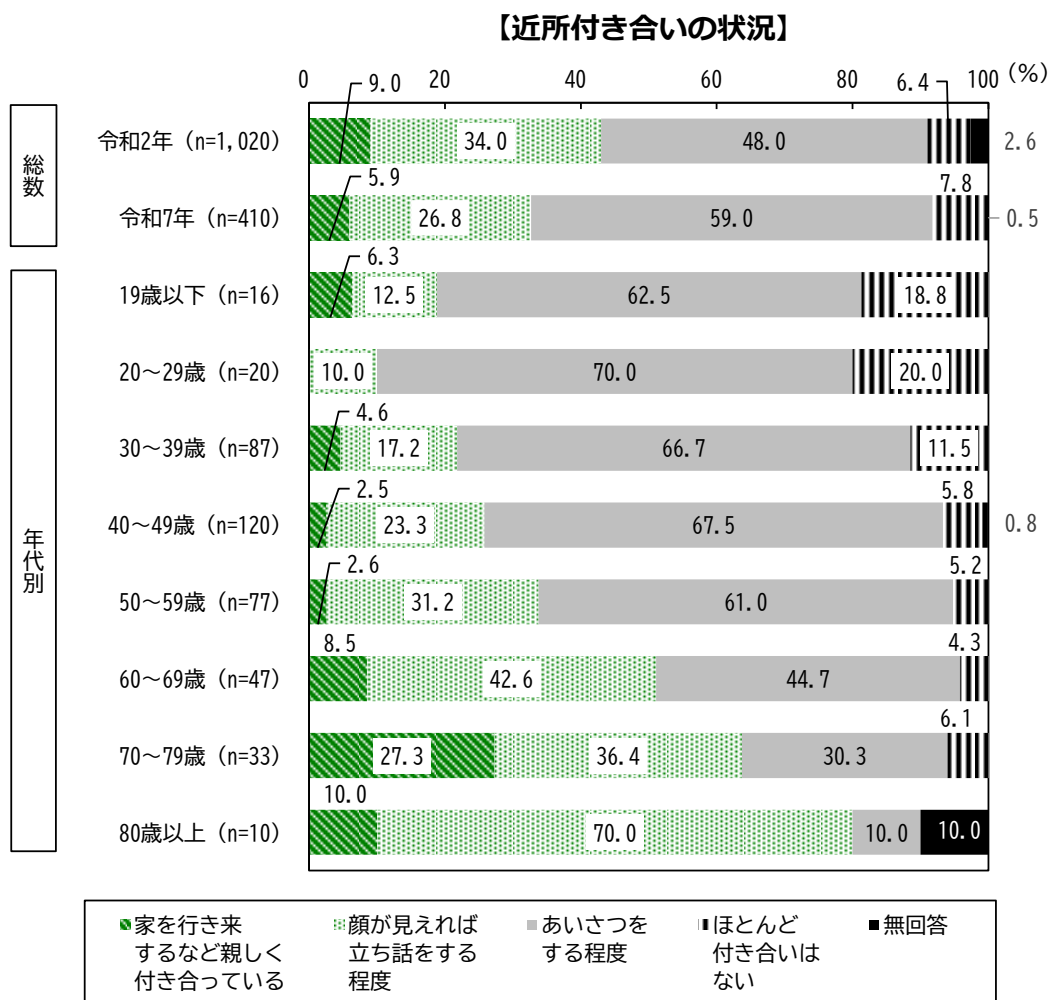
① 自治会への加入状況

自治会に加入していると回答した人は62.2%と、令和2（2020）年調査（以後、「前回調査」）の69.8%よりも低くなっています。「加入している」は若い年代ほど低い傾向にあり20歳代以下では30%台に留まっていますが、同年代で比較すると、20歳代、60歳代、80歳以上を除くすべての年代で、「加入している」は前回調査よりも減少しています。地区別でみると、加入している人が多いのは石神小学校区で90.2%となっています。一方、舟石川小学校区では加入、非加入がいずれも47.9%となっており、地域による差が大きくなっています。



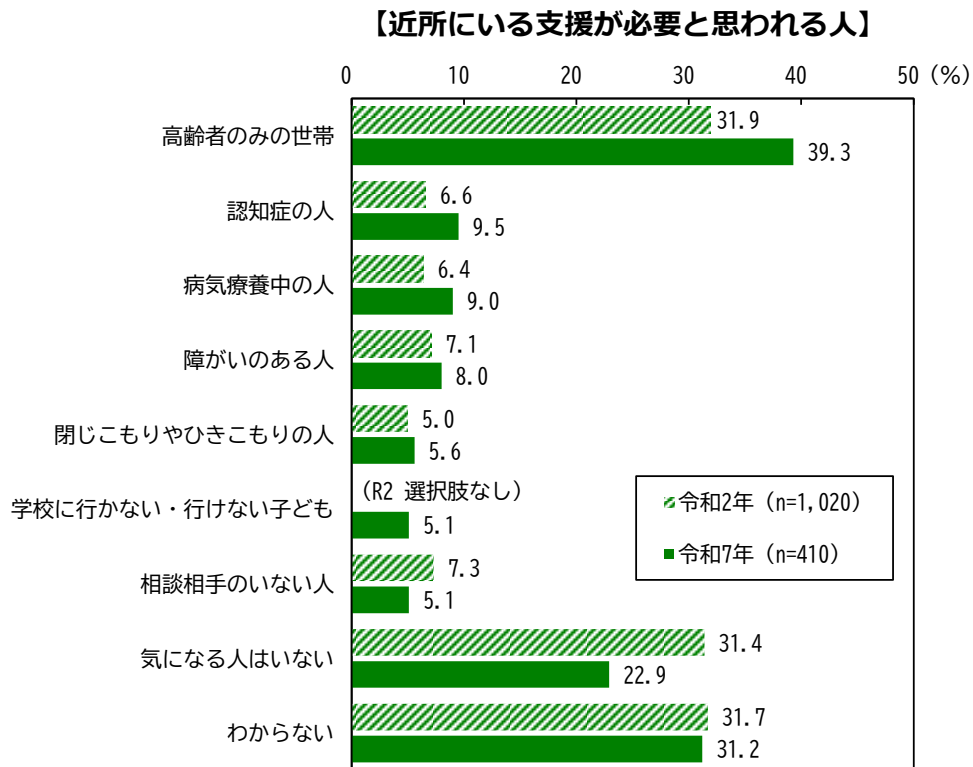
② 近所付き合いの状況

ふだんの近所付き合いの状況については、「あいさつをする程度」が59.0%と過半数を占めています。「家を行き来するなど親しく付き合っている」、「顔が見えれば立ち話をする程度」は合わせても32.7%に留まり、前回調査よりも約10ポイント低くなっています。その一方で、年代別にみると、年代の高まりとともに両項目の合計値は多くなり、70歳代では60%を越え、80歳以上では80%に達しています。



③ 近所にいる支援が必要と思われる人

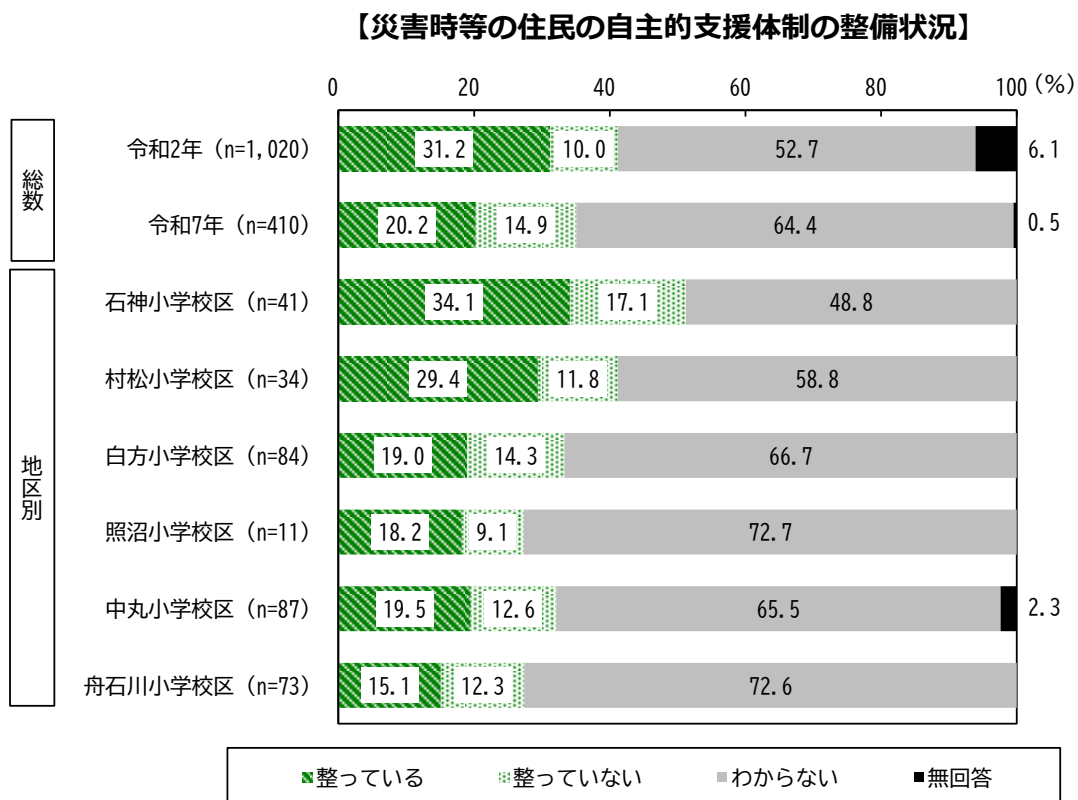
近所にいる見守り等の支援が必要と思われる人や気にかかる人として「高齢者のみの世帯」と回答した人は39.3%、「認知症の人」は9.5%、「病气療養中の人」は9.0%、「障がいのある人」は8.0%で、これらはいずれも前回調査よりも高くなっています。また、「気になる人はいない」と回答した人は22.9%と前回調査から8.5ポイント低くなっています。



④ 災害時等の住民の自主的支援体制の整備状況

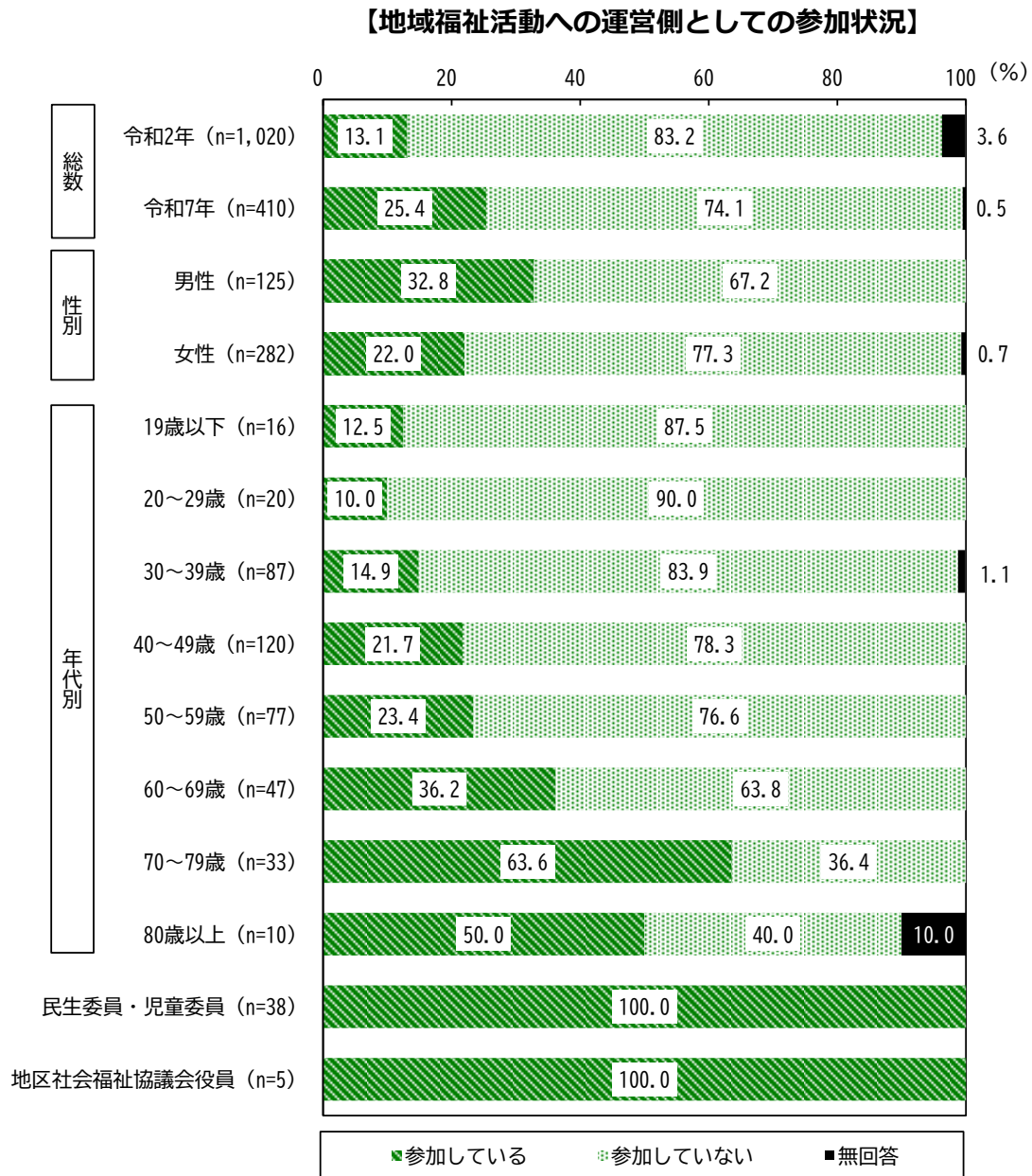
地域における災害時や緊急時の自主的支援体制の整備状況について、「整っている」と回答した人は20.2%と前回調査よりも11.0ポイント低くなっています。地区別でみると、「整っている」は石神小学校区が34.1%で最も高く、舟石川小学校区は15.1%で、最も低くなっています。

いずれの地区でも最も多い回答は「わからない」となっており、整備状況の見える化が課題であることが示されています。



⑤ 地域福祉活動への運営側としての参加状況

地域福祉活動に運営側で参加している人は25.4%と前回調査の13.1%よりも高くなっています。参加している人の割合は若い年代ほど低く、30歳代までは10%台ですが、70歳代では60%以上となっています。今後いかに若い世代における地域福祉活動への担い手を確保するかが課題といえます。

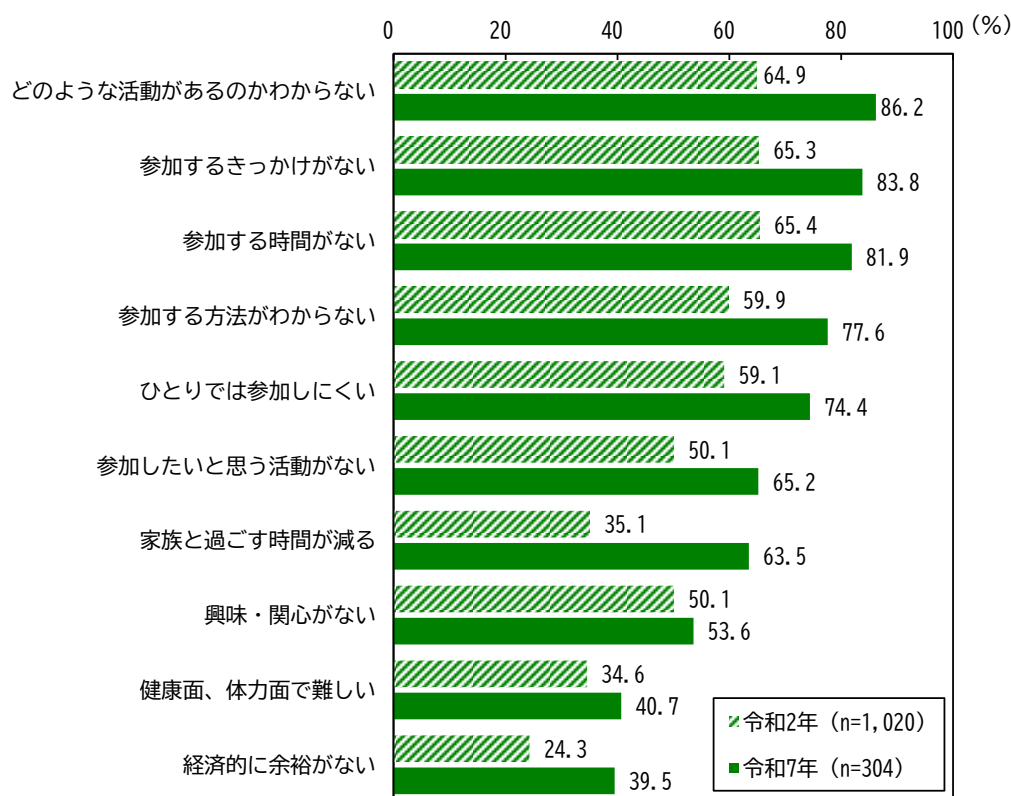


⑥ 地域福祉活動に参加していない理由

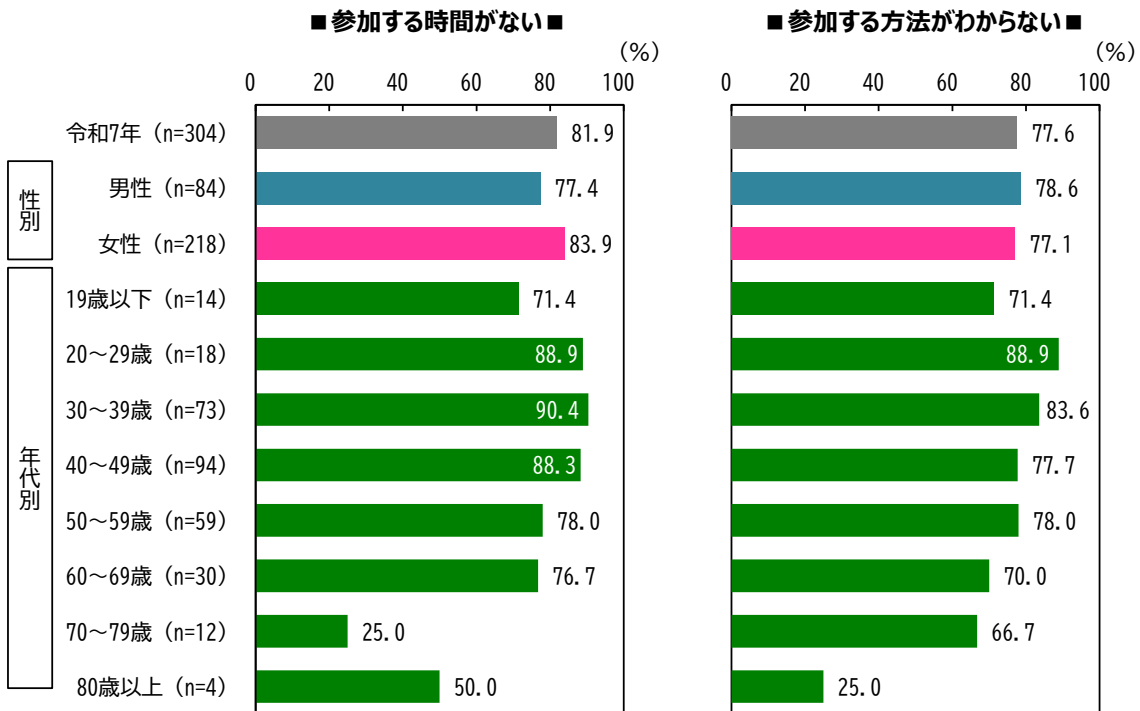
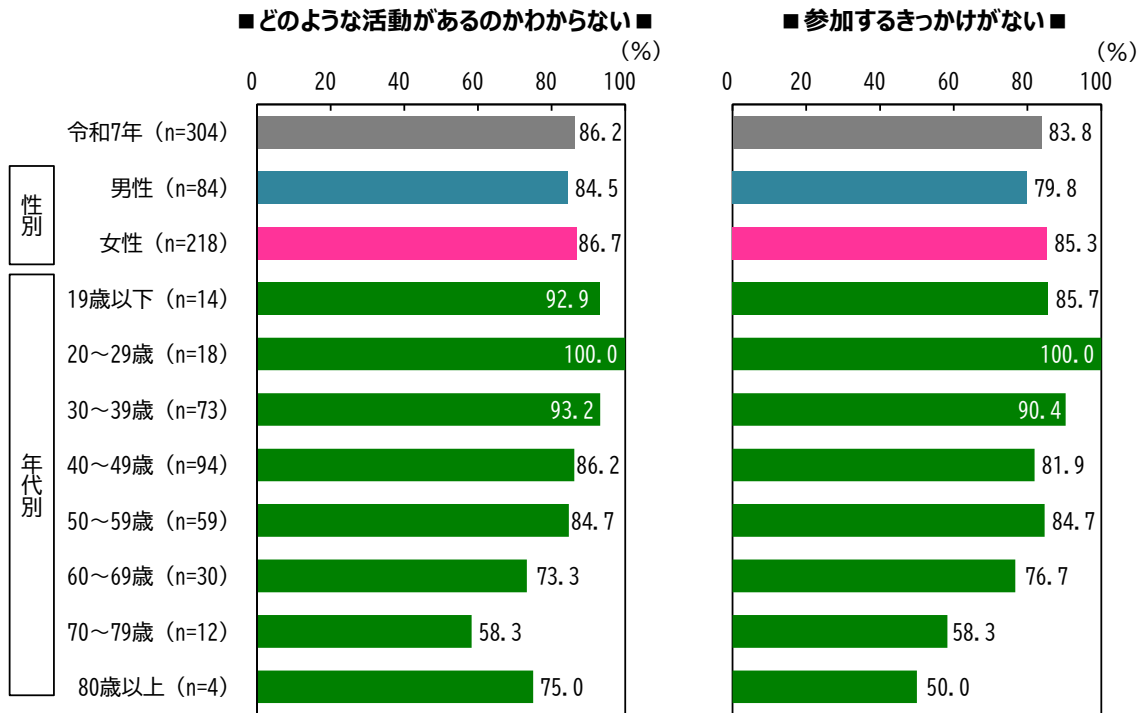
地域福祉活動に参加していない理由について、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『そう思う』の割合をみると、「どのような活動があるのかわからない」、「参加するきっかけがない」、「参加する時間がない」がいずれも80%を超え、「参加する方法がわからない」、「ひとりでは参加しにくい」が70%台で続いています。上位に並ぶ項目は前回調査と変わっておらず、参加の仕方を含めた活動情報の更なる周知を進め、活動への参加がしやすくなる工夫が必要であることがうかがえます。

また、次ページに示すとおり、地域福祉活動に参加していない理由については、性別や年代別で違いがみられることが今回の調査で明らかになりました。今後、地域福祉活動への参加を促進するためには、活動の内容に基づいて参加を募る対象を明確にし、対象者が参加しやすい条件を整えながらアプローチする必要があります。

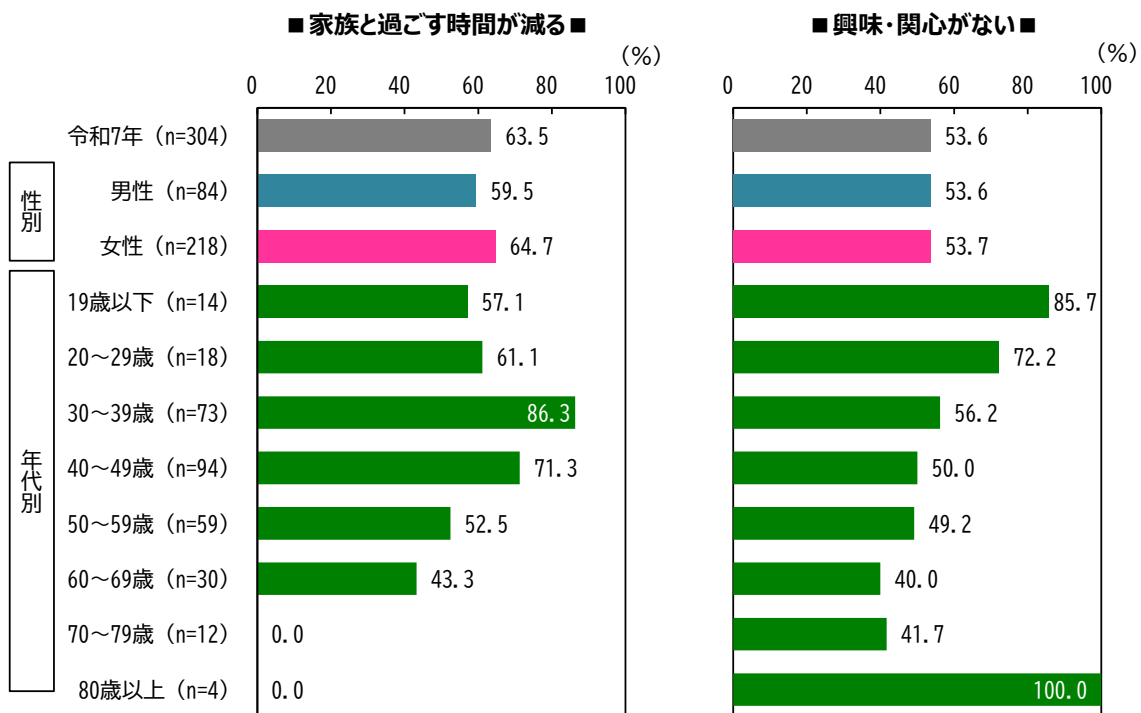
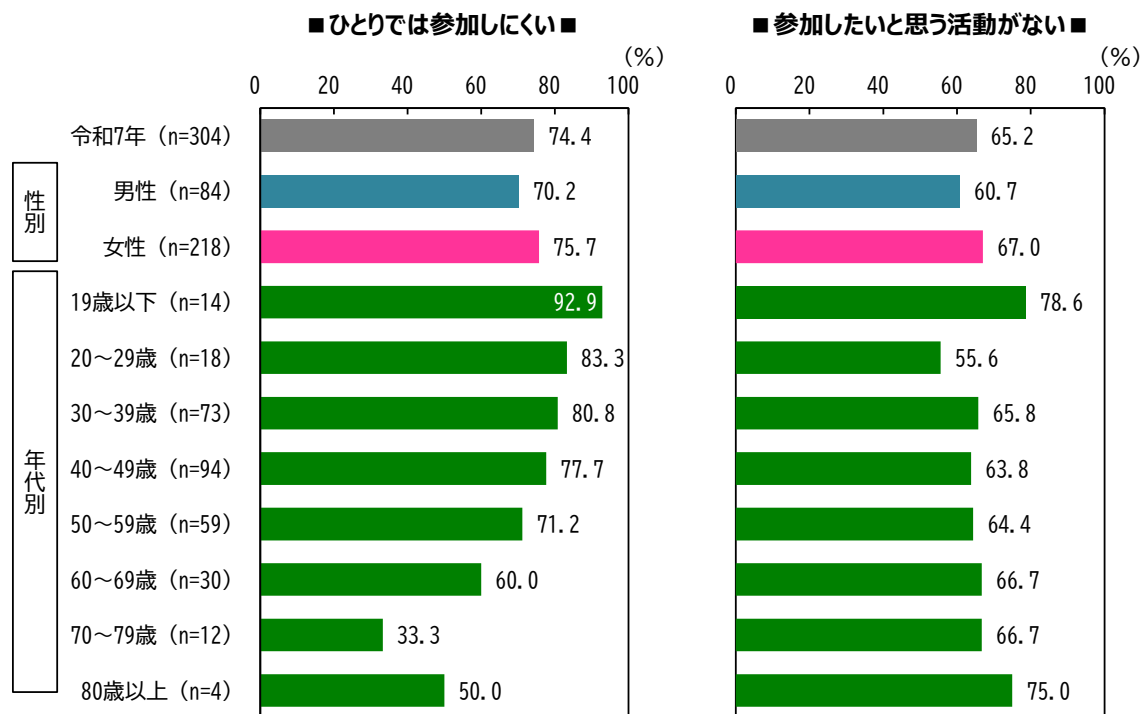
【地域福祉活動に参加していない理由で『そう思う』割合】



【地域福祉活動に参加していない理由で『そう思う』と回答した割合】  
(参加していない理由ごと)



第2章 地域福祉を取り巻く東海村の現状

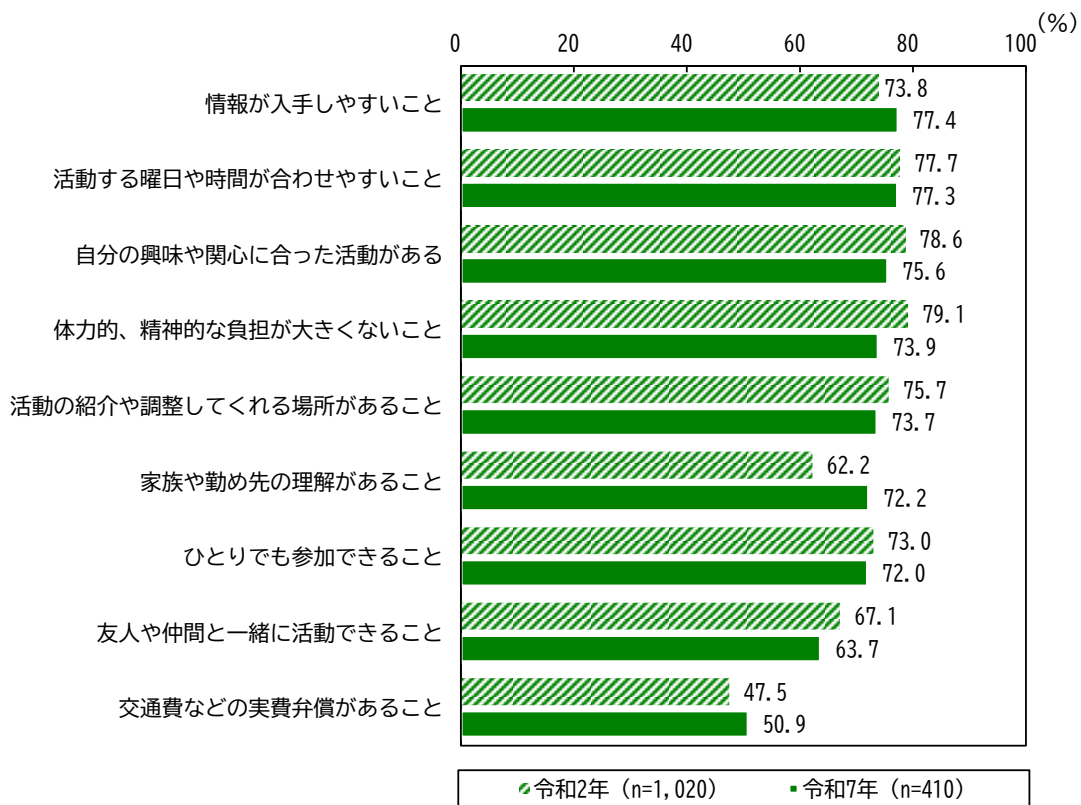


⑦ 地域福祉活動への参加動機となるもの

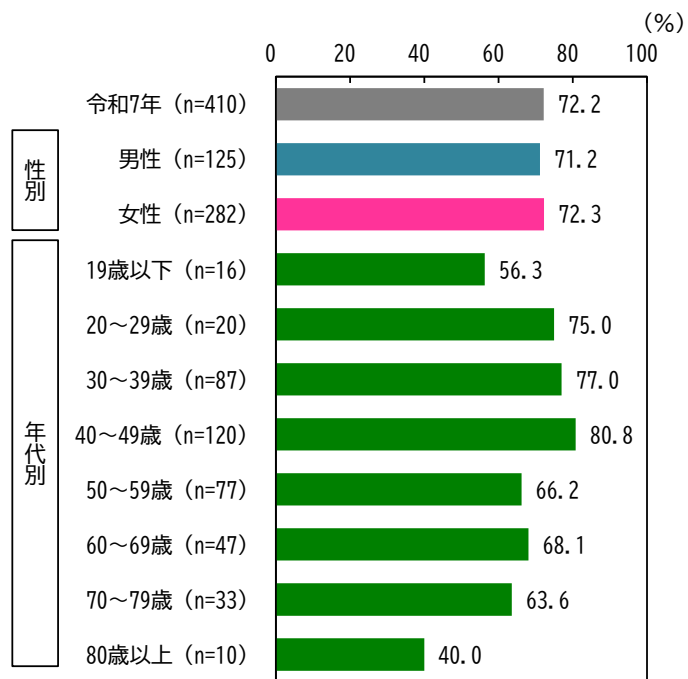
地域福祉活動への参加動機となるものについて、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『そう思う』の割合をみると、「情報が入手しやすいこと」、「活動する曜日や時間が合わせやすいこと」、「自分の興味や関心に合った活動がある」、「体力的、精神的な負担が大きいこと」、「活動の紹介や調整してくれる場所があること」が上位5位までを占め、前回調査と同様となっています。

それらに続く「家族や勤め先の理解があること」は72.2%の人が『そう思う』と回答しており、前回調査よりも10.0ポイント高いという大きな違いが出ています。この回答をした人の属性（性、年代）をみると、性別による回答割合の違いは顕著ではない一方、年代別で20歳代から40歳代までの人の回答が特になくなってきています。このことから、この年代の人の活動への参加を促すためには、地域福祉活動について企業の理解を得るための働きかけも重要であると思われます。

【地域福祉活動への参加動機で『そう思う』割合】



【「家族や勤め先の理解があること」に『そう思う』と回答した人の属性】

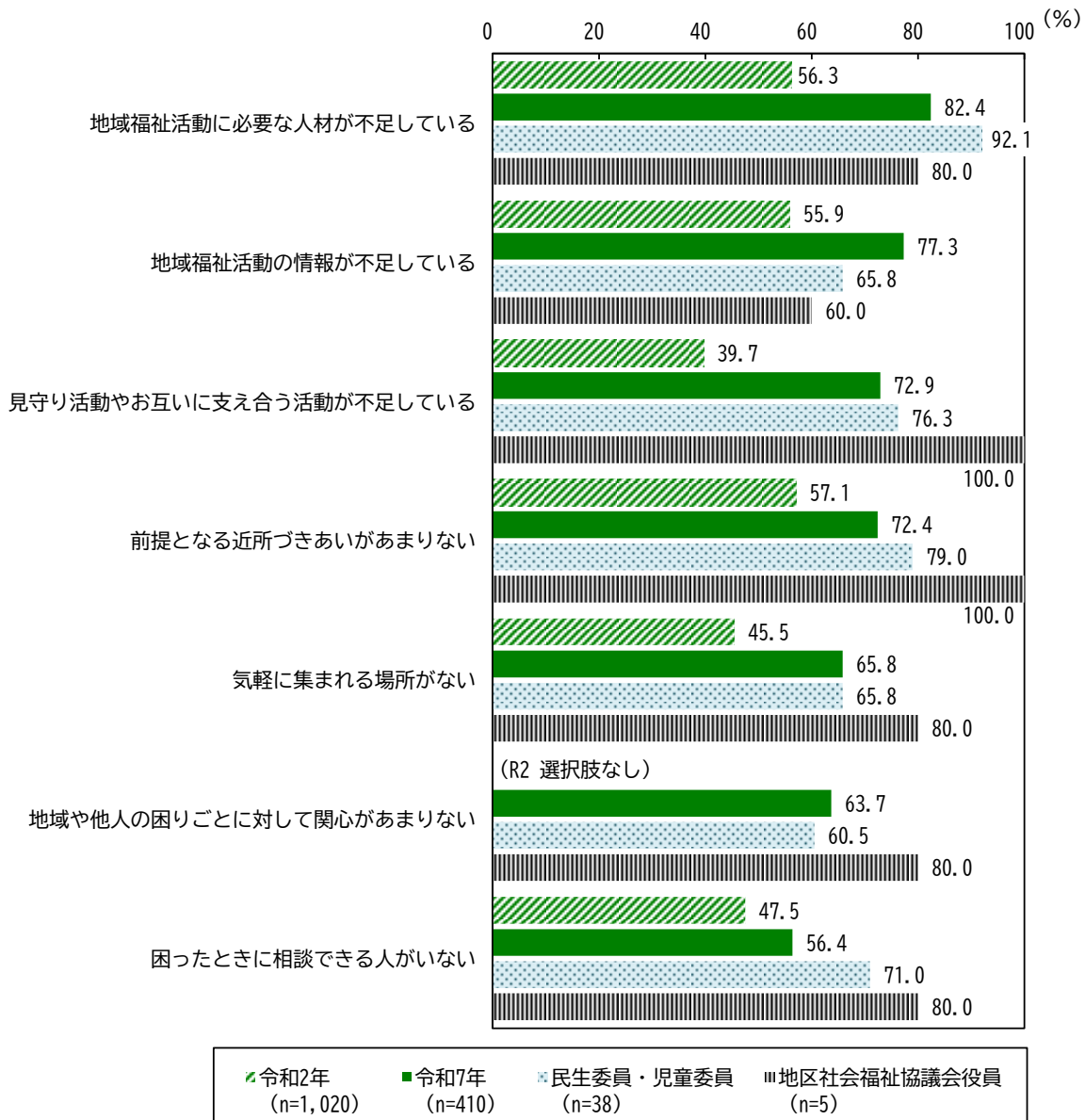


⑧ 地域福祉に関する問題点や不足しているもの

現在住んでいる地域で、地域福祉に関し不足しているものについて、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『そう思う』の割合をみると、村民からの回答では「地域福祉活動に必要な人材が不足している」が82.4%、「地域福祉活動の情報が不足している」、「見守り活動やお互いに支え合う活動が不足している」、「前提となる近所づきあいがあまりない」が70%を超えて高い回答となっています。

民生委員・児童委員の『そう思う』の割合をみると、「地域福祉活動に必要な人材が不足している」、「前提となる近所づきあいがあまりない」、「見守り活動やお互いに支え合う活動が不足している」は村民以上に高くなっています。また、「困ったときに相談できる人がいない」が71.0%となっており、民生委員・児童委員自身が相談できる体制に課題を持っていることが明らかとなっています。

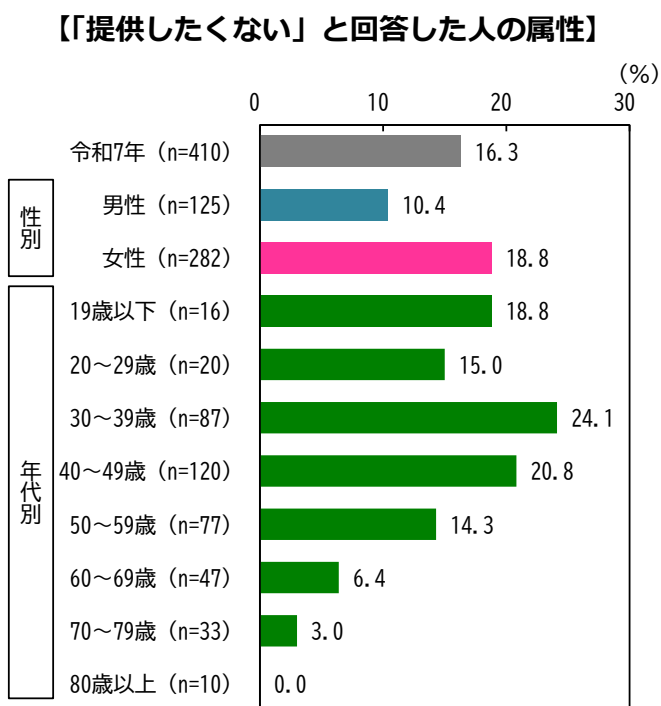
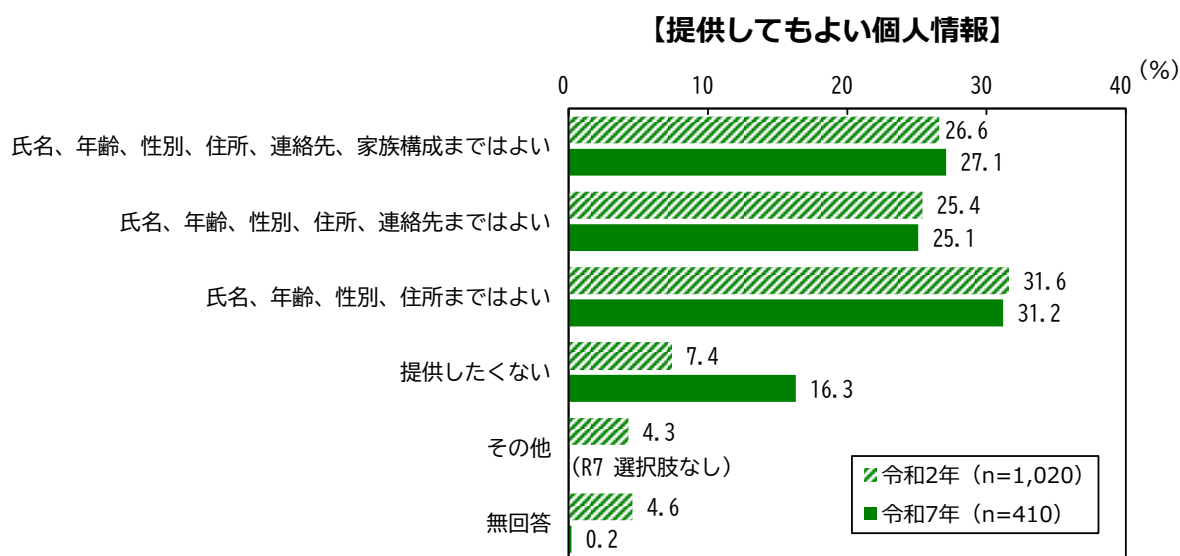
【地域福祉に関する問題点で『そう思う』割合】



⑨ 地域からの支援を受ける際に提供してもよい個人情報

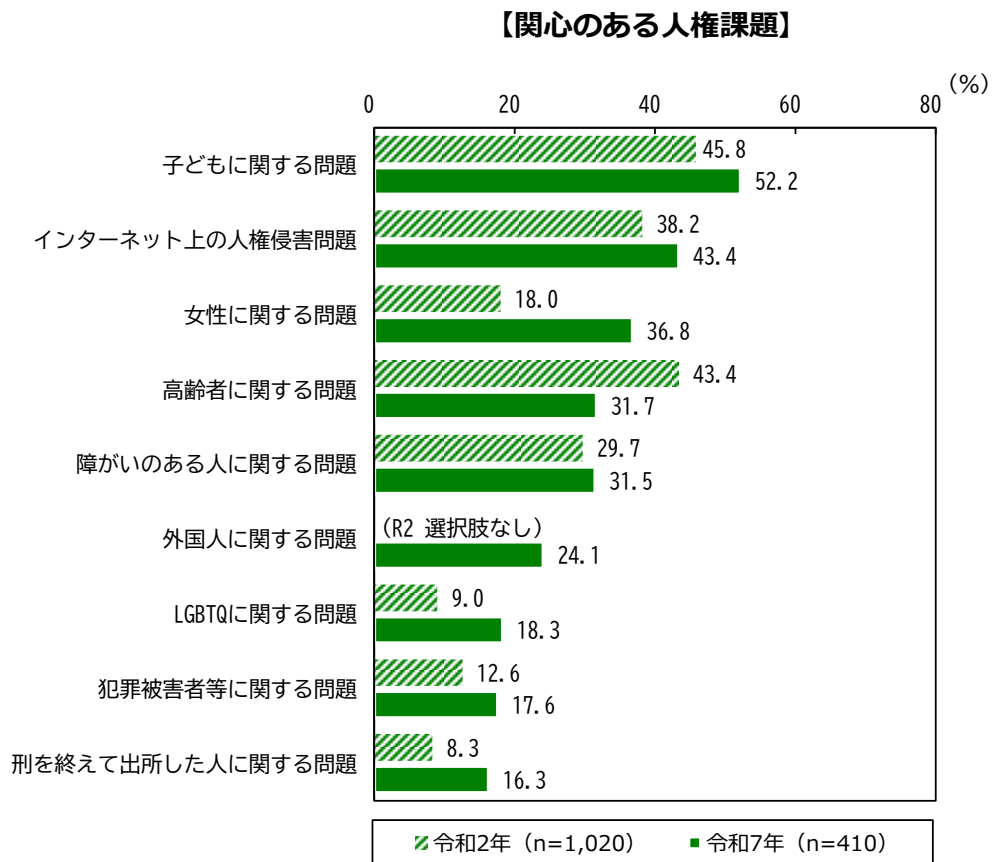
個人情報の提供及びその範囲については前回調査とほぼ同様の結果となっており、「氏名、年齢、性別、住所まで」及びそれ以上と回答した人は83.4%に達しています。

一方、「提供したくない」が16.3%と前回調査から倍増しました。さらに回答者の属性別に「提供したくない」の回答割合をみると、女性が18.8%と男性の2倍近く、年代別では30歳代と40歳代が20%を超えて多く、改めて個人情報の適切な管理と利用ルールの明確化のほか、今後これらの人を中心に丁寧な説明を行うことが重要と考えられます。

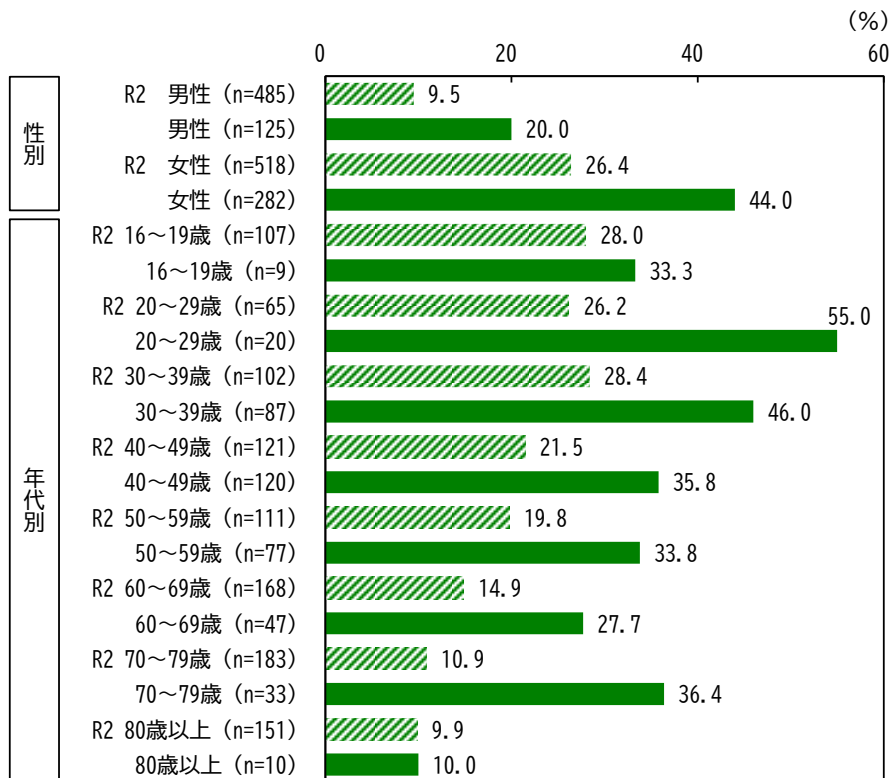


⑩ 関心のある人権課題

関心のある人権課題については、「子どもに関する問題」が52.2%と最も多く、次いで「インターネット上の人権侵害」、「女性に関する問題」、「高齢者に関する問題」、「障がいのある人に関する問題」となっています。前回調査と比べると、「女性に関する問題」が倍増していますが、さらに性別、年代別でも同様で、男性も女性も、またどの年代でも「女性に関する問題」への関心は前回調査よりも高くなっています。それ以外の各問題も「高齢者に関する問題」を除き、いずれも多くなっており、人権に関する意識の高まりがうかがえます。また、今回の調査で新たに追加した「外国人に関する問題」も24.1%と、4人に1人が関心を持っていることが分かりました。



【「女性に関する問題」への関心】

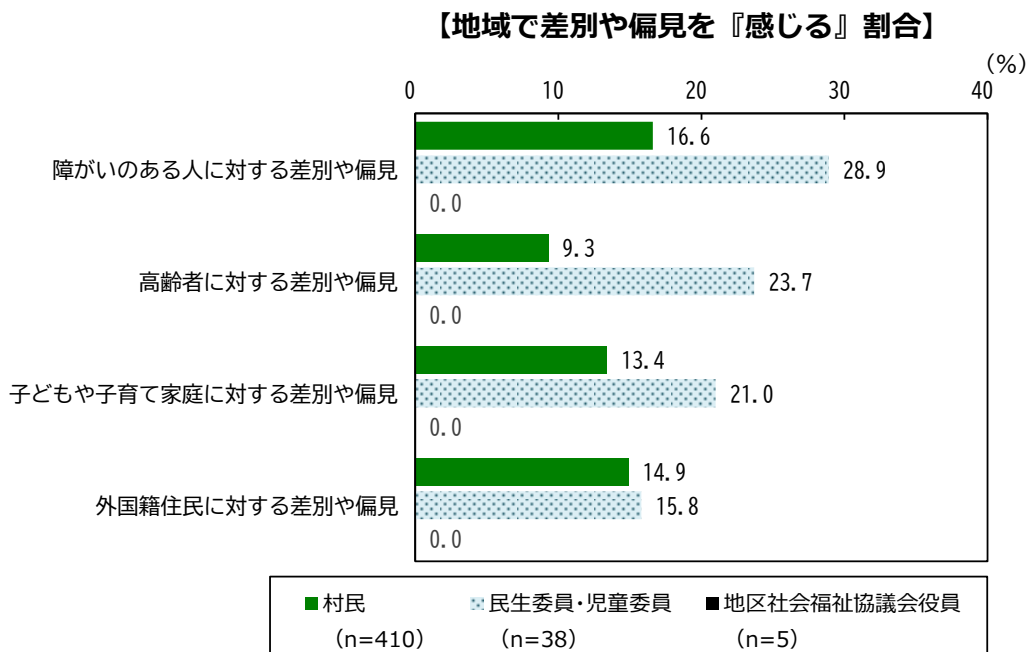


⑪ 地域で感じる差別や偏見

地域で差別や偏見を「よく感じる」と「時々感じる」を合わせた『感じる』の割合をみると、村民と民生委員・児童委員とで「障がいのある人に対する差別や偏見」、「高齢者に対する差別や偏見」、「子どもや子育て家庭に対する差別や偏見」で違いが現れています。

特に民生委員・児童委員が接することの多い高齢者について差別や偏見を感じる人が、村民が9.3%に対し民生委員・児童委員では23.7%と大きな差があり、さらに踏み込んだ実態の把握が求められます。

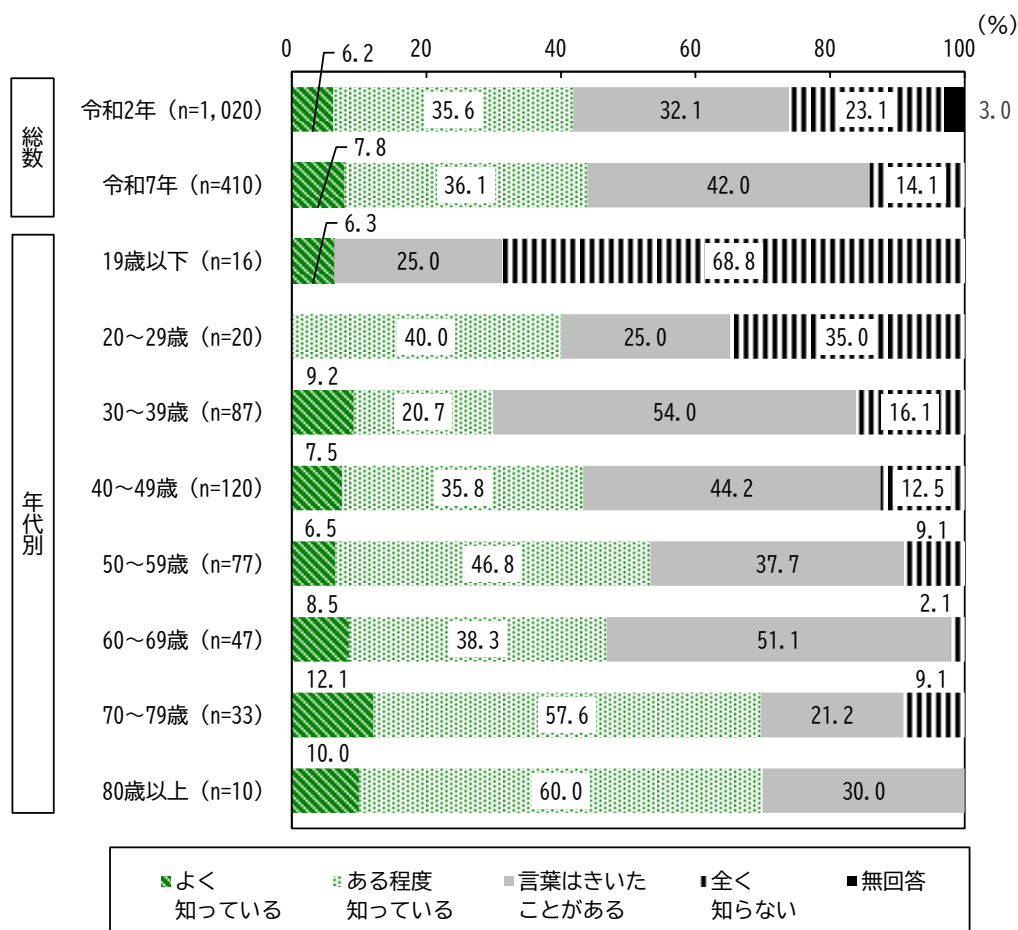
一方、外国籍住民への差別や偏見を『感じる』割合は村民、民生委員・児童委員とも15%程度ですが、村民が感じる割合は「障がいのある人への差別や偏見」に次いで多くなっています。



⑫ 成年後見制度の認知度

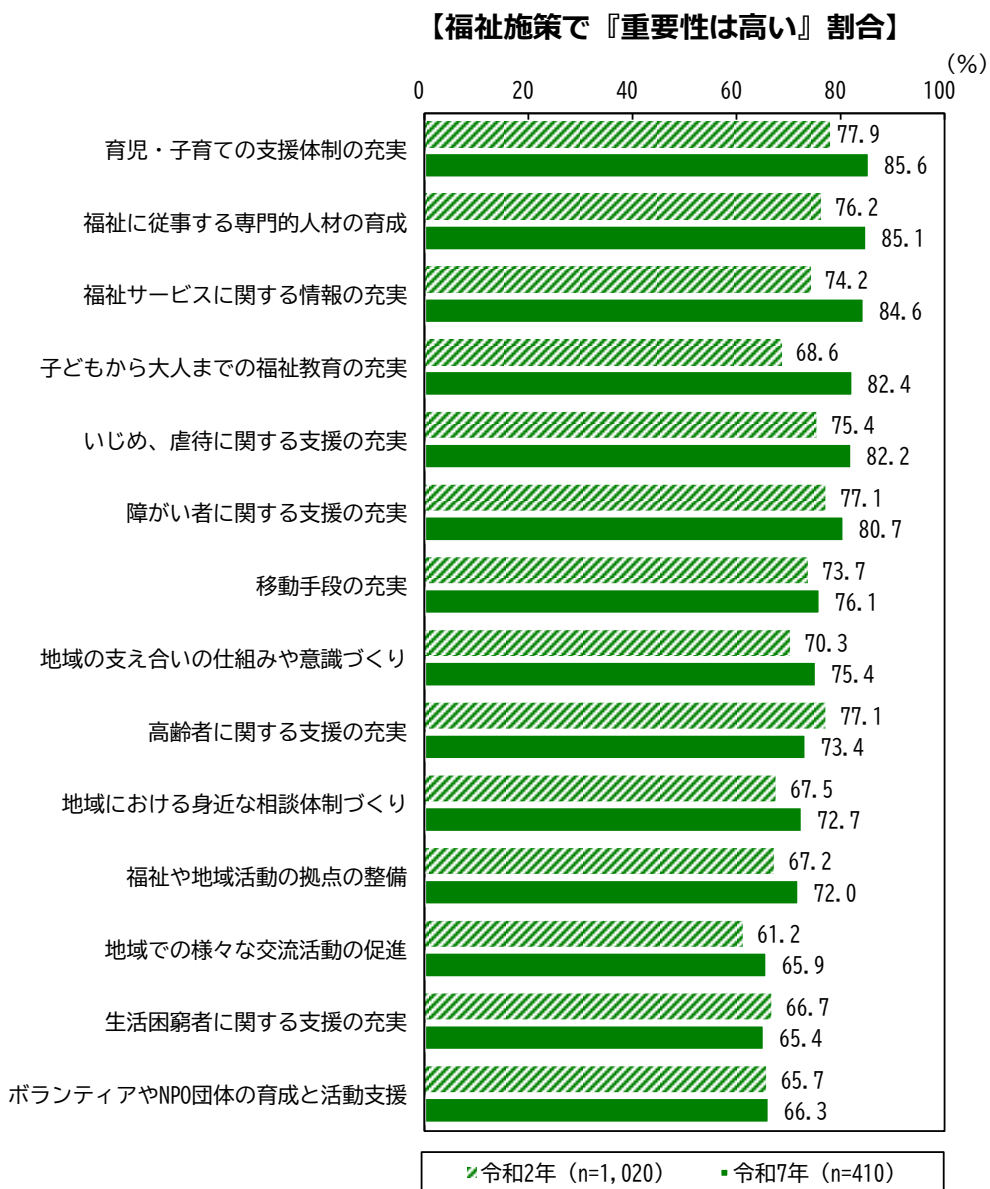
成年後見制度を「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『知っている』の割合は、43.9%と、41.8%であった前回調査からは微増となっています。しかし、「言葉はきいたことがある」が前回調査よりも10ポイント高くなっており、制度の名称はゆるやかながらも知られてきているといえます。年代別でみると、一般的に制度の必要性が高まる高齢の年代でも「よく知っている」は10%程度に留まる一方で、「ある程度知っている」は30歳代以降年代が上がるとともに高まる傾向にあり、70歳代では57.6%、80歳以上では60.0%と半数を超えることから、今後はこれらの人が「ある程度知っている」から「よく知っている」となるような働きかけの実施が必要であると考えられます。

【成年後見制度の認知度】



⑬ 東海村の福祉施策充実のために重要と考える取組

東海村の福祉施策をより充実させるために「重要性は高い」と「重要性はやや高い」を合わせた『重要性は高い』と回答した割合を取組ごとにみると、「育児・子育ての支援体制の充実」が85.6%と最も高く、次いで「福祉に従事する専門的人材の育成」、「福祉サービスに関する情報の充実」、「子どもから大人までの福祉教育の充実」、「いじめ、虐待に関する支援の充実」、「障がい者に関する支援の充実」が80%台で高くなっています。前回調査と比べると、ほぼすべての取組で前回は上回っていますが、特に「子どもから大人までの福祉教育の充実」が前回から13.8ポイント高くなっており、福祉教育への村民の期待の高まりがうかがえます。



### 3. 第4次東海村地域福祉計画の実施状況

第4次東海村地域福祉計画では、行政が実施した事業等の実績を評価する『行政評価』を毎年度行い、住民の立場から施策の成果を評価する「タスク・ゴール」、施策の推進過程での意識や活動の変化をみる「プロセス・ゴール」、行政や関係機関等との連携や協働の達成状況をみる「パートナーシップ・ゴール」の3つの視点に基づいて、住民が評価する『住民評価』を計画期間の3年目と5年目に行いました。計画期間の3年目に行う行政評価と住民評価を総合して中間評価、5年目に行うものを総合評価とし、下表は総合評価の結果となっています。

下表に示す通り、基本目標2の施策の方向性「個人情報保護と利用のルールをつくり、地域及び関係機関が適切に活用します」の評価はD、同じく基本目標2の施策の方向性「地域診断を実施し、地域ごとの課題解決に活用します」と基本目標3の施策の方向性「住民が安心して地域活動ができるように、災害発生時等における感染症対策を推進します。」の評価はCとなりました。

基本目標	施策の方向性	総合評価
1. 地域福祉を担うひとづくりを推進します	地域福祉の理念を広めるとともに、地域福祉活動参加のきっかけをつくります。	A
	効果的な情報受発信により、地域課題を適切に把握するとともに地域福祉活動への参加を促進します。	A
	住民による地域に根差した小地域福祉活動の一層の活性化を支援します。	A
	行政職員に対し、地域福祉の推進に必要な専門性を身に付けるための教育を行い、一人ひとりのスキルアップを図ります。	A
2. 地域で支え合う体制(しくみ)づくりを推進します	複雑化・多様化した生活課題に対応するため、重層的な支援体制を整備し必要な支援を届けます。	A
	分野を超えた新たなつながりと役割を生み出す共生の場をつくります。	B
	個人情報保護と利用のルールをつくり、地域及び関係機関が適切に活用します。	D
	地域診断を実施し、地域ごとの課題解決に活用します。	C
3. 安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します	災害発生時における行政主体の支援体制の整備と住民主体の防災活動の支援を推進します。	A
	地域住民主体の見守り活動や防犯活動を支援します。	A
	住民が安心して地域活動ができるように、災害発生時等における感染症対策を推進します。	C
	地域の实情に合った交通サービスを充実させ、交通弱者の移動を支援します。	A
	安全・安心な生活のために必要な情報を提供し、サービス利用を促進します。	A
4. すべての人々の権利擁護(アドボカシー)を推進します	すべての住民の尊厳を守るため、さまざまな権利侵害を早期に発見し、解消に向けた支援を行います。	B
	成年後見制度(未成年後見を含む)を中心としたサービス利用を推進します。	B

※総合評価 A：ほぼ達成できた B：概ね達成できた C：あまり達成できなかった D：ほとんど達成できなかった

## 4. 本計画で取り組むべき課題

統計情報やアンケート調査結果、第4次東海村地域福祉計画の推進状況並びに東海村地域福祉計画推進会議での議論などから、本村における地域福祉の課題を次のとおり整理しました。

### 1 村民の動向の変化を的確に捉えた福祉施策の推進

令和2(2020)年の国勢調査において、本村の65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は25.1%であることが示されました。これは全国平均値(28.8%)よりも3.7ポイント低いものの、高齢者数は増加傾向が続いており、なかでも75歳以上の後期高齢者が数・割合ともに、今後著しく増加するものと見込まれます。村民へのアンケート調査でも、近所に支援が必要と思われる高齢者のみの世帯があることを認識している人は4割に上り、5年前から大幅に増加しています。また、障がい者については、精神障害者保健福祉手帳や療育手帳を持つ人が年々増加しています。

こうした村民の動向の変化を的確に把握し、必要な支援が適切になされる「きめ細かな福祉施策」を推進することが重要となっています。

### 2 地域のつながりの強化と地域活動の活性化

近年、自治会への加入率が低下しており、地域によるばらつきも非常に大きいことが明らかとなっています。また、近所付き合いを親しく行っている人の割合も5年前から低下しており、地域のつながりの希薄化が進んでいることが懸念されます。さらに、地域福祉に関する問題として、「地域福祉活動に必要な人材が不足している」と回答した村民、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会役員は8割から9割に上るなど、人材不足に関する危機意識は広く共有されています。

地域活動に参加する人を増やし、活動を活発にしていくためには、まずは地域においていかに気の張らない心地よいつながりを創造し、人と人がつながることが必要です。そのためには、日常的にあいさつが交わされたり、さりげない見守りで周囲の変化を気にかけてりするなどの活動が行われる地域づくりが重要です。また、地域活動に参加していない人が多く指摘する、活動の周知や参加のきっかけ、参加方法など、参加しやすくする工夫も必要といえます。

### 3 災害発生時の支援体制

被害が広範に及び自然災害等が発生したとき、国や自治体からの支援が届くまでの「危機対応」の間、地域の人たちが助け合い、目の前の問題に対処する必要があります。地域の力が最も試される場面ですが、アンケート調査で、地域における災害時等の自主的支援体制の整備状況について「整っている」と回答した人は2割に留まり、「わからない」と回答した人が6割を超えています。

地域住民の皆さんに対して、地域の防災活動の見える化とその周知に努める必要があります。また、地域福祉に関する問題点として「地域福祉活動の情報が不足している」ことをあげた村民が8割近くいることを踏まえ、情報提供の仕方についての改善が望まれます。

### 4 人権の尊重と個人情報の保護

地域で差別や偏見を「感じる」または「時々感じる」との回答は、「障がいのある人に対する差別や偏見」が最も多く、村民では16.6%となっていますが、地域とより深くかかわっている民生委員・児童委員では3割近くに上っています。地域福祉が目指す「共生社会」は、地域に暮らすすべての人が尊重される社会です。障がいのある人、高齢者、子どもや子育て家庭、外国籍住民など、誰一人として差別や偏見にさらされることなく、その権利が守られる活動をさらに推進する必要があります。

第4次東海村地域福祉計画の評価が低かった施策の方向性に、「個人情報の保護と利用のルールづくりと適切な活用」がありました。いざという時の支援をスムーズに進めるためには、一定程度の個人情報が支援組織に提供されている必要があります。個人情報に関するルールを整備するとともに、情報提供の意義を啓発する必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 施策の体系

## 1. 基本理念

基本理念とは、計画の根底にある基本的な考え方のことで、この計画に携わるすべての人々にとって「合言葉」のようなものです。

本計画の基本理念は、東海村の新たな計画「まちづくりの羅針盤」が示す方向に沿うとともに、「東海村地域福祉計画推進会議」に参画した幅広い世代の村民が、「『福祉』とは」、「あなたにとって『つながり合い』『支え合い』とは」などさまざまなテーマにおいて議論を重ねるなかで多く語られた言葉をつむぎ、次のとおりとしました。

### 解かり合い 支え合い ともにつくる ここちよいムラ

## 2. 基本目標

基本理念にうたう「ムラづくり」を進めるため、次の3つの基本目標を設定し、これから5年間の東海村の地域福祉を推進します。

### 基本目標1 地域の仲間を増やそう ～「出会い」から始まる福祉の輪～

地域を支えている人の高齢化が進む一方で、共働き世帯や高齢になっても働く人が増え、地域活動の担い手不足が深刻化しています。こちよい地域を守り・発展させるため、人と人との関わりを貴重な出会いの機会と捉え、地域の仲間づくりを進めます。

何年か先を考えると、  
自分たちのような若い世代が頑張り  
自分ができる地域活動を通じて  
自分が住む地域を支えたい。

-東海村地域福祉計画推進会議での委員からの意見-



**基本目標2** 誰もがつながる地域をつくろう ～「できなさそう」を「できる」にする地域力～

人々が抱える複雑な生活課題を地域の力で解決に導くために、一人ひとりができる範囲で協力しあえるよう、その基盤となる「地域のつながり」を確かなものとしします。



小学生の頃は地域との関わりがあったが、  
中学生以降なくなっていた。  
でも、東海村高校生会に加入し、  
ボランティア活動などの機会を通じて多くの人と  
つながることができ、良い経験ができた。

-東海村地域福祉計画推進会議での委員からの意見-

**基本目標3** すべての人の暮らしと権利を守ろう ～みんな守られみんなしあわせになれるムラ～

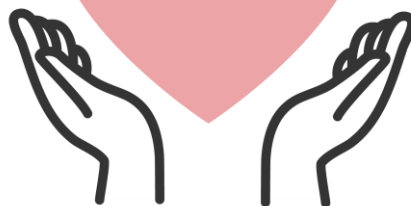
地域に暮らすさまざまな人～ジェンダー（社会的性別）、こども・若者・高齢者、障がいのあ  
る人・ない人、日本人・外国人～の権利が等しく守られ、安心して生活できる環境の整備に努め  
ます。

権利擁護は、  
住民全体を対象として  
取り組むことが望ましい  
のではないかな。

声を上げにくい人たちの存在に  
もっと目を向ける  
必要があると思う。

権利擁護

-東海村地域福祉計画推進会議での委員からの意見-



### 3. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
解かり合ひ 支え合ひ とまじり合ひ いじりあひする	<p><b>1 地域の仲間を増やそう</b></p> <p>～「出会い」から始まる 福祉の輪～</p>	<p>地域福祉の考え方やおもしろさを分かりやすく伝え、住民が地域福祉活動に参加しやすくなるようなきっかけをつくります。</p> <p>効果的な情報の発信と共有を通して地域の課題を把握し、住民が無理なく地域福祉活動に参加できる環境を整えます。</p> <p>地域に根差した福祉活動の意義や成果を住民が実感できるよう支援し、参加の継続につなげます。</p> <p>地域福祉の推進に必要な知識を行政職員が学ぶことで、一人ひとりのスキルアップを図ります。</p>
	<p><b>2 誰もがつながる地域をつくろう</b></p> <p>～「できなさそう」を 「できる」にする 地域力～</p>	<p>多様化する生活課題に向き合うため、支援体制を整え、必要の人に適切な支援が届くようにします。</p> <p>世代を超えたつながりや新たな役割が生まれるよう、誰もが関われる居場所づくりを進めます。</p> <p>個人情報の保護と活用のルールを整理し、地域や関係機関が適切に活用することで、よりよいネットワークを構築します。</p> <p>地域ごとの実態や課題を把握し、それぞれに応じた課題解決に活かします。</p> <p>あいさつや交流が自然に生まれる機会を増やすことで、住民同士のつながりが広がる地域を目指します。</p>
	<p><b>3 すべての人の暮らしと権利を守ろう</b></p> <p>～みんな守られ みんなしあわせに なれるムラ～</p>	<p>住民や事業者が適切に避難できるよう、災害時の行政職員の実践力及び知識の向上を図ります。</p> <p>地域住民主体の見守り活動や防犯活動を支援します。</p> <p>地域の実情に応じた交通サービスを充実させ、移動に不安を抱える住民の生活を支援します。</p> <p>安全・安心な生活のために必要な情報を提供し、サービス利用を促進します。</p> <p>すべての住民の尊厳が守られるよう、権利侵害を早期に把握し、関係機関と連携した支援につなげます。</p> <p>【成年後見制度利用促進基本計画】 成年後見制度を整備し、サービスの利用促進を図ります。</p>

## 第4章 施策の展開

---

- 基本目標 1 地域の仲間を増やそう
- 基本目標 2 誰もがつながる地域をつくろう
- 基本目標 3 すべての人の暮らしと権利を守ろう

## 基本目標 1 地域の仲間を増やそう

### <現状と課題>

地域を支える力を広げていくためには、住民が無理なく関われる場づくりと、地域活動に参加しやすい環境整備が欠かせません。しかし、今回のアンケート調査結果では自治会加入率が62.2%と前回より減少し、特に20代では30%台にとどまるなど、若い世代の地域との関わりの低下が明らかになりました。また、近所付き合いも「あいさつ程度」が59.0%と最も多く、地域のつながりが薄れつつある状況です。

一方で、地域福祉活動の運営側として関わる人は25.4%と前回の13.1%から大きく増加し、70代では6割以上が活動に参加しています。ただし、参加していない理由として「活動がわからない」「きっかけがない」がいずれも80%を超え、若い世代ほど高くなっています。参加の動機では「情報の入手のしやすさ」や「曜日・時間の調整しやすさ」が重視され、20～40代では「家族や勤め先の理解」が7割以上と高くなっていることも特徴です。

これらを踏まえると、地域福祉の担い手を広げるためには、世代や立場に応じた参加のきっかけづくりが不可欠であり、活動内容や参加方法を分かりやすく発信し、地域活動を身近に感じられる仕組みを整えることが、地域の力を高めるうえで重要となります。

### <施策の展開>

施策の方向性	具体的な施策例
地域福祉の考え方やおもしろさを分かりやすく伝え、住民が地域福祉活動に参加しやすくなるようなきっかけをつくります。	住民、教育委員会、村社会福祉協議会との連携により、全世代に対する地域福祉教育を実施します。
	村社会福祉協議会や小地域福祉関係団体と連携し、地域福祉に関する講座や講演会、イベント等を開催します。
	認知症サポーターやゲートキーパー等を養成するための講座や研修を実施します。
効果的な情報の発信と共有を通して地域の課題を把握し、住民が無理なく地域福祉活動に参加できる環境を整えます。	講座等の受講後にアンケートを実施し、地域福祉に関する理解や関心の変化を調査します。
	住民や各福祉分野の団体と情報交換を行い、地域の課題を共有します。
地域に根差した福祉活動の意義や成果を住民が実感できるよう支援し、参加の継続につなげます。	ホームページやSNS等を活用した地域福祉活動やボランティアに関する情報を発信するほか、参加申込などを分かりやすくすることで、活動により参加しやすい体制を整えます。
	地域福祉の専門家である「支え合いコーディネーター」を配置し、地域に根差した小地域福祉活動を支援します。
	小地域福祉活動の活性化を図るため、施設整備や活動資金に対する補助を実施します。
	住民同士の日常的な支え合いを促すため、日常生活の支援を行う生活支援ボランティアの普及を行います。

施策の方向性	具体的な施策例
地域福祉の推進に必要な知識を行政職員が学ぶことで、一人ひとりのスキルアップを図ります。	新規採用職員に対し、福祉分野の基礎研修を実施します。
	重層的支援体制整備等、庁内連携が重要な福祉施策についての職員研修を継続して実施します。
	職員が地域との協働の重要性を学び、住民主体の地域活動を支援します。

## 基本目標2 誰もがつながる地域をつくろう

### <現状と課題>

誰もが安心して暮らせる地域をつくるためには、日常の見守りから災害時の支援まで、多面的な地域力の強化が必要です。今回のアンケート調査結果では、近所に支援が必要と思われる人として「高齢者のみ世帯」が39.3%、「認知症の人」が9.5%、「障がいのある人」が8.0%と増加し、住民が地域の支援ニーズの高まりを実感しています。

一方で、災害時や緊急時の自主的な支援体制について「整っている」と感じる住民は20.2%と前回より大きく減少し、地区によってばらつきも見られます。また、約6割が「わからない」と回答するなど、支援体制の見える化が課題となっています。地域福祉活動についても、「活動人材の不足」(82.4%)が最も多く、次いで「活動情報の不足」「見守り・支え合い活動の不足」など、地域を支える土台の弱さが明らかとなっています。

住民が求める福祉施策としては「育児・子育て支援」(85.6%)をはじめ、「専門的人材の育成」「福祉サービス情報の充実」が80%台と高く、多様な期待が寄せられています。これらを踏まえ、地域にある力を活かしながら、誰もが支え合える仕組みを整え、安心して暮らせる環境づくりを進めていくことが求められます。

### <施策の展開>

施策の方向性	具体的な施策例
多様化する生活課題に向き合うため、支援体制を整え、必要な人に適切な支援が届くようにします。	生活に複合的な課題をもつ個人や家族を関係機関につなぎ適切な支援を提供します。
	母子保健、子育て支援、教育、高齢者支援、障がい者支援等、各分野の相談員や支援員等が、異なる分野の生活課題の相談を受けたり発見した場合には、適切な機関につなげます。
世代を超えたつながりや新たな役割が生まれるよう、誰もが関われる居場所づくりを進めます。	子どもや高齢者、障がい者等の活動の場、交流の場等を確保するとともに、居場所の多機能化を推進します。
個人情報保護と活用のルールを整理し、地域や関係機関が適切に活用することで、よりよいネットワークを構築します。	民生委員・児童委員や自治会、地区社会福祉協議会、NPO法人、村社会福祉協議会等から収集した個人情報を適切に管理し、活用します。
	個人情報の取扱いについて、住民、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、村社会福祉協議会職員及び行政職員向けの研修や啓発を行います。

施策の方向性	具体的な施策例
地域ごとの実態や課題を把握し、それぞれに応じた課題解決に活かします。	住民や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等の協力を得ながら、地域ごとの現状や課題を把握し、解決策を検討します。
あいさつや交流が自然に生まれる機会を増やすことで、住民同士のつながりが広がる地域を目指します。	日常生活の中で自然なあいさつや交流が生まれるよう、身近な場や機会を活かした取り組みを進め、住民同士のつながりを育んでいきます。

## 基本目標3 すべての人の暮らしと権利を守ろう

### <現状と課題>

地域で誰もが尊重され、安心して暮らせる社会をつくるためには、人権尊重の視点を広げ、偏見や差別の解消に向けた権利擁護の取り組みを進めることが重要です。今回のアンケート調査結果では、「子どもに関する問題」が52.2%で最も関心が高く、次いで「インターネット上の人権侵害」「女性」「高齢者・障がい者」など、幅広い課題への関心が示されました。「外国人に関する問題」も24.1%と4人に1人が関心を寄せており、多様な背景をもつ住民が増える中での対応が求められています。

また、「高齢者への差別」を感じる割合は、村民が9.3%であるのに対し、民生委員・児童委員は23.7%と高く、支援現場で課題がより顕著に表れていることがわかります。成年後見制度の認知度は43.9%と微増したものの、「言葉だけ知っている」層が増えており、制度への理解が十分に進んでいない点も課題です。

こうした状況を踏まえ、住民が権利について学ぶ機会を広げることが重要です。実際に、「子どもから大人までの福祉教育」の重要性は前回より13.8ポイント増加しています。誰もが尊重され、生きづらさを抱えずに暮らせる地域をめざして、権利を守る体制の整備と普及啓発を着実に進めていくことが求められます。

### <施策の展開>

施策の方向性	具体的な施策例
住民や事業者が適切に避難できるよう、災害時の行政職員の実践力及び知識の向上を図ります。	行政職員の災害発生時における実践能力の育成と、住民や事業者の適切な避難行動に関する知識の向上を図ります。
地域住民主体の見守り活動や防犯活動を支援します。	行政や関係機関、住民等と連携し、保護が必要な子どもや支援が必要な高齢者、障がい者等の課題解決に向けて協議し支援につなげます。
地域の実情に応じた交通サービスを充実させ、移動に不安を抱える住民の外出や生活を支援します。	公共交通、民間移送サービス、福祉サービス事業者等による交通サービスの充実を図り、移動が困難な住民を支援します。
安全・安心な生活のために必要な情報を提供し、サービス利用を促進します。	緊急時の支援や日常的な見守り支援を住民が身近に利用できるように、情報発信を強化します。
すべての住民の尊厳が守られるよう、権利侵害を早期に把握し、関係機関と連携した支援につなげます。	住民や支援機関等と連携し、権利侵害を感じた人が相談しやすい地域づくりを推進します。
<b>【成年後見制度利用促進基本計画】</b> 成年後見制度のさらなる体制の整備強化を進め、サービスの利用促進を図ります。	権利擁護支援のための地域連携ネットワークの整備を進め、①広報、②相談、③利用促進、④後見人支援のさらなる機能強化に努めるとともに、制度を必要とする人への利用支援を推進します。

## 第5章 計画の推進と進行管理

---

1. 推進体制
2. 進行管理
3. 計画の推進

## 1. 推進体制

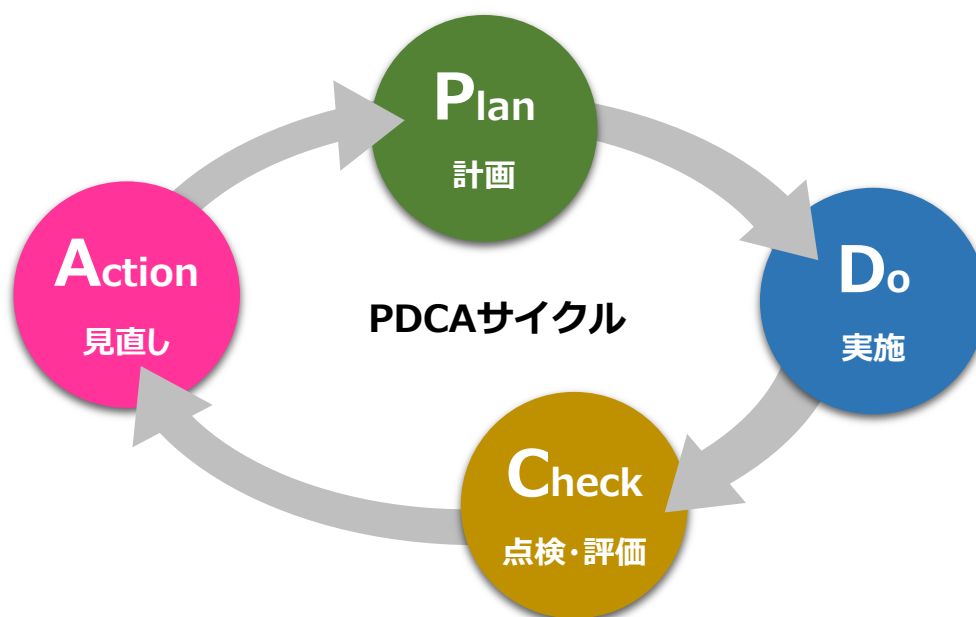
地域福祉を推進する主体は、すべての住民や事業者等を含めた村民、村社会福祉協議会をはじめとする福祉関係団体及び行政です。

それらの主体が相互に連携して地域や地域住民の生活課題を解決し、すべての人が居場所と生きがいをもって暮らし続けることのできる地域社会の実現を目指します。

## 2. 進行管理

本計画の進行管理は、「計画（Plan）・実施（Do）・点検（Check）・見直し（Action）」の循環（PDCA サイクル）によって行います。

計画の策定を主導した「地域福祉計画推進会議」は、各施策の実施結果の報告を受けてその内容を点検・評価します。改善が必要な内容については、是正を提言し、次期計画へとつなげていきます。



## 3. 計画の推進

本計画を実効性高く推進するため、計画の理念「～解かり合い 支え合い ともにつくる こちよいムラ～」が幅広く住民に浸透し共有されるよう、広報紙をはじめさまざまな媒体や機会を活用し、周知を図ります。

また、高校生・大学生などの若い世代が、これからも地域福祉計画推進会議に参加し、幅広い世代の考え方や行政の施策等につれ、議論に加わり、地域を支える当事者としてその経験を発信することで、若い世代のみならず、すべての世代で推進される計画となるよう努めます。

## 資料編

---

## 資料1. 計画策定の経過

年月日	内容
令和6年8月2日(金)	令和6年度第1回東海村地域福祉計画推進会議 議事(1)第4次東海村地域福祉計画中間評価結果について (2)グループワーク (テーマ:地域福祉に関する東海村の課題と強み) (3)令和6年度地域福祉計画推進会議スケジュール(案)について
令和6年12月18日(水)	令和6年度第2回東海村地域福祉計画推進会議 議事(1)第5次東海村地域福祉計画の方向性について (2)グループワーク (テーマ:第5次東海村地域福祉計画のキーワード、フレーズについて)
令和7年2月28日(金)	令和6年度第3回東海村地域福祉計画推進会議 議事(1)第4次東海村地域福祉計画 行政評価について (2)第5次東海村地域福祉計画骨子(案)について
令和7年8月6日(水)	令和7年度第1回東海村地域福祉計画推進会議 議事(1)令和7年度地域福祉計画関係スケジュール案について (2)アドバイザー講義 (3)グループでの共有 (テーマ:構成の感想、地域福祉計画の思いについて)
令和7年8月10日(日) ~9月15日(月)	第5次地域福祉計画策定のためのニーズ調査の実施 (村民意識調査、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会役員調査)
令和7年10月29日(水)	令和7年度第2回東海村地域福祉計画推進会議 議事(1)第5次東海村地域福祉計画策定のためのニーズ調査結果(速報)及び第5次東海村地域福祉計画の構成(案)について (2)グループワーク (テーマ:あなたにとって「つながり合い」「支え合い」とは)
令和7年12月17日(水)	令和7年度第3回東海村地域福祉計画推進会議 議事(1)第5次東海村地域福祉計画(素案)について (2)グループワーク (テーマ:基本理念・基本目標・施策の方向性について) (3)第4次東海村地域福祉計画住民評価について
令和8年1月29日(木) ~2月27日(金)	第5次東海村地域福祉計画(案)および計画概要版(案)に係るパブリックコメントの実施

## 資料2. 東海村地域福祉計画推進会議設置要綱

平成15年3月17日

告示第9号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき策定された東海村地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)を幅広い層の住民参画により円滑に推進するため、東海村地域福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項について調査し、検討する。

- (1) 福祉計画の進行管理に関すること。
- (2) 福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し又は任命するものとする。

- (1) 村民代表(公募) 5人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) ボランティア 5人以内
- (4) 民生委員・児童委員 3人以内
- (5) その他福祉関係者 5人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 推進会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(ワーキング委員会)

- 第8条 推進会議は、必要に応じ、資料の収集、現状分析、素案の作成等を行うため、ワーキング委員会を置くことができる。
- 2 ワーキング委員会は、地域福祉委員会、高齢福祉・介護保険委員会、障害福祉委員会及び児童福祉委員会の4部会で構成する。
- 3 ワーキング委員会は、委員35人以内で組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命するものとする。
- (1) 村民代表(公募) 8人以内
  - (2) 学識経験者 2人以内
  - (3) ボランティア 5人以内
  - (4) 民生委員・児童委員 5人以内
  - (5) その他福祉関係者 5人以内
  - (6) 社会福祉協議会職員 5人以内
  - (7) 行政関係職員 5人以内
- 4 ワーキング委員会にワーキング委員長を、各部会に部会長を置く。
- 5 ワーキング委員長は、推進会議の委員長の指名した者をもって充て、部会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 6 ワーキング委員会の会議は、必要に応じてワーキング委員長が招集し、議長となる。
- 7 各部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。
- 8 ワーキング委員会は、必要であると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、地域福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年告示第23号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年告示第42号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第60号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第51号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第72号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

## 資料3. 東海村地域福祉計画推進会議委員名簿

## ■委員（◎は委員長、○は副委員長）（敬称略）

番号	分野	氏名	所属等
1	村民代表	松井 淳子	地域福祉計画（第4次）策定委員 子育て世代
2	村民代表	小泉 愛葉	高校生
3	村民代表	澤井 咲希	高校生
4	村民代表	渡部 のぞみ	大学生
5	村民代表	川口 優羽	大学生
6	ボランティア	岡部 恵子	地域福祉計画（第4次）策定委員 ボランティア連絡協議会
7	村民代表	照沼 恵子	民生委員・児童委員
8	民生委員・児童委員	○飯島 真里子	地域福祉計画（第4次）策定委員 民生委員・児童委員
9	福祉関係者	◎有阪 加奈子	社会福祉法人はまぎくの会
10	福祉関係者	香取 義彦	地区社会福祉協議会
11	福祉関係者	川上 有里	社会福祉法人東海村社会福祉協議会
12	福祉関係者	仲田 瑞穂	社会福祉法人東海村社会福祉協議会

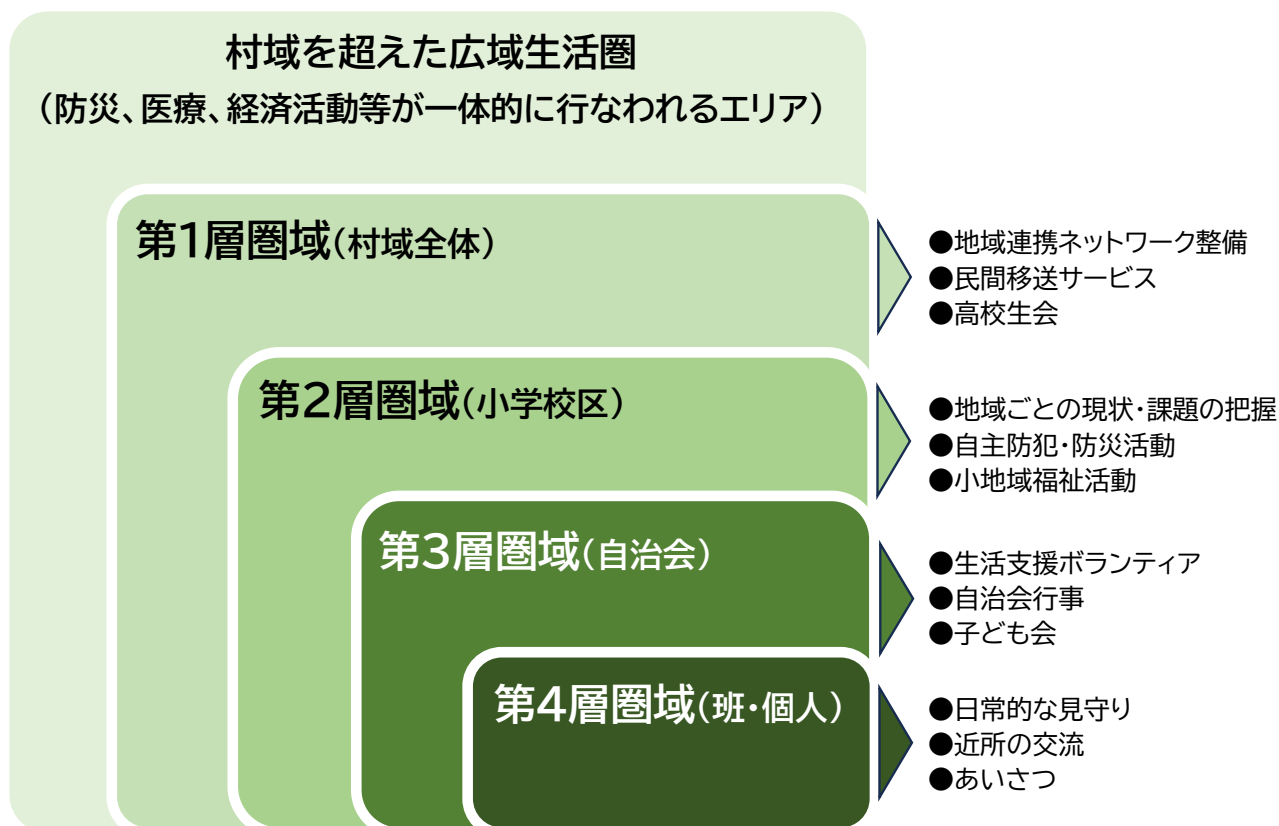
（委嘱期間：令和7年8月1日～令和9年3月31日）

## ■アドバイザー（敬称略）

1	アドバイザー	稲垣 美加子	淑徳大学教授
---	--------	--------	--------

（委嘱期間：令和7年8月1日～令和9年3月31日）

## 資料4. 東海村で展開されているさまざまな地域福祉活動



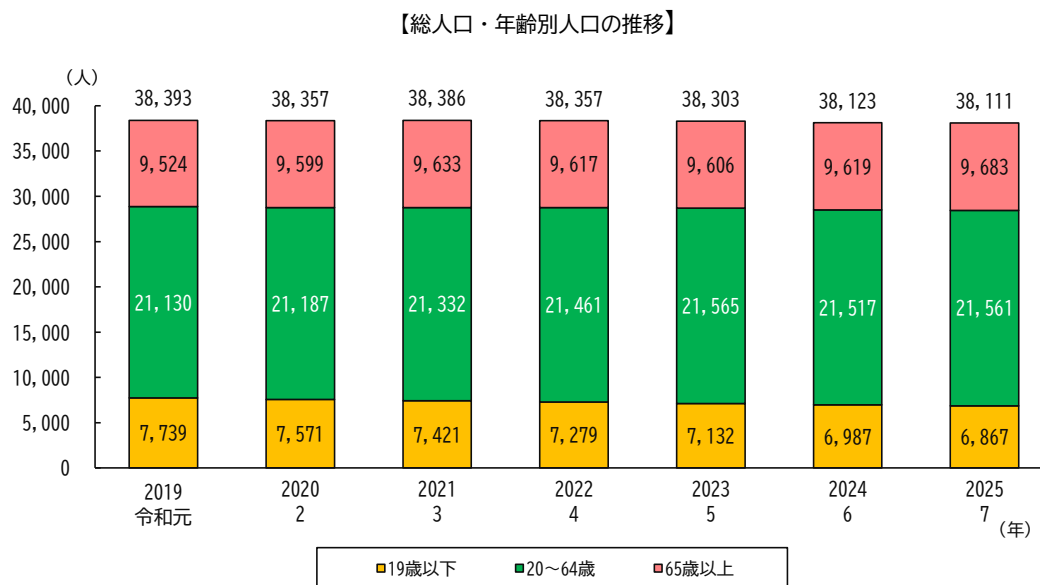
### <参考> 地域福祉活動事例

- フードバンク
- 高齢者の居場所作り
- 認知症カフェ
- 障がい児・者サロン
- 生活困窮世帯の子どもの居場所づくりと学習支援
- コミュニティソーシャルワーカーの配置

## 資料5. 統計データ

### 5-1. 人口動態に関する統計

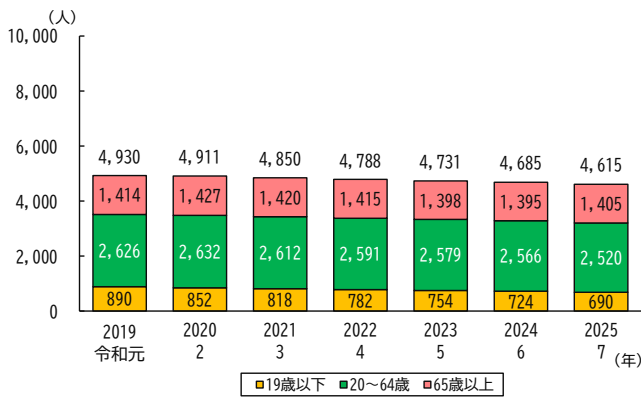
資料5-1(1)① 総人口・年齢別人口の推移



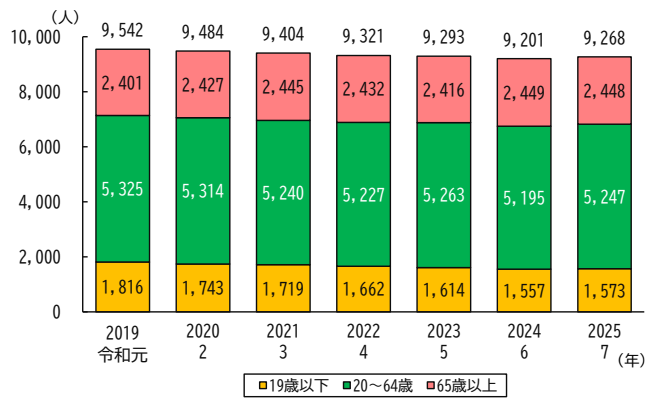
資料：東海村公式ホームページ「とうかいの統計」総務部総務課掲載データ 各年10月1日現在

資料5-2(1)② 総人口・年齢別人口の推移(地区別グラフ)

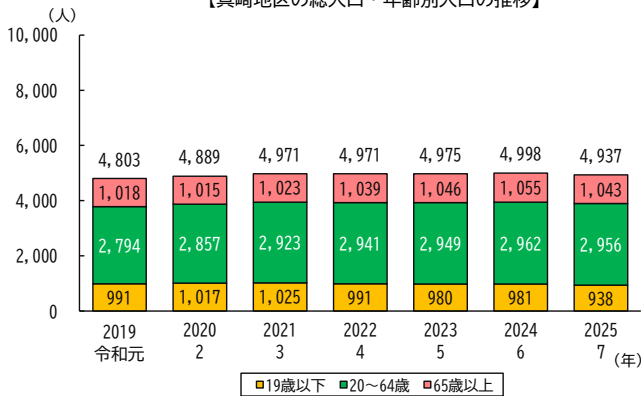
【石神地区の総人口・年齢別人口の推移】



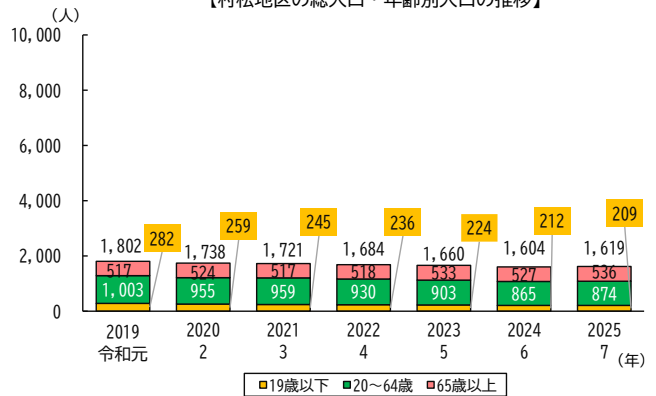
【白方地区の総人口・年齢別人口の推移】



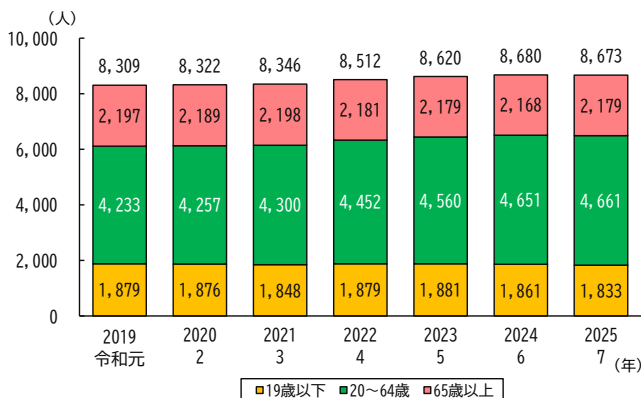
【真崎地区の総人口・年齢別人口の推移】



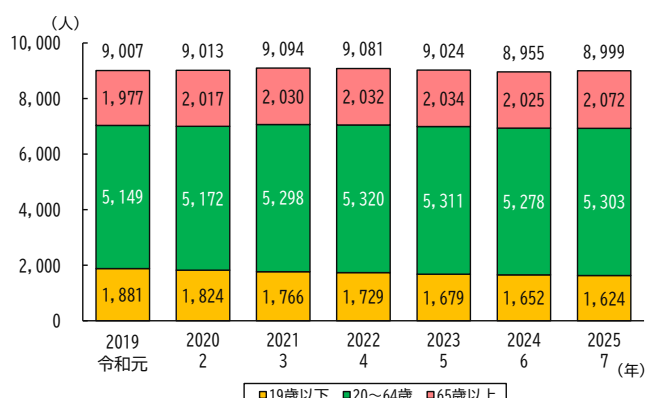
【村松地区の総人口・年齢別人口の推移】



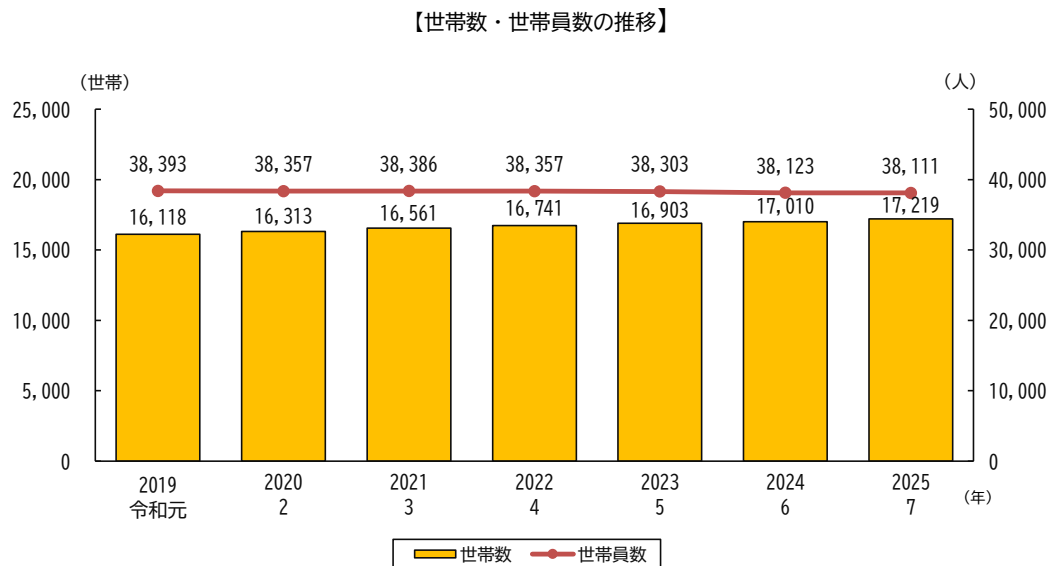
【中丸地区の総人口・年齢別人口の推移】



【舟石川・船場地区の総人口・年齢別人口の推移】



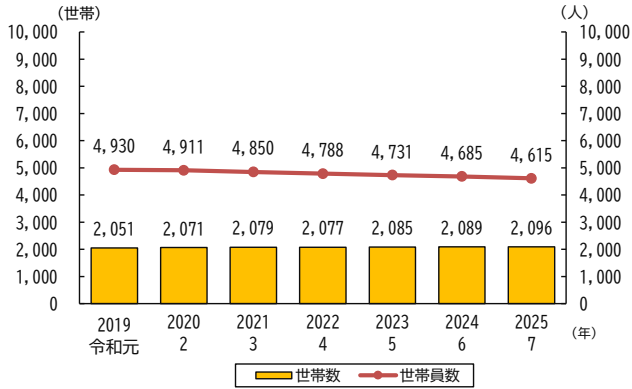
## 資料5-1(2)① 世帯数・世帯員数の推移



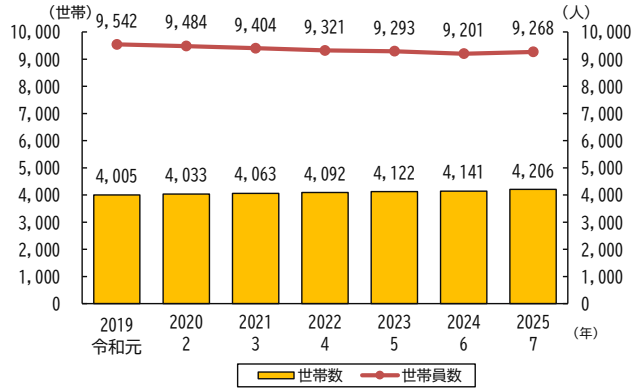
資料：東海村公式ホームページ「とうかいの統計」総務部総務課掲載データ 各年10月1日現在

資料5-1(2)② 世帯数・世帯員数の推移(地区別グラフ)

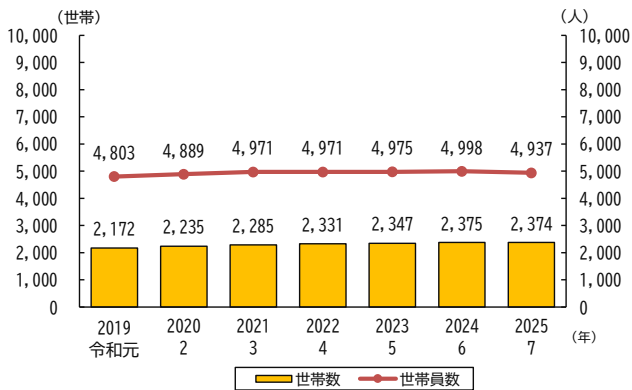
【石神地区の世帯数・世帯員数の推移】



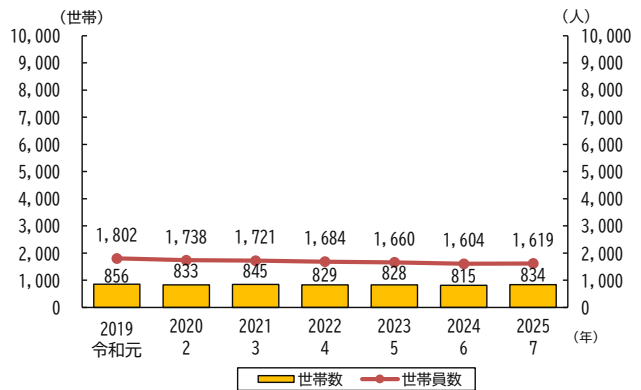
【白方地区の世帯数・世帯員数の推移】



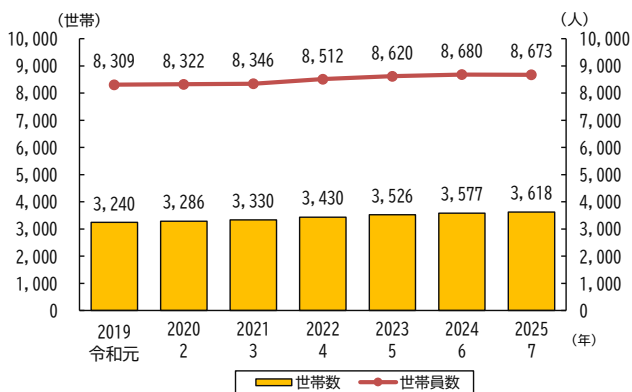
【真崎地区の世帯数・世帯員数の推移】



【村松地区の世帯数・世帯員数の推移】



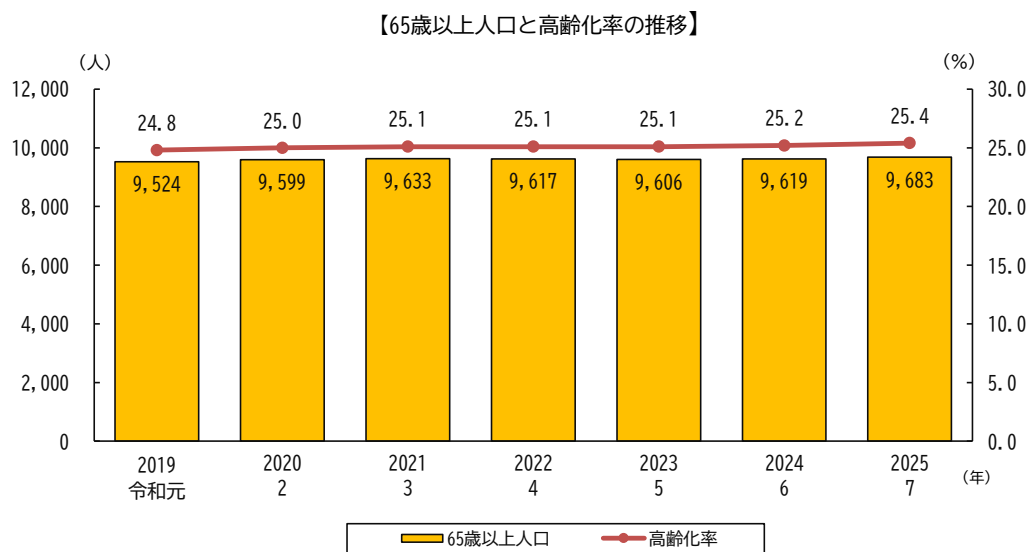
【中丸地区の世帯数・世帯員数の推移】



【舟石川・船場地区の世帯数・世帯員数の推移】



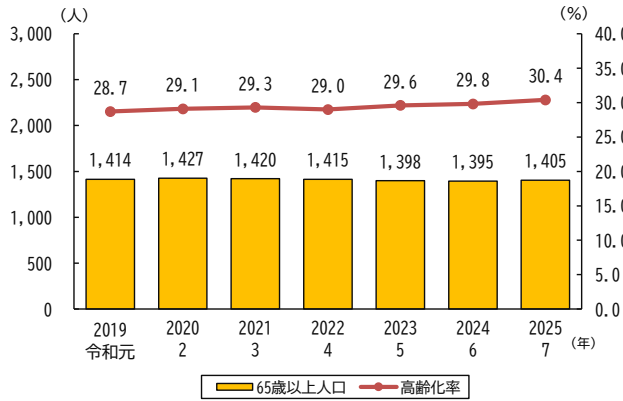
## 資料5-1(3)① 65歳以上人口と高齢化率の推移



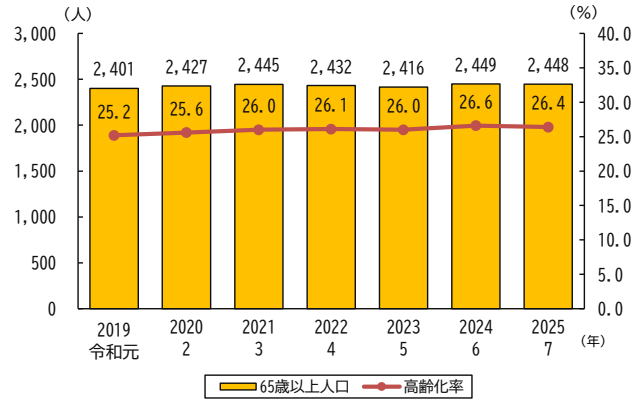
資料：東海村公式ホームページ「とうかいの統計」総務部総務課掲載データ 各年10月1日現在

資料5-1(3)② 65歳以上人口と高齢化率の推移(地区別グラフ)

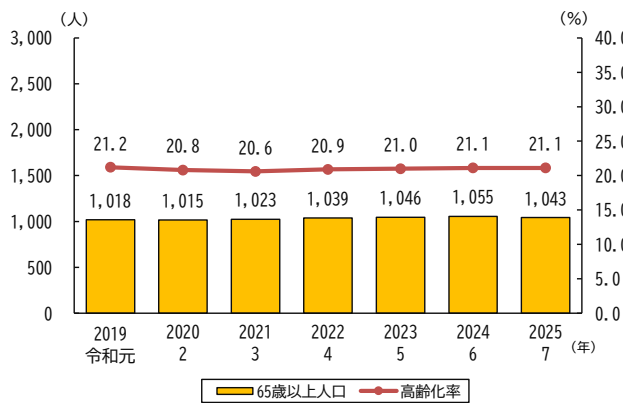
【石神地区の65歳以上人口と高齢化率の推移】



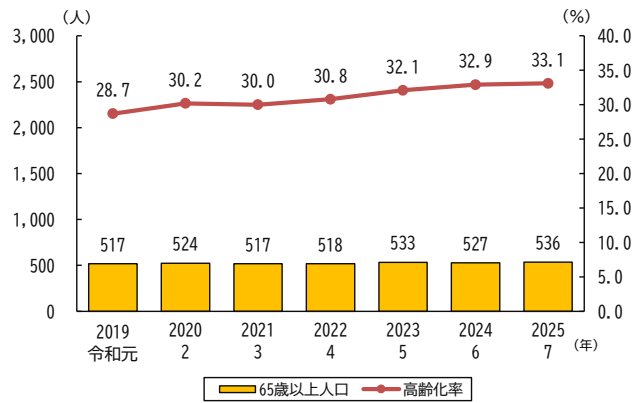
【白方地区の65歳以上人口と高齢化率の推移】



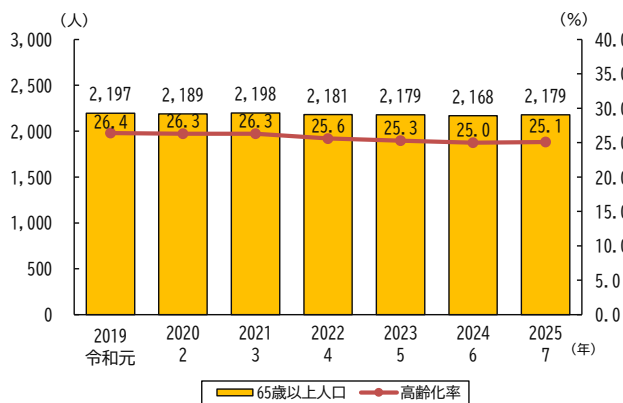
【真崎地区の65歳以上人口と高齢化率の推移】



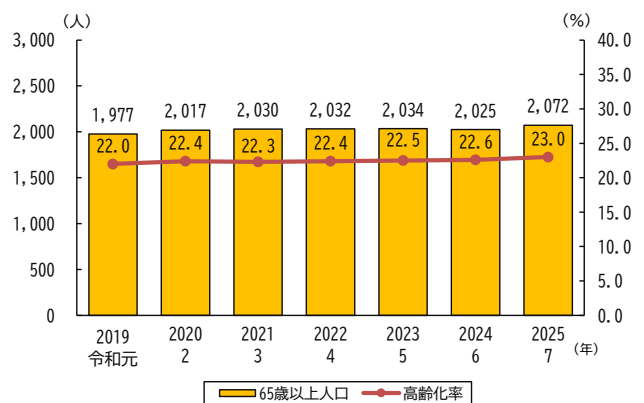
【村松地区の65歳以上人口と高齢化率の推移】



【中丸地区の65歳以上人口と高齢化率の推移】



【舟石川・船場地区の65歳以上人口と高齢化率の推移】



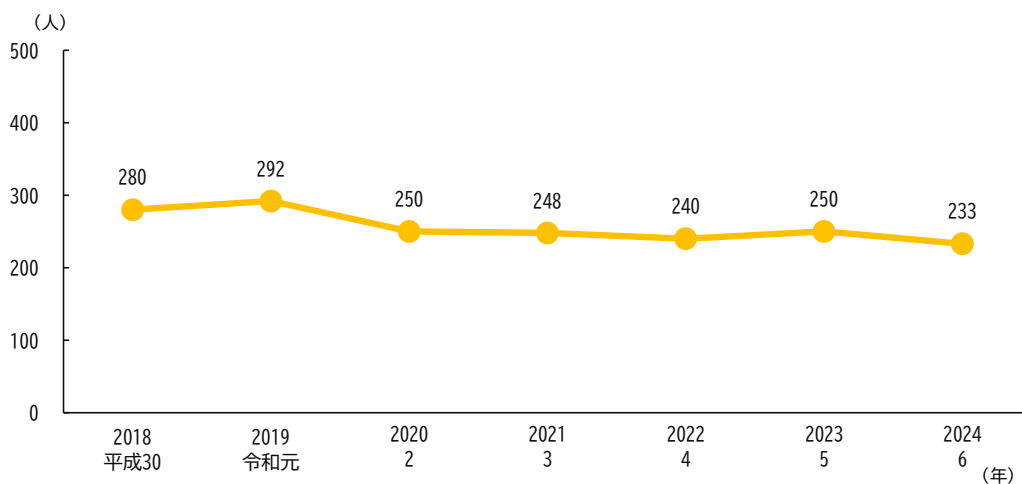
## 資料5-1(4) 出生数の推移

## ■ 出生数

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
東海村		280	292	250	248	240	250	233
参考	全国	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759	727,288	686,173
	茨城県	19,368	18,004	17,389	16,502	15,905	14,898	13,976

資料：茨城県人口動態統計（東海村）（令和6年の結果は茨城県常住人口調査結果報告書より）  
厚生労働省人口動態統計（茨城県・全国）

【出生数の推移】



## 5-2. 子どもに関する統計

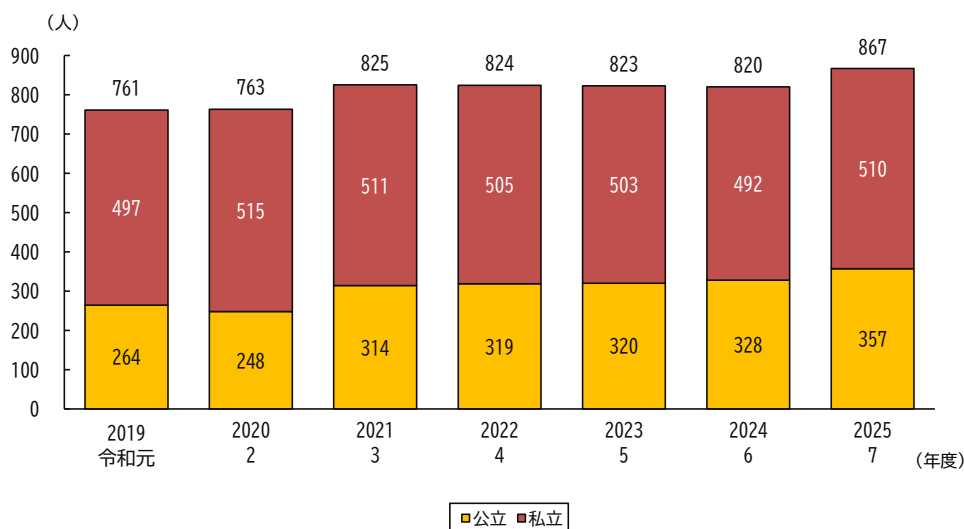
資料5-2(1) 保育所通所児童数と待機児童数の推移

(単位：人)

保育施設名	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数
百塚保育所	113		103		106		104		101		108		108	
村松保育所	—		—		—		—		—		—		—	
舟石川保育所	60		55		52		50		54		55		60	
けやきの杜保育所	—		—		60		74		76		81		86	
とらかい村松高こども園(2号・3号)	91		90		96		91		89		84		84	
	—		—		—		—		—		—		19	
公立計	264		248		314		319		320		328		357	
チューリップ保育園	82		84		85		85		78		81		76	
みぎわ保育園	89		88		89		89		94		91		91	
おおぞら保育園	113		115		113		106		106		93		91	
サンフラワーこどもの森保育園	85		81		81		79		80		85		90	
さちのみ認定こども園	58		60		63		61		62		59		58	
おーくす船場こども園	70		71		66		66		68		64		58	
キララ東海ナーサリー	—		16		14		19		15		19		18	
キララ第二東海ナーサリー	—		—		—		—		—		—		19	
東海 あゆみ保育園	—		—		—		—		—		—		9	
私立計	497		515		511		505		503		492		510	
東海村 合計	761	0	763	0	825	0	824	0	823	0	820	0	867	0

資料：東海村福祉部子育て支援課調べ  
各年度4月1日現在  
けやきの杜保育所は令和2年5月開所。キララ東海ナーサリーは令和2年4月開所  
キララ第二東海ナーサリーは令和6年10月開所。東海 あゆみ保育園は令和6年10月開所

【保育所通所児童数の推移】



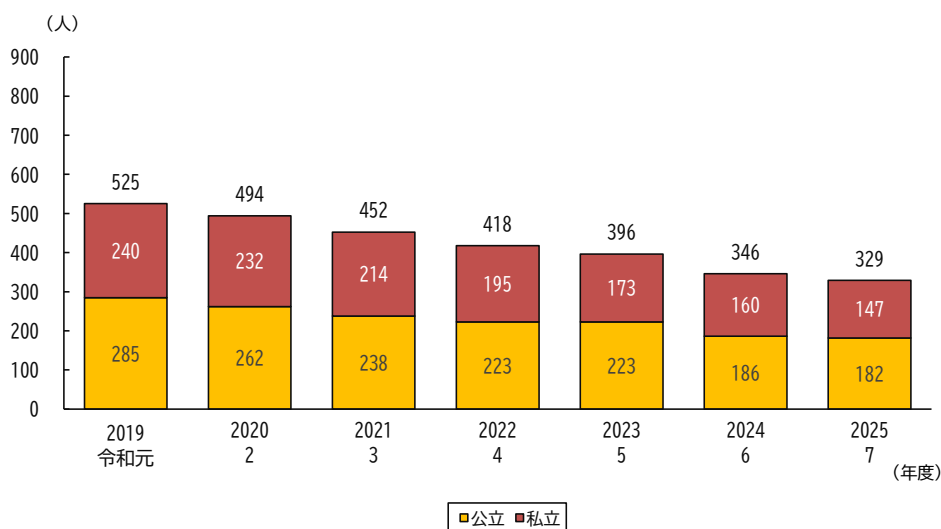
## 資料5-2(2) 幼稚園通園者数の推移

(単位：人)

幼稚園名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
村松幼稚園	118	114	104	91	96	132	131
石神幼稚園	25	32	34	39	34	24	19
舟石川幼稚園	56	42	43	33	31	—	—
宿幼稚園	—	—	—	—	—	—	—
須和間幼稚園	54	48	41	40	38	—	—
とうかい村松宿こども園(1号)	32	26	16	20	24	30	32
公立計	285	262	238	223	223	186	182
みぎわ幼稚園	240	232	214	195	173	160	147
私立計	240	232	214	195	173	160	147
東海村 合計	525	494	452	418	396	346	329

資料：東海村福祉部子育て支援課調べ  
各年度5月1日現在  
舟石川幼稚園及び須和間幼稚園は令和5年3月閉園

【幼稚園通園者数の推移】



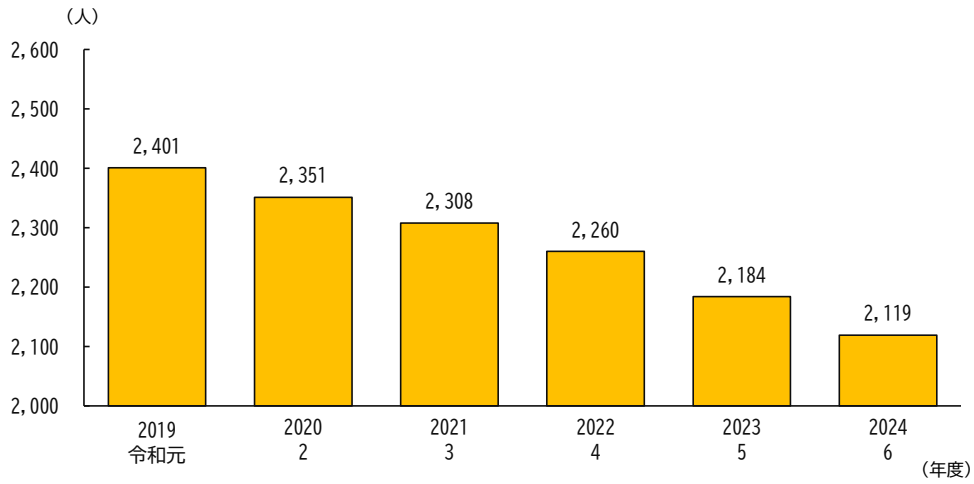
資料5-2(3) 小学校児童数の推移

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	2,401	2,351	2,308	2,260	2,184	2,119

資料: 学校基本調査  
各年度5月1日現在

【小学校児童数の推移】



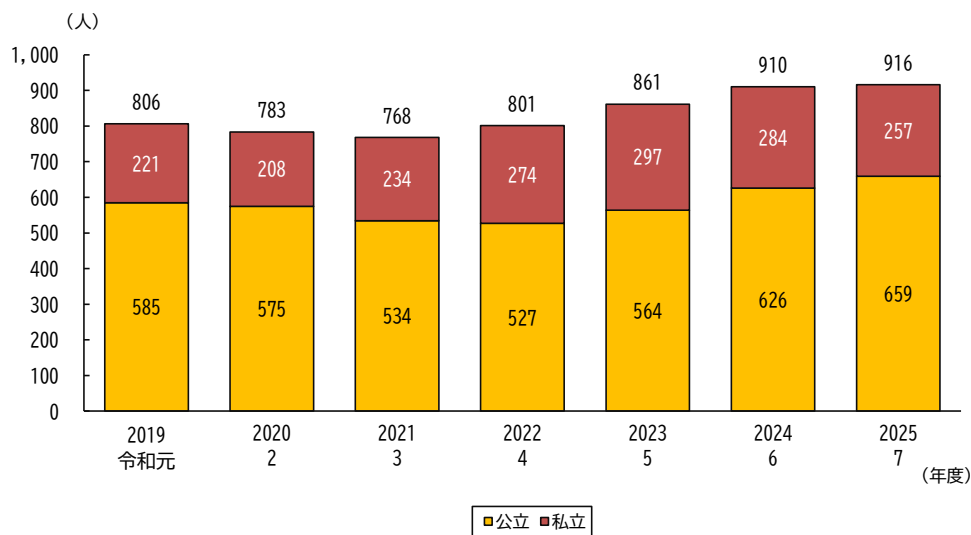
## 資料5-2(4) 放課後児童クラブ通所児童数と待機児童数の推移

(単位:人)

放課後児童クラブ名	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数	通所児童数	待機児童数
石神学童クラブ	114		110		96		89		82		101		101	
白方学童クラブ	128		119		121		111		118		129		123	
村松学童クラブ	61		67		73		76		76		77		86	
照沼学童クラブ	29		35		34		41		38		42		38	
中丸学童クラブ	126		126		116		113		122		117		140	
舟石川学童クラブ	127		118		94		97		128		118		127	
舟石川学童クラブ(分室)											42		44	
公立計	585	0	575	0	534	0	527	0	564	0	626	0	659	0
チューリップ学童クラブ	45		40		39		39		41		42		43	
学童クラブ キッズガーデン白方	50		30		30		27							
学童クラブ ジョリーボード	43		27		33		72		75		72		75	
おーくす船場学童クラブ	83		99		119		119		119		105		78	
わんだーらふ			12		13		17		25		30		24	
村っこ学童									37		35		37	
私立計	221	0	208	0	234	0	274	0	297	0	284	0	257	0
東海村 合計	806	0	783	0	768	0	801	0	861	0	910	0	916	0

資料：東海村福祉部子育て支援課調べ  
各年度5月1日現在

【放課後児童クラブ通所児童数の推移】

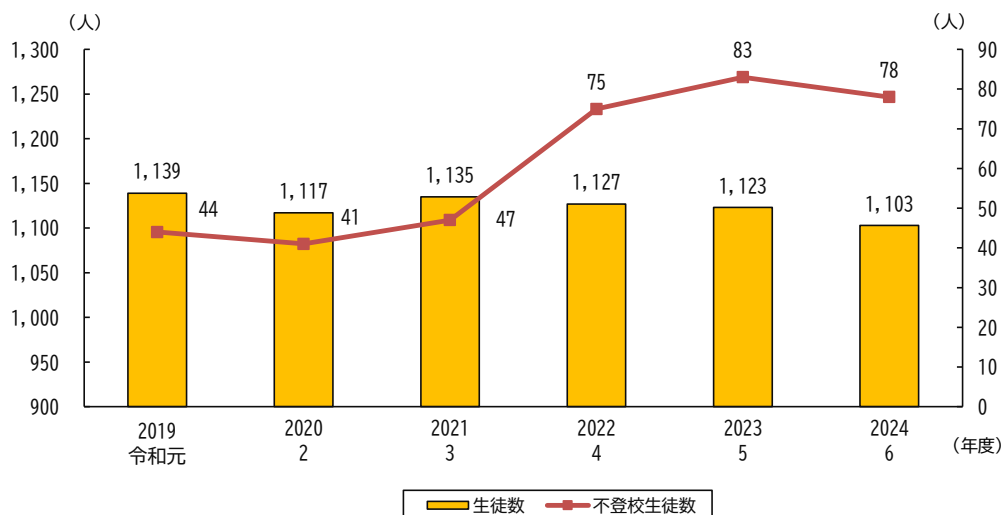


資料5-2(5) 中学校生徒数と不登校生徒数の推移 (単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生徒数	1,139	1,117	1,135	1,127	1,123	1,103
不登校生徒数	44	41	47	75	83	78

資料: 学校基本調査  
各年度5月1日現在

【中学校生徒数と不登校生徒数の推移】

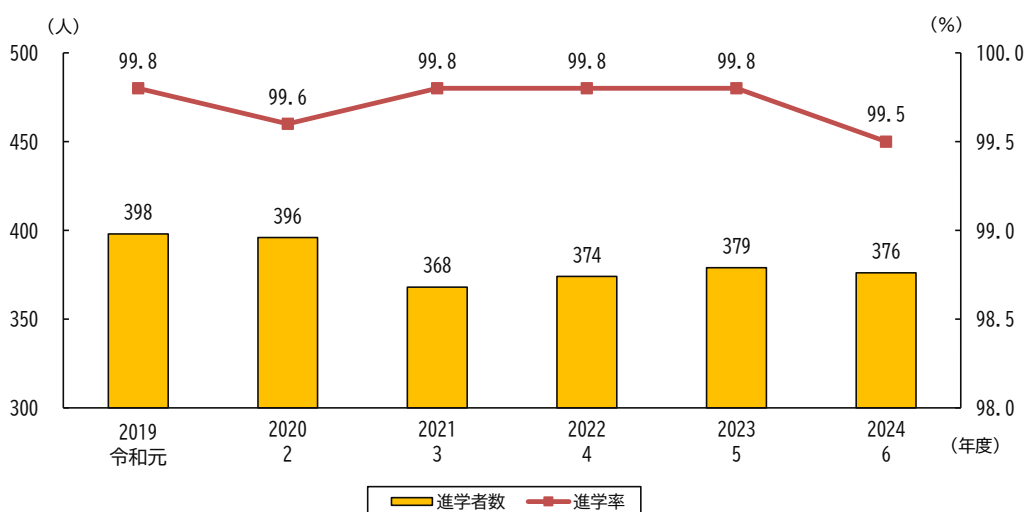


資料5-2(6) 中学卒業後の進学率の推移 (単位:人, %)

中学校名	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	進学者数	進学率	進学者数	進学率	進学者数	進学率	進学者数	進学率	進学者数	進学率	進学者数	進学率
東海中学校	199	99.5	216	99.1	193	99.5	177	100.0	178	100.0	184	99.5
東海南中学校	199	100.0	180	100.0	175	100.0	197	99.5	201	99.5	192	99.5
東海村 合計	398	99.8	396	99.6	368	99.8	374	99.8	379	99.8	376	99.5

資料: 学校基本調査  
各年度5月1日現在

【中学卒業後の進学率の推移】



## 5-3. 高齢者に関する統計

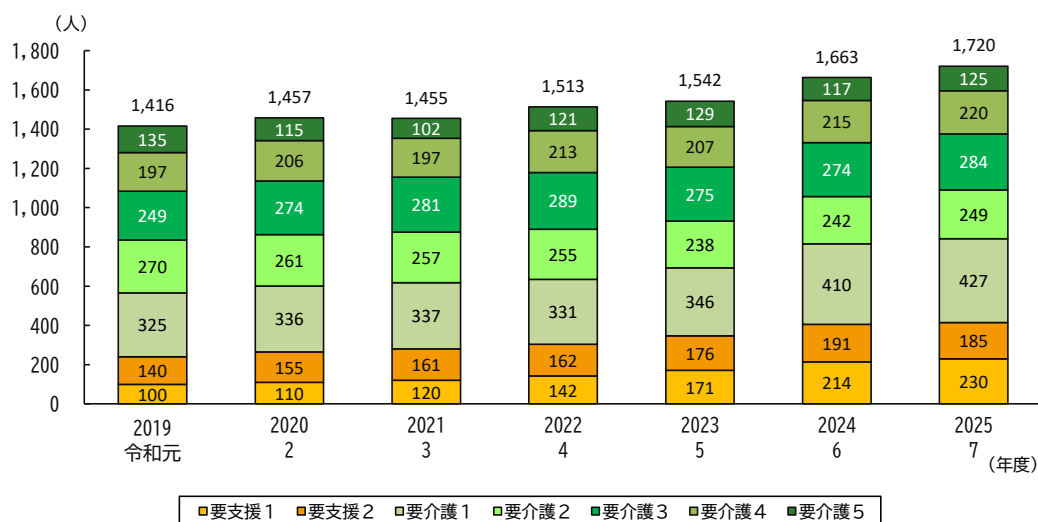
資料5-3 介護認定を受けている人の割合

(単位：人)

介護内訳		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要支援	要支援1	113	100	110	120	142	171	214	230
	要支援2	142	140	155	161	162	176	191	185
要介護	要介護1	302	325	336	337	331	346	410	427
	要介護2	254	270	261	257	255	238	242	249
	要介護3	243	249	274	281	289	275	274	284
	要介護4	191	197	206	197	213	207	215	220
	要介護5	139	135	115	102	121	129	117	125
東海村 合計		1,384	1,416	1,457	1,455	1,513	1,542	1,663	1,720

資料：東海村福祉の概要

【介護認定を受けている人の推移（介護度別）】



## 5-4. 地域活動に関する統計

資料5-4(1) 子ども会会員数・加入率の推移

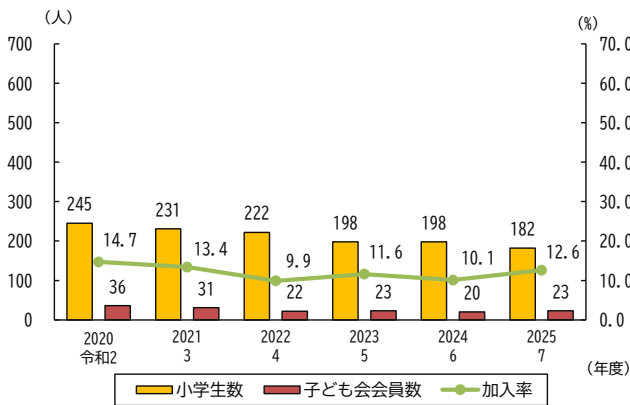
(単位：人，%)

小学校名	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	小学生数	子ども会 会員数	加入率	小学生数	子ども会 会員数	加入率	小学生数	子ども会 会員数	加入率	小学生数	子ども会 会員数	加入率	小学生数	子ども会 会員数	加入率	小学生数	子ども会 会員数	加入率
白方小学校	546	33	6.0	532	31	5.8	508	43	8.5	503	39	7.8	489	27	5.5	450	8	1.8
石神小学校	245	36	14.7	231	31	13.4	222	22	9.9	198	23	11.6	198	20	10.1	182	23	12.6
村松小学校	285	0	0	284	0	0	277	0	0	269	0	0	255	0	0	259	0	0
東海中学区 計	1,076	69	6.4	1,047	62	5.9	1,007	65	6.5	970	62	6.4	942	47	5.0	891	31	3.5
照沼小学校	96	0	0	100	0	0	104	0	0	90	0	0	84	0	0	82	0	0
中丸小学校	645	391	60.6	651	399	61.3	650	356	54.8	654	356	54.4	644	339	52.6	614	266	43.3
舟石川小学校	534	139	26	510	174	34.1	498	101	20.3	470	75	16	449	44	9.8	454	27	5.9
東海南中学区 計	1,275	530	41.6	1,261	573	45.4	1,252	457	36.5	1,214	431	35.5	1,177	383	32.5	1,150	293	25.5
東海村 合計	2,351	1,060	45.1	2,308	1,146	49.7	2,259	914	40.5	2,184	862	39.5	2,119	766	36.1	2,041	586	28.7

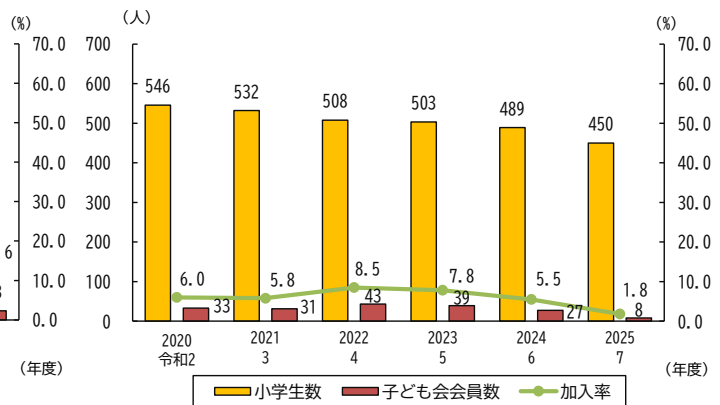
資料：東海村教育委員会学校教育課・生涯学習課調べ  
小学生数は各年度5月1日現在  
子ども会会員数は各年度4月1日現在

資料5-4(2) 子ども会会員数・加入率の推移(地区社会福祉協議会グラフ)

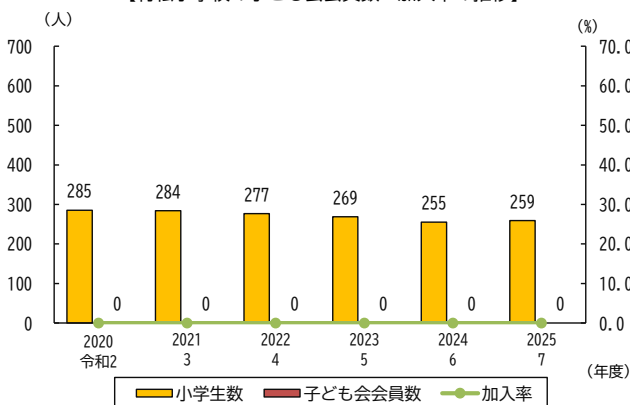
【石神小学校の子ども会会員数・加入率の推移】



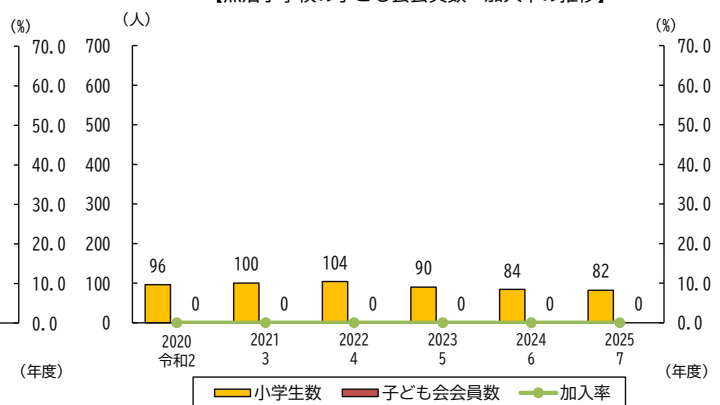
【白方小学校の子ども会会員数・加入率の推移】



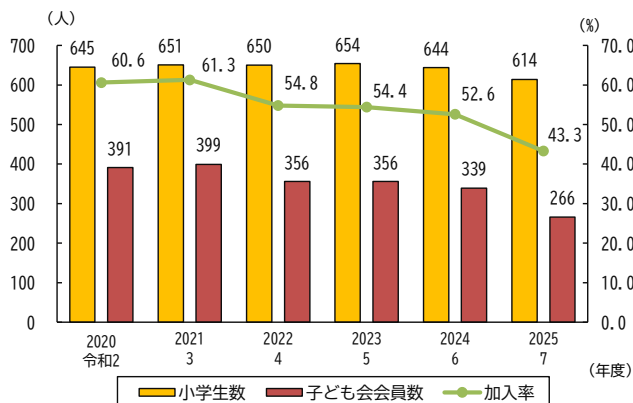
【村松小学校の子ども会会員数・加入率の推移】



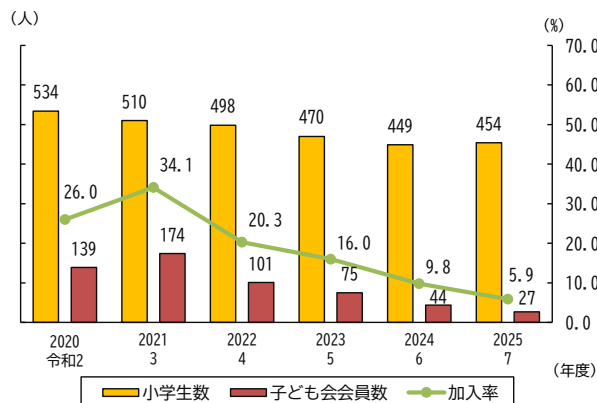
【照沼小学校の子ども会会員数・加入率の推移】



【中丸小学校の子ども会会員数・加入率の推移】



【舟石川小学校の子ども会会員数・加入率の推移】



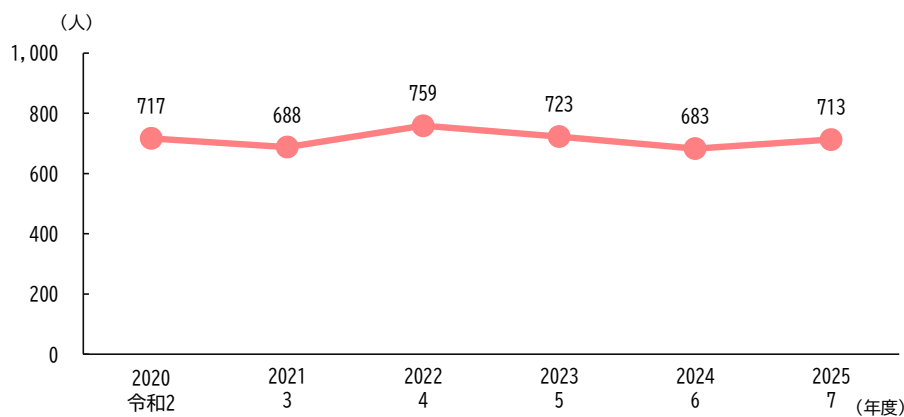
資料5-4(3) スポーツ少年団会員数の推移

(単位: 人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
会員数	717	688	759	723	683	713

資料: 東海村教育委員会生涯学習課調べ (令和7年度: 11月19日現在)

【スポーツ少年団会員数の推移】



## 5-5. 地域で困っている人に関する統計

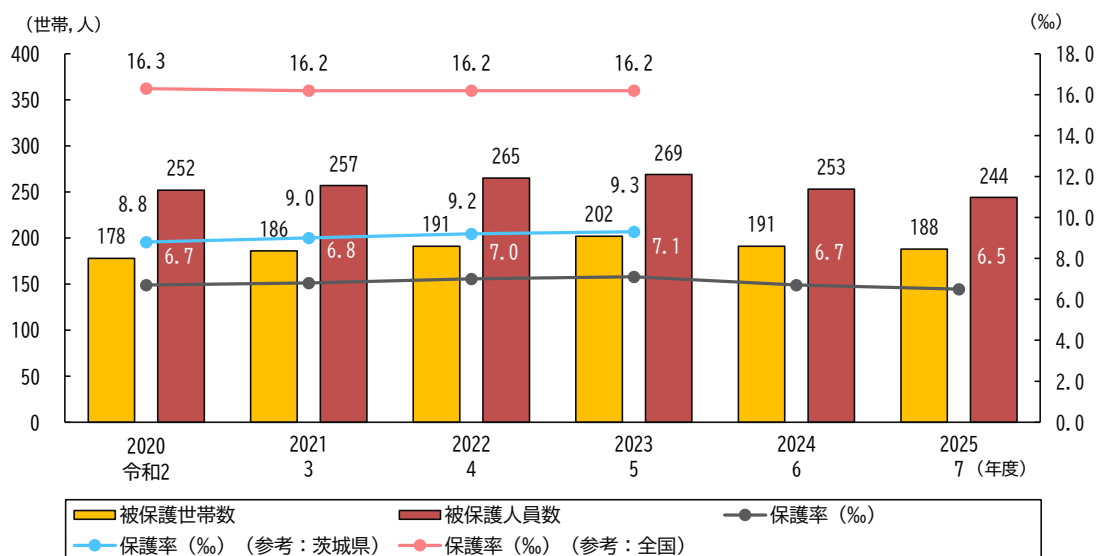
資料5-5(1) 生活保護受給者数・保護率の推移

(単位：世帯，人，%)

東海村			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		被保護世帯数	178	186	191	202	191	188
		被保護人員数	252	257	265	269	253	244
		保護率(%)	6.7	6.8	7.0	7.1	6.7	6.5
(参考)	茨城県	被保護世帯数	18,750	19,206	19,531	19,867		
		被保護人員数	22,943	23,354	23,547	23,862		
		保護率(%)	8.8	9.0	9.2	9.3		
	全国	被保護世帯数	1,636,959	1,641,512	1,643,463	1,650,478		
		被保護人員数	2,052,114	2,038,557	2,024,586	2,020,576		
		保護率(%)	16.3	16.2	16.2	16.2		

資料：東海村は茨城県保健福祉部福祉指導課掲載データ  
 茨城県・全国は厚生労働省「被保護者調査」  
 ※東海村は各年度3月末時点、県と国は各年度月平均値

【生活保護受給世帯・人員・保護率の推移】



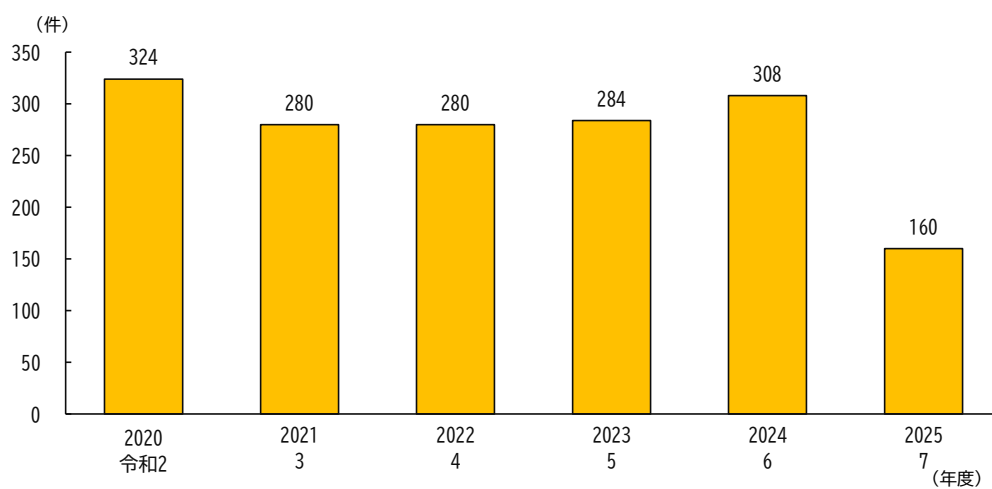
## 資料5-5(2) 心配ごと相談所相談件数の推移

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	324	280	280	284	308	160
総合相談（電話相談）						
総合相談（一般相談）	252	199	189	180	200	119
人権・行政相談						
弁護士相談	48	48	56	56	55	27
行政書士相談	24	33	35	48	53	14

資料：東海村社会福祉協議会調べ  
 ※令和7年度は9月末時点

【心配ごと相談所相談件数の推移】

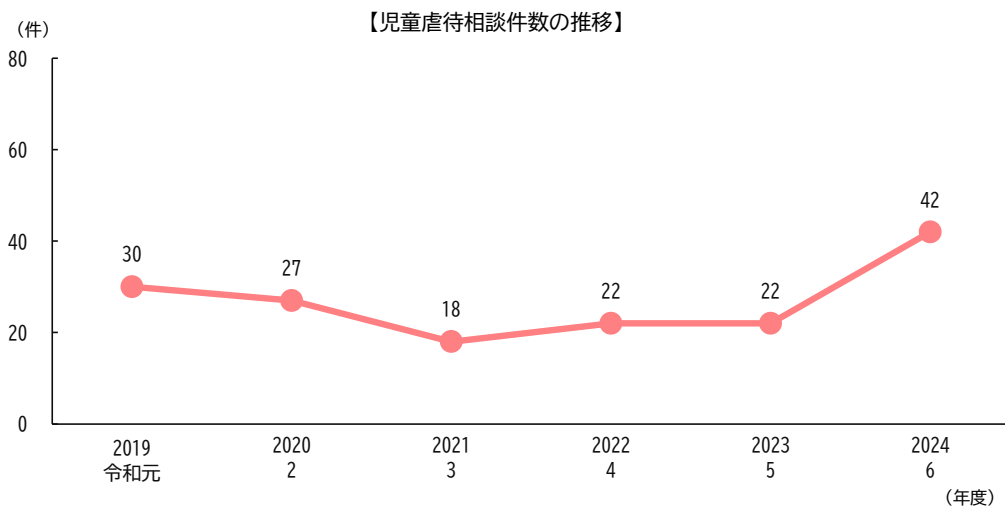


資料5-5(3) 児童虐待相談件数の推移

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東海村	30	27	18	22	22	42
参考：茨城県	3,181	3,478	3,743	4,033	4,134	4,233
参考：全国	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	223,691

資料：東海村福祉部子育て支援課調べ

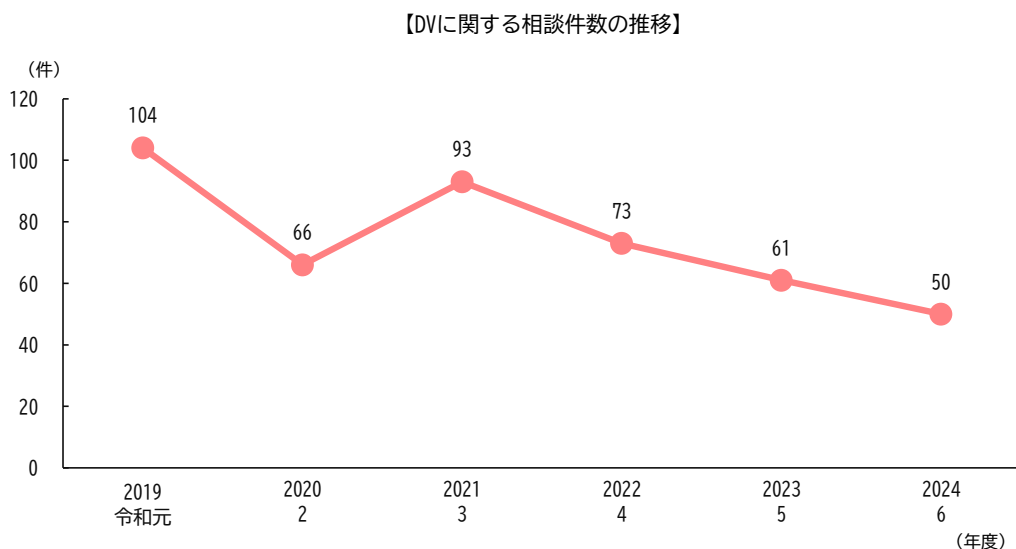


資料5-5(4) DV(家庭内暴力)に関する相談件数の推移

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東海村	104	66	93	73	61	50
参考：茨城県	939	1,247	1,077	1,005	928	888
参考：全国	119,276	129,491	122,478	122,211	126,743	127,796

資料：東海村福祉部総合相談支援課調べ

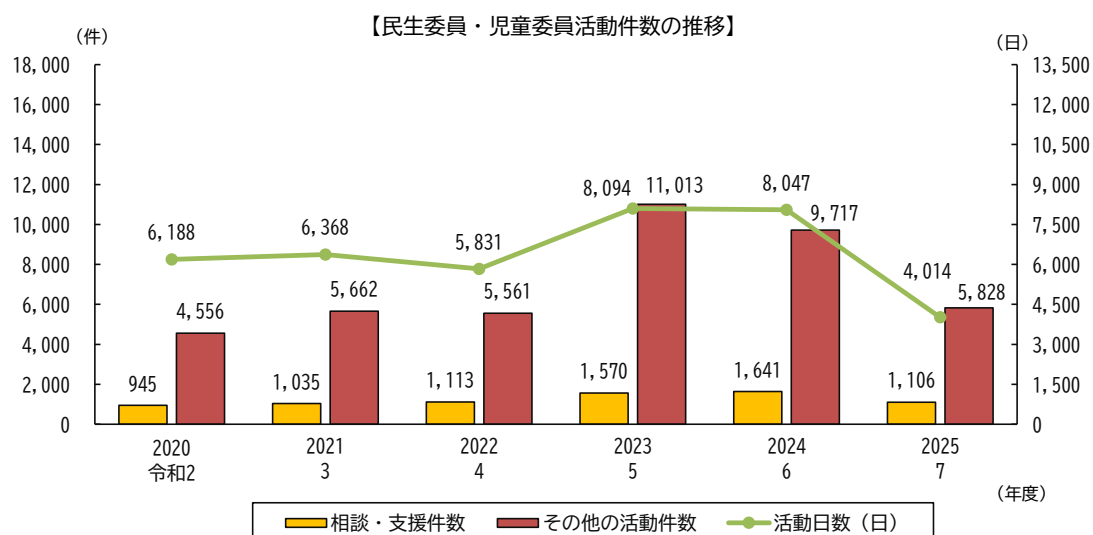


## 資料5-5(5) 民生委員・児童委員活動件数の推移

(単位：件，日)

学区名	地区名	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
相談・支援件数	内容別	在宅福祉	172	215	154	298	242	93
		介護福祉	30	59	71	69	64	17
		健康・保健医療	69	95	115	102	107	47
		子育て母子相談	18	26	77	123	62	36
		子どもの地域生活	19	57	20	36	89	51
		子どもの教育・学校生活	135	82	113	178	120	73
		生活費	5	21	8	26	28	14
		年金・保険	2	1	0	5	5	6
		仕事	24	3	4	7	23	13
		家族関係	46	51	33	64	48	72
		住居	5	5	27	11	24	9
		生活環境	23	31	45	60	76	34
		日常的な支援	170	162	201	213	246	109
	その他	227	227	245	379	507	532	
	計	945	1,035	1,113	1,571	1,641	1,106	
	分野別	高齢者	510	593	649	830	870	569
		障がい者	33	30	45	63	97	68
		子ども	209	181	221	353	287	213
		その他	193	231	198	324	387	256
	計	945	1,035	1,113	1,570	1,641	1,106	
その他の活動件数	調査・実態把握	646	1,264	788	3,925	2,414	2,204	
	行事・事業・会議への参加協力	956	1,104	1,420	2,227	2,327	1,170	
	地域福祉活動・自主活動	1,887	2,073	2,079	3,014	3,126	1,540	
	民児協運営・研修	1,004	1,113	1,202	1,663	1,638	823	
	証明事務	61	93	72	175	199	90	
	要保護児童の発見の通告・仲介	2	15	0	9	13	1	
計	4,556	5,662	5,561	11,013	9,717	5,828		
訪問日数	訪問・連絡活動	4,268	4,565	5,584	6,776	7,021	3,474	
	その他	2,239	2,690	2,162	3,538	3,640	2,310	
	計	6,507	7,255	7,746	10,314	10,661	5,784	
連絡調整回数	委員相互	2,713	2,636	2,030	3,093	3,364	1,726	
	その他の関係機関	2,167	2,175	2,025	2,787	3,046	1,543	
	計	4,880	4,811	4,055	5,880	6,410	3,269	
活動日数(日)		6,188	6,368	5,831	8,094	8,047	4,014	

資料：東海村福祉部地域福祉課調べ  
 ※当該年度以降、各年度ごとに算出。令和7年度のみ9月末時点。



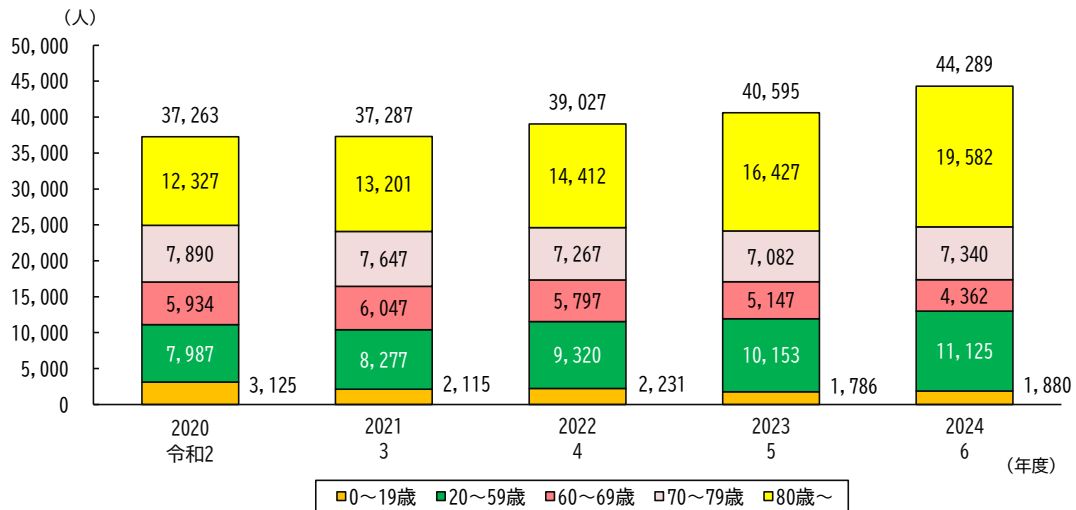
資料5-5(6) デマンドタクシー利用者数の推移(年代別集計)

(単位：人)

年間利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		37,263	37,287	39,027	40,595	44,289
年代別	0～19歳	3,125	2,115	2,231	1,786	1,880
	20～59歳	7,987	8,277	9,320	10,153	11,125
	60～69歳	5,934	6,047	5,797	5,147	4,362
	70～79歳	7,890	7,647	7,267	7,082	7,340
	80歳～	12,327	13,201	14,412	16,427	19,582

資料：東海村産業部産業政策課調べ  
 ※令和7年度以降はAIが導入されたことにより、システム上年齢層は拾えなくなったため、令和6年度までの実績となる。

【デマンドタクシー利用者数の推移（年代別）】



## 資料6 用語解説

あ行	
AI	AI は、Artificial Intelligence（人工知能）の頭文字をとったもの。人間が予めプログラムした通りに処理を実行するのではなく、人間が用いる自然言語を理解・処理する「自然言語処理」や、データを分析して知識を基に論理的に新たな結論を導く「推論」、画像や動画から特定のパターンを抽出して対象を識別する「画像認識」、経験や与えられた情報から役立ちそうな知識を見つけ出す「学習」など、応用範囲が広がっている。
SNS	SNS は、Social Networking Service（社会的ネットワークサービス）の頭文字をとったもの。インターネットを使い、個人や団体の間をつなぐ社会的なネットワークを提供するサービスで、代表的なものとして Facebook などがある。
SDGs	SDGs は、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の頭文字をとったもの。平成 27（2015）年の国連サミットにて全会一致で採択された国際的な目標。平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までを目標期間とし、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現を目指すことを誓っている。
か行	
ゲートキーパー	自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につながる、見守る人のこと。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等の人権を始めとしたさまざまな権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理すること。
さ行	
重層的支援体制整備事業	障害と子育てと困窮が同時に存在するなど、複数の福祉制度にまたがる問題でも断らずに受け止め、必要な支援につなぐための包括的な支援体制をつくるための事業のこと。
生活保護	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行うことで、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。
成年後見制度	判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度のこと。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。

小地域福祉活動	地区自治会、地区社会福祉協議会の活動単位である第2層圏域（小学区エリア）といった、住民同士が互いに顔の見える関係を築くことができる生活感覚に即した生活圏で行われる福祉活動のこと。
た行	
DV	DVはDomestic Violence（家庭内暴力）の頭文字をとったもの。一般的に、男性など家庭内の強者から、女性や子ども、高齢者・障害者などの家庭内の弱者への「継続的な身体的、心理的、性的虐待など」をいう。女性問題としては、夫や恋人など「親しい」男性から女性への暴力をいう。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇・無視・行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。
地域包括支援センター	地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核的機関。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が配置されている。
超高齢化社会	一般に、総人口に対して高齢者（65歳以上の者）の割合（高齢化率）が21%を超えた社会のこと。高齢化率が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会と言われる。
な行	
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする人のこと。認知症サポーター養成講座を受講することが必要。
は行	
パブリックコメント	住民など公衆の意見、特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対して寄せられた意見のことを言う。また、意見公募の手続きそのものを指すことばとしても用いられる。
普通出生率	1年間の出生数を全人口（男女・全年齢含む）で割った、人口1000人当たりの出生数を示す指標（単位：‰）。計算が簡単で、全人口に対する出生の割合が即座に分かるが、高齢者や男性も母数に含まれるため、より正確な出産の傾向を比較する際には合計特殊出生率が使われる。
ふれあい協力員	地区社会福祉協議会の活動に賛同し、ボランティアで活動に参加する人のこと。地区社会福祉協議会活動の中核的な存在であり、地域の中でお互いに支え合う共助の精神で、できる範囲のことをできる範囲で手伝うことを基本姿勢として、日常的な声かけや見守り、その他各種の事業を推進している。

# おわりに ～東海村地域福祉計画推進会議 委員からのメッセージ～

## ■松井 淳子委員

「幸せ」を何に感じるかはひとそれぞれですが、誰かの思いやりに触れた時はみんな幸せな気持ちになると思います。「福祉活動」というとなんだか難しい気がするけれど、日常の中の小さな思いやりが広がって、たくさんの幸せが生まれる。それがはじめの一步なんだとこの会議に参加して学ぶことができました。

## ■小泉 愛葉委員

私が地域福祉計画推進会議に参加して、東海村の良さについて学びました。これからの東海村を作りつつも今の東海村も大切にしながら過ごせれば良いのかなと思います。東海村らしい計画を立てることができてとても嬉しかったです。若者の意見を取入れてもらえて良かった。

## ■澤井 咲希委員

地域福祉計画の策定に関わり、多様な立場の意見を踏まえる重要性を実感いたしました。高校生会での地域活動を通じ、人と人とのつながりの大切さも改めて認識しております。今後も世代を超えた支え合いを大切に、よりよいまちづくりに取り組んでいきたいです。

## ■渡部 のぞみ委員

福祉を大学で学んでいる中で、地域福祉計画の策定に関わることができ、地域の強みや課題を知ることができたことはとても貴重な経験となりました。これからも私たちの世代の声を発しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりに関わっていきたいです。

## ■川口 優羽委員

地域福祉計画推進会議に参加して、地域の現状や課題に向き合うことが、いかに大切であるかを再認識しました。従来の形式とは異なり、私を含む学生の意見を取り入れた計画になっているため、新たな世代のニーズが実現されるための計画になっていると感じます。

## ■岡部 恵子委員

前回から引き続き本計画の策定にあたり、村民代表の若手の皆さんが、グループワークを通して村の未来について熱く語る姿に夢と希望を強く感じました。さらに、お互い様で支えあう日本社会の文化を大切に、私のような地域の高齢者がより高齢の方を見守り、ボランティア活動等を通して、地域の支え手になることが大切であると痛感しました。

■照沼 恵子委員

東海村に住んで 46 年、成り行きで今日に至ります。ご縁があり地域福祉計画推進会議に参加させて頂いております。高齢になると不自由な事が増えますが、人とのつながりがあることで助け合いの関係が生まれ、助け合うことで互いの喜びにもつながると感じています。会議に参加する度に発見があり刺激的な楽しい時間になっています。

■飯島 真里子委員

次世代を担う高校生・大学生を交えた会議で将来の東海村について活発な話し合いが行われました。現状を把握するために地域に目を向けたことで人との出会いがあり、人生の豊かさに繋がりました。この計画が生かされ、「東海村が大好き」になることを願います。

■有阪 加奈子委員

私は、精神保健福祉分野において、20 年近く活動してきました。今回、さまざまな立場の委員の皆様に出会えたことに、心から感謝しています。地域福祉計画の主役は、東海村に関わる私たち 1 人 1 人です。「こちよいムラ」をともにつくっていきましょう。

■香取 義彦委員

地域福祉計画推進会議に参加して、地域福祉活動の幅広さを学ぶことが出来ました。本計画が村内の皆様へ深く理解頂いて「こちよいムラ」が創れたらと思う幸いです。私も小さいながら一助になればと考えております。本計画が実行に移されることが楽しみです。

■川上 有里委員

今回の計画策定にあたり、東海村に暮らす多様な世代・立場の皆様と意見交換し、貴重なご意見を伺う機会となりました。社協職員として、人と人とのつながりを大切にしながら地域住民の皆様と共に「こちよいムラ」の実現を目指していきたいと思います。

■仲田 瑞穂委員

生まれ育った東海村の地域福祉について、社協職員として住民の皆様と共に関心する時間は大変貴重でした。地域を大切に想う気持ちはみんな同じです。この計画が、未来の東海村をわくわくさせるものとなるように、つながりを大切に、しあわせを広げていきたいです。



---

## 第5次東海村地域福祉計画

発行 東海村 福祉部 地域福祉課 地域福祉・地域医療推進担当  
〒319-1192  
茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号  
電話：029-282-1711（代表）  
ホームページ：https://www.vill.tokai.ibaraki.jp  
発行日 令和8年3月

---